

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四号）附則、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中、第三十三条の八を、第三十三条の七に、第三十九条の十二・第三十九条の十一の二を、第三十九条の十二―第三十九条の十二の三に、第三十九条の百三十を、第三十九条の百二十八に、第四十条の十一の二を、第四十条の十一に、第四十四条の二を、第四十四条に改める。

第一条の二第三項中、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表法第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

法第六十一条の四、 第一項	法人	、法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）
	法人税法	同法

第一条の二第三項の表法第六十八条の六十六第一項の項を次のように改める。

法第六十八条の六十六第二項	又は第三号に掲げる法人又は同法第四条の七に規定する受託法人	若しくは第三号に掲げる法人又は同法第四条の七に規定する受託法人
---------------	-------------------------------	---------------------------------

第一条の二第三項の表法第二十七條の四第十項及び第二十八條の九第十二項の項中、「第二十八條の九第十二項」を「第二十八條の九第十三項」に改め、同表第二十八條の九第十五項第一号の項中、「第二十八條の九第十五項第一号」を「第二十八條の九第十六項第一号」に、が千円超を「が千円超」に、五千万円超であるを「五千万円を超える」に改め、同表第二十八條の九第十八項第一号の項中、「第二十八條の九第十八項第一号」の下に、「及び第二十項第一号」を加え、五千万円超を「五千万円を超え」に、「一億円超である」を「一億円を超える」に改め、同表第二十九條の五十六第五項第一号及び第六項第一号の項中、「第二十九條の五十六第五項第一号及び第六項第一号」を「第二十九條の五十六第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号」に改める。

第一条の四第三項第一号中、「株主」を「同条第十四号に規定する株主等」に改める。
 第二条中、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同条第三号中、「受益権」の下に「（当該証券投資信託の受託者が投資信託及び投資法人に関する法律第十七條第一項第二号に規定する重大な約款の変更等に反対した受益者からの同法第十八條第一項の規定による請求により買戻した受益権を除く。）」を加え、同条第八号中、「交換」の下に「（当該信託財産に属する株式のうち、その株式の発行法人から支払がされる所得税法第二十四條第一項に規定する配当等を受ける権利その他の株主の権利に係る基準日がその交換の日であるもの（以下この号において「権利落ち株式」という。）がある場合には、当該権利落ち株式の価額に相当する金銭の交付を含む。次号において同じ。）」を加える。

第二条の五第三項中、「第二十二項」を「第二十四項」に改める。
 第二条の七第三項中、「第二十一項第一項の規定による申告書の提出があつた日から同条第四項の規定による申告書の提出があつた日の前日までの期間（次条第二号において「国外勤務期間」という。）を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第二条の二十一第一項の規定による申告書の提出があつた場合、当該申告書の提出があつた日から同条第四項の規定による申告書の提出があつた日の前日までの期間（次条第二号において「国外勤務期間」という。）
- 二 第二条の二十一の二第一項の規定による申告書の提出があつた場合、同項に規定する育児休業等の開始の日から同条第二項に規定する再開日の前日までの期間（次条第二号において「育児休業等期間」という。）
- 第三条の八第二号中、「国外勤務期間内」の下に、「若しくは育児休業等期間内」を加える。
- 第三条の十三第一号中、「第二十一項」の下に、「又は第二十一の二第二項」を加える。
- 第二条の二十一の次に次の一条を加える。

（育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書等）
 第二条の二十一の二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、育児休業等（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十三條の三第一項に規定する産前産後休業並びに同法第二十三條の二第一項に規定する育児休業等及び裁判官の育児休業に関する法律

（平成三年法律第百十一号）第二十一項に規定する育児休業をいう。以下この条において同じ。）
 をすることとなつた場合において、当該申告書に係る金融機関の営業所等において預入等をする当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄（その預入等に係る第二十一項の規定による記載をした財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出している場合の同項に規定する特定財産形成住宅貯蓄契約に係るものに限る。）につき、引き続き法第四条の二第一項の規定の適用を受けようとするときは、その者は、その育児休業等の開始の日までに、その旨、その育児休業等の期間その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下第二條の二十六までにおいて「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」という。）を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載した勤務先（財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又は第二條の二十第一項の規定による申告書を提出している場合には、これらの申告書に記載した異動後の勤務先。以下この項において「休業前勤務先」という。）に当該休業前勤務先が事務代行団体に勤務者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定資金支払者に係るものである場合には、当該休業前勤務先及び当該委託に係る事務代行先。第三項において「休業前勤務先等」という。）及び現に当該財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄職務署長に提出しなければならない。

2 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、前項の育児休業等の終了の日後最初に同項の財産形成住宅貯蓄に係る勤務者財産形成住宅貯蓄契約に基づく第二條の十三第一号に規定する金銭等の払込みをすべき日（以下この項において「再開日」という。）に、当該金銭等の払込みをしなかつた場合には、当該育児休業等の終了の日後に支払われる当該個人（当該再開日の前日までに第二條の二十一第一項に規定する不適格事由が生じた者を除く。）が提出した前項の財産形成非課税住宅貯蓄申告書に係る金融機関の営業所等において預入等をした当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄に係る利息、収益の分配又は法第四条の二第一項第四号に規定する差益については、同項の規定は、適用しない。

3 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、その提出後、当該育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書に記載した育児休業等の期間を変更する場合には、当該変更前の育児休業等の期間の終了の日（同日が当該変更後の育児休業等の期間の終了の日後となる場合にあつては、同日）までに、その旨、その変更後の育児休業等の期間その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下第二條の二十六までにおいて「育児休業等期間変更申告書」という。）を、休業前勤務先等及び現に第一項の財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄職務署長に提出しなければならない。

4 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書又は育児休業等期間変更申告書が第一項又は前項の金融機関の営業所等にて受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する職務署長に提出されたものとみなす。
 第二条の二十四第三項中、「若しくは海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を「、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書若しくは育児休業等期間変更申告書」に改める。
 第二条の二十五第四項中、「若しくは」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書若しくは」に改め、同条第六項第一号中、「又は」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書又は」に改める。

第二条の二十六中、「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改める。
 第二条の二十七中、「第二十二項」を「第二十四項」に改める。

第二十一条の三十一の表第二十一条の七第三項の項を次のように改める。

第二十一条の七第三項	内の預入等	内の預入等又は第二十一条の三十二第五項に規定する積立期間の末日後の預入等
前条第二項	第二十一条の三十一において準用する前条第二項	第二十一条の三十一において準用する前条第二項
第二十一条の二十一第一項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十一第一項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十一第一項
次条第二号	第二十一条の三十一において準用する次条第二号	第二十一条の三十一において準用する次条第二号
第二十一条の二十一の二第二項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十一の二第二項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十一の二第二項

第二十一条の三十一の表第二十一条の八の項中

「若しくは育児休業等期間内若しくは第二十一条の三十一第五項に規定する積立期間の末日後」を「若しくは育児休業等期間内若しくは第二十一条の三十一第五項に規定する積立期間の末日後」に改め、同表第二十一条の二十一第五項の項に次のように加える。

第二十一条の二十一の二見出し	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書等	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書等
第二十一条の二十一の二第一項	その提出後	その提出後第二十一条の三十二第五項に規定する積立期間の末日前に
第二十一条の七第一項	第二十一条の七第一項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の七第一項
第二十一条の二十六	第二十一条の二十六	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十五
育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又は第二十一条の二十第一項の規定による申告書	財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書又は第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十第一項の規定による申告書	財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書又は第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十第一項の規定による申告書
育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
第二十一条の十三第一号	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の十三第一号	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の十三第一号
第二十一条の十二第二項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の十二第二項	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の十二第二項

法第四条の二第一項第四号

第二十一条の二十一第二項	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
第二十一条の二十六	第二十一条の三十一において準用する第二十一条の二十五	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書

第二十一条の三十一の表第二十一条の二十四第三項の項中、「若しくは海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」に、「若しくは海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を、「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」に改め、同表第二十一条の二十五第四項の項及び第二十一条の二十六第六項の項中、「海外転勤者の国内勤務申告書」の下に、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」を、「海外転勤者の特別国内勤務申告書」の下に、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」を加える。

第二十一条の三十二第一項中、「前条において準用する第二十一条の二十一第一項の規定による申告書を提出している者にあつては、同条第四項の規定による申告書を提出する日」を、「次の各号に掲げる申告書を提出している者にあつては、当該申告書の当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条において準用する第二十一条の二十一第一項の規定による申告書 同条第四項の規定による申告書を提出する日
 - 二 前条において準用する第二十一条の二十一第一項の規定による申告書 その申告書（当該申告書に係る同条第三項の規定による申告書を提出している場合にあつては、当該申告書）に記載された同条第一項に規定する育児休業等の期間の終了の日の翌日
- 第二十一条の三十四中、「同条第四項」を、「同条第四項、第二十一条の二十一の二第一項、同条第三項に、「海外転勤者の特別国内勤務申告書」を、「海外転勤者の特別国内勤務申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」に改める。

第二十一条の三十一第一項中、「火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会」を削る。

第四条の二第一項第二号中、「上場されている株式」の下に、「（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第四項に規定する投資口を含む。以下この号において同じ。）を、株式会社」の下に、「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第二項に規定する投資法人」を加え、同法を「金融商品取引法」に改める。

第五条の三第二項中、「第十条の三第二項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、第十条の五の四第一項の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第十二項第八号中、「薬事法」を、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二十一条第五項」を、「第二十一条第六項」に、「又は希少疾病用医療機器」を、「希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品」に改める。

第五条の四第三項を削り、同条第四項中、「第十条の二の第二項第一号」を、「第十条の二の第二項第一号八」に改め、に著しく資するもの(電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。)を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、第十条の五の四第一項の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中、「第五項」を、「第四項」に改め、同項を同条第十二項とする。第五条の五第三項中、「一式とする」を、「一式」に改め、同条第七項中、「第十条の三第三項」を、「第十条の三第五項」に改め、同条第八項中、「第十条の三第三項」を、「第十条の三第五項」に、及び同条第四項」を、「から同条第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に、「第十条の五の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第九項中、「第十条の三第五項及び第六項」を、「第十条の三第七項」に、及び同条第十項の三第三項」を、「並びに法第十条の三第五項及び第六項」に、同項」を、「これら」に、同条第四項」を、「同条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 法第十条の三第六項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の三第五項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第六項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六第五項中、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、第十条の五の三第三項及び第四項」の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加える。第五条の六の二第六項中、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、第十条の五の四第一項」の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加える。

第五条の六の三第二項中、「一式とする」を、「一式」に改め、同条第五項中、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、第十条の五の四第一項」の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加える。

第五条の六の四第二項中、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、第十条の五の三第三項及び第四項」の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第十項中、「から当該雇用人等支給額のうち日々雇入れられる者」を、「のうち同項第六号に規定する継続雇用人等(次項から第三項までにおいて「継続雇用人等」という。)を、控除した金額」を、「雇入れ保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者(第十二項において「一般被保険者」という。)に該当する者に対して支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第九条第一項第二号に規定する継続雇用人等(以下「継続雇用人等」という。))に該当する者(第十二項において「継続雇用人等」という。))に対して支給したものを除く。以下第十二項までにおいて「継続雇用人等支給額」という。)に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該継続雇用人等支給額が零である場合には、一円とする。

第五条の六の四第二項中、「国内雇用人等(当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の同条第二項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇入れられる者を除く。を、継続雇用人等(継続雇用人等支給額に係るものに限り、に改め、合計した数」の下に(継続雇用人等給与等支給額が零である場合には、(一)を加え、同条第十二項を次のように改める。

12 法第十条の五の四第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用人等(継続雇用人等支給額に係るものに限り、)に係る金額(一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用人等支給額に算入されるものを除く。次項において「継続雇用人等支給額」という。)とする。

第五条の六の四第十三項及び第十四項を削り、同条第十五項中、「国内雇用人等(当該適用年の前年の給与等支給額に係るものに限り、日々雇入れられる者を除く。を、継続雇用人等(継続雇用人等比較給与等支給額に係るものに限り、)に、(当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当

該合計した数に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した数)を(継続雇用人等比較給与等支給額が零である場合には、(一)に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中、「第十二項、第十三項及び第十四項(前項において準用する場合を含む。))並びに第十五項」を削り、同項を同条第十四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第五条の六の五 法第十条の五の五第一項に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの(これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本その他財務省令で定めるものを除く)とする。

2 法第十条の五の五第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。)の取得価額(所得税法施行令第二百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が百六十万円以上のものである。

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの(当該個人がその年から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。次号及び第四号において同じ。)において、取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの)の取得に限る。次号及び第四号において同じ。)又は製作をして国内にある当該個人の事業の用に(貸付けの用を除く。以下この項及び第五項において同じ。)に供した工具又は器具及び備品(それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。)の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。)

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの(当該個人がその年において、取得又は建設をして国内にある当該個人の事業の用に供した建物附属設備(一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。)の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。)

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの(当該個人がその年において、取得又は製作をして国内にある当該個人の事業の用に供したソフトウェア(一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。)の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。)

3 法第十条の五の五第五項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の五第五項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4 法第十条の五の五第五項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第六項並びに法第十条の五の五第五項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第六項から第七項まで、第十条の五の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第二項及び第四項、第十条の五の四第一項、第四十一條第一項、第四十一條の十八第二項、第四十一條の十八の二第二項、第四十一條の十八の三第一項、第四十一條の十九の二第二項、第四十一條の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一條の十九の四第一項及び第三項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(同法第三十三條第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額)、一時所得の金額の二の一分に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうち事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げるときは、当該個人の平成二十八年における法第十条の五の五第五項及び第六項の規定の適用については、同項の規定により同条第五項に規定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

一 法第十条の五の五第一項に規定する指定期間内に特定生産性向上設備等（同項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等（同条第三項に規定する取得等をいう。次号において同じ。）をして、これを特定期間（同条第三項に規定する特定期間をいう。同号において同じ。）の末日の翌日から平成二十八年十二月三十一日までの間に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同条第一項の規定の適用を受けるとき、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額

二 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを平成二十八年一月一日から特定期間の末日までの間に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき法第十条の五の五第一項及び第三項の規定の適用を受けるとき、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額

第五条の七第一項中、「第十条の三第三項及び第四項」を、「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第三項中、「第十条の二第四項」を、「第十条の二第五項」に、「第十条の三第十項」を、「第十条の三第十項」に、「及び第十條の五の四第六項」を、「第十條の五の四第六項及び第十條の五の五第十項」に改める。

第六条を次のように改める。

（耐震基準適合建築物の特別償却）
 第六条 法第十一条の二第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない同項に規定する耐震基準適合建築物等の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

第六条の三第一項第三号中、「国際物流拠点産業集積地域として指定された」を削り、その指定の日（沖縄振興特別措置法第四十二条第四項の変更に伴って新たに当該国際物流拠点産業集積地域を「沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積地域」という。）に、「その新たに提出のあった」を、「当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあった」に、「沖縄振興特別措置法第四十二条第四項又は第五項の解除又は変更により当該」を、「同条第八項の変更に伴い、その該当しないこととなつた」を、「当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあった」に改め、同項第四号中、「第四号」を、「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第十二条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合、沖縄振興特別措置法第五十五条の二第二項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更に伴って新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更に伴って新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しな

いこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更に伴って同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

第六条の三第二項第一号中、「次号イ」を、「次号」に改め、同項第二号中、「第二号」を、「第二号から第四号まで」に改め、同号口中、「器具及び備品」の下に、「法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置」を加え、これを、「一の生産等設備を構成するもの」に、「五百万円」を、「百万円」に改め、同項第三号中、「第三号又は第四号」を、「第五号」に改め、同条第五項第二号中、「第十項」を、「第十一項」に改め、同条第六項中、「エンジニアリング業」の下に、「（次項第一号において、「エンジニアリング業」という。）を加え、次項第六号」を、「次項第一号及び第八項第六号」に改め、同条第十五項を削り、同条第十四項中、「第十七項」の下に、「及び第十九項」を加え、「第十二項」を、「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中、「計画基準」を、「前項第一号に規定する基準」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中、「当該地区に係る同表の第一号の上欄に規定する指定された地区又は同表の第二号の上欄に規定する指定された地区若しくは同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をい、産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準（以下この条において、「計画基準」という。）を満たすものに限る」を、「次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう」に、策定した」を、「策定し、又は作成した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第十二条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣が定める基準を満たすもの

二 法第十二条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣が定める基準を満たすもの

三 法第十二条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定産業振興促進計画

第六条の三第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中、「期間は、この下に、「同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる地区にあつては、」を加え、（同項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）を削り、これらの「を、「当該」に改め、若しくは同欄に規定する区域」を削り、期間（この下に、「とし、同表の第三号の上欄に掲げる地区にあつては当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において、「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が平成二十七年三月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第六十一条の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中、「第四号」を、「第五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中、「第七項第一号」を、「第八項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 航空機整備業務 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

第六条の三第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び同条第七号」を、「同条第七号」に改め、「不動産賃貸業」という。の下に「及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法第十二条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一 製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器具及び備品

イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品

第六条の三第十六項中、及び同欄に規定する区域」を削り、計画基準」を、第十三項第二号に規定する基準」に改め、同条第十七項中、第十二項」を、第十三項」に改め、同条第十九項中、計画基準」を、第十三項第一号若しくは第二号に規定する基準」に、第十三項」を、第十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18 法第十二条第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定産業振興促進計画に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。

19 法第十二条第三項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）、旅館業及び情報サービス業のうち、同号の上欄に掲げる地区に係る認定産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備とする。

第六条の四第一項中、「一式とする。」を、「一式」に改め、同条第二項第二号中、「薬事法」を、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第六条の六第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中、「第三項第二号」を、「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第六条の七第一項第一号中、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に改め、同項第二号中、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十二項」を、「同条第十一項」に改め、同項第三号中、「第五条第二十六項」を、「第五条第二十五項」に改め、同条第六項中、「前条第八項」を、「前条第六項」に改める。

第七条の二第五項中、「又は同法」を、「同法」に改め、実施主体」の下に、「又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十五条第一項の規定により都市再生特別措置法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなされた国家戦略特別区域法第二十五条第一項の実施主体」を加え、同条第九項中、「建築物」の下に、「又は構築物」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中、「建築物が同条第二項第一号及び第二号に掲げる建築物のいずれにも」を、「建築物又は構築物

が同条第二項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」に、これらの建築物のうちいずれかの建築物」を、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる建築物又は構築物」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中、「第十四条の二第二項第三号」を、「第十四条の二第二項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中、「第十四条の二第二項第三号」を、「第十四条の二第二項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 法第十四条の二第二項第三号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に該当する個人が取得するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七号中、「又は第四十九条第二項」及び「又は第十一号の二」第二項に係る部分に限る。」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条に次の一号を加える。

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条（第三項に係る部分に限る。）の規定
 第十一条及び第十二条を次のように改める。
 第十一条及び第十二条 削除

第十三条を削る。
 第十二条の二第一項中、「第三項及び第十二項第一号」を、「及び第三項」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第二項及び第三項中、「控除した後の」を、「控除した」に改め、同条第十四条第六項及び第七項を削り、第二章第三節中同条を第十三条とする。

第十六条の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中、「推定相続人に」を、「法第二十四条の二第七項に規定する推定相続人に同条第一項の」に、「前項第二号に掲げる」を、「当該推定相続人について同条第八項に規定する申請が却下された」に、「法第二十四条の二第七項」を「同条第七項」に、「第三項」を、「同項」に、「取り消された」と、「取り消された」と、「あつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）」とあるのは、「あつた日」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条の四第二項を削り、同条第三項中、「第二十八条第一項第五号」を、「第二十八条第一項第四号」に、「第七号まで」を、「第三号まで」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号を同項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「第二十八条第一項第五号」を、「第二十八条第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中、「第二十八条第一項第五号」を、「第二十八条第一項第四号」に、「第三項第八号又は第九号」を、「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中、「第三項」を、「第二項」に、「第四項」を、「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の五の見出し中、「少額減価償却資産」を、「中小企業者の少額減価償却資産」に改め、同条第三号中、「次条第七項」を、「第十八条の七第七項」に改める。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五の次に次の一条を加える。
 （債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例）
 第十八条の六 法第二十八条の二の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の債務処理に関する計画が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号（これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することとする。

2 法第二十八條の二の第二項に規定する政令で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る所得税法第二條第一項第二十号に規定する繰延資産（以下この条において「繰延資産」という。）のうちまだ必要経費に算入されていない部分及び所得税法施行令第八十二條の第三項に規定する繰延消費税額等（以下この条において「繰延消費税額等」という。）のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

3 法第二十八條の二の第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 減価償却資産 当該債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八條第二項の規定（その減価償却資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一條第三項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額が、法第二十八條の二の第二項に規定する準則に定められた方法により評定が行われた当該減価償却資産の価額を超える場合のその超える部分の金額

二 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として所得税法第五十條の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下この条において「事業所得等の金額」という。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額が、法第二十八條の二の第二項に規定する準則に定められた方法により評定が行われた当該繰延資産の価額を超える場合のその超える部分の金額

三 繰延消費税額等 その繰延消費税額等から所得税法施行令第八十二條の第三項又は第四項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額が、法第二十八條の二の第二項に規定する準則に定められた方法により評定が行われた当該繰延消費税額等の価額を超える場合のその超える部分の金額

4 法第二十八條の二の第二項の規定の適用を受けた個人が、減価償却資産若しくは繰延資産につき所得税法第四十九條第一項若しくは第五十條第一項の規定により法第二十八條の二の第二項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算するとき、繰延消費税額等につき所得税法施行令第八十二條の第四項の規定により同日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をするときは、法第二十八條の二の第二項に規定する対象資産につき同日以後譲渡（所得税法第三十三條第一項の譲渡をいう。）相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額を計算するときは、法第二十八條の二の第二項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、同日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に同令第八十二條の第三項若しくは第四項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすものとする。

5 法第二十八條の二の第二項の規定の適用に係る同項に規定する対象資産につき、償却費の額を計算する場合、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする場合又は事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に減価償却資産の取得に要した金額、繰延資産の額又は繰延消費税額等が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第十九條第九項第一号中、「独立行政法人環境再生保全機構」を削る。
第十九條の四第十二項中、「特定外国新株予約権等」を、「特定外国新株予約権」に改める。
第二十條の二第二項第一号中、「独立行政法人環境再生保全機構」を削り、同項第五号中（平成十年法律第九十二号）第五十二條第三号を、「第六十二條第三号」に、「第五十一條第一項」を、「第六十一條第一項」に改め、同項第六号中、「第七十四條第四号」を、「第十九條第四号」に、「第七十三

条第一項」を、「第八十八條第一項」に、「都市再生整備推進法人」を、「都市再生推進法人」に改め、同条第九項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 法第三十一條の二第二項第九号の二に規定する良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第九條第一項に規定する決議要除却認定マンションを売却した後の土地に新たに建築される同法第二條第一項第一号に規定するマンションのその住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンションとする。

第二十條の二第十一項中、「要件は」を、「面積は、百五十平方メートルとし、同号に規定する政令で定める要件は」に改め、同条第十四項第二号中、「又は区域」を、「若しくは区域」に改め、定められたもの」の下に、「又は中心市街地の活性化に関する法律第十六條第一項に規定する認定中心市街地の区域」を加え、同号口中、「都市計画法第十二條の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二條の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）」を、「都市計画法」に改め、同号口(1)中、「地区計画」を削り、同号口(1)を削り、同号口(1)(ii)を同号口(1)(i)とし、同号口(1)(iii)を同号口(1)(ii)とし、同号口(2)中、「(1)(i)から(iii)まで」を、「(1)(i)又は(ii)」に改め、同号八を削り、同項第四号を次のように改める。

四 都市再生特別措置法第九十九條に規定する認定誘導事業計画の区域
第二十條の二第二十六項中、「第九項」の下に、「又は第十項」を加える。
第二十二條の三第七項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を、「同項第十六号」に改める。
第二十二條の六第一項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第八号」を、「同項第十一号」に改め、同条第二項第三号中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第二十二條の七に次の一項を加える。
3 法第三十四條第二項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四條第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九條の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二十一條第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

第二十二條の八第十四項中、「都市再生整備推進法人」を、「都市再生推進法人」に改め、同条第九項第二号中、「第四十一條第一項」を、「第四十九條第一項」に改め、同条第二十七項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第二十九項中、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を、「農地利用集積円滑化団体等」に改める。

第二十二條の九第一項第一号中、「第八條第一項」を、「昭和十五年法律第六十五号）第五條第三項」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に、「第十一條の十二」を、「第十一條の十四」に、「農地利用集積円滑化団体」が一般財団法人又は一般財団法人である場合には、「を」一般財団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては」に、「その行う同法第四條第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」を、「これらの法人の次に掲げる区分に応じそれぞれその行う次に定める事業」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該農地中間管理機構 農業経営基盤強化促進法第七條の規定により行われる事業（同条第一号に掲げるものに限る。）
ロ 当該農地利用集積円滑化団体 農業経営基盤強化促進法第四條第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号口に掲げるものに限る。）

イ 当該農地中間管理機構 農業経営基盤強化促進法第七條の規定により行われる事業（同条第一号に掲げるものに限る。）
ロ 当該農地利用集積円滑化団体 農業経営基盤強化促進法第四條第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号口に掲げるものに限る。）

第二十五条第九項及び第十項を次のように改める。

9 法第三十七条第一項の表の第一号の下欄の口に規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第四項に規定する都市開発区域とする。

10 法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第七十九条の市街化調整区域と定められた区域とし、同欄に規定する政令で定める事務所又は事業所は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所倉庫その他これらに類する施設福利厚生施設を除く。とする。

第二十五条第十一項中、「市街地再開発事業」の下に、（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）を加え、同条第十二項中、「上欄に規定する」の下に、「政令で定める地区は、地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が定める基準に該当する地区であつて国土交通大臣が指定する地区とし、同欄に規定する」を加え、防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同条第二十四項中、「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国土交通大臣は、第十二項の基準を定めるとき、又は同項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

第二十五条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十五項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項第二号中、「買換資産に該当する船舶（以下この号において「買換船舶」という。）の」を「船舶その」に、「当該買換船舶の取得の日までの期間が当該買換船舶」を「取得の日までの期間（以下この号において「船齢」という。）がその船舶」に、「未満である場合の当該買換船舶」を「満たないもの（次に掲げる船舶にあつては、それぞれ次に定めるものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

イ 漁業の用に供される船舶 その船齢が十五年に満たないもの

ロ 海洋運輸業、沿海運輸業及び漁業以外の事業の用に供される船舶 その船齢が耐用年数所得税法の規定により定められている耐用年数をいう。以下であるもの

第二十五条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 法第三十七条第一項の表の第十号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。同号ロにおいて同じ。）又は漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。同号において同じ。）の用に供されている船舶
二十五号

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 四十五年

第二十五条の四第二項中、「第六十七条」を「第九十九条」に、「認定整備事業計画」を「認定誘導事業計画」に、「都市再生整備事業」を「誘導施設等整備事業」に改める。

第二十五条の五第三項第二号中（昭和四十一年法律第百二号）を削る。

第二十五条の八第三項第一号中、「の新株予約権者」の下に（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号において同じ。）の新投資口予約権を含む。）を加え、同条第十二号」を「法人税法第二十一条」に改める。

第二十五条の九の二第十項第一号イ中、「その数」の下に、「又は額面金額」を加え、同項第二号ハ中、「その数」の下に、「又は額面金額」を加える。

第二十五条の十の二第六項中、「第二十五条の十の十一及び第二十五条の十の十三」を削り、当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む」を「法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する届出書をいう」に改め、同条第十項第三号中、「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同条第十五項第三号中、「第二十四号」を「第二十五号」に、「第十六項」を「次項」に改め、同項第五号中、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は保管の委託」に改め、同項第六号中、「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該金融商品取引業者等に保管の委託が」に、「株式無償割当て又は」を「株式無償割当て、」により取得する」を「又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する」に、「又は記録をする方法又は同法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て」を「若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法」に改め、同項第七号から第十一号までの規定中、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は保管の委託」に改め、同項第十二号中、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託」に改め、同号ロ中、「新株予約権」の下に（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第十三号及び第十四号中、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は保管の委託」に改め、同項第十六号中、「振替口座簿に記載又は記録をする方法により当該」を「当該」に改め、同項第十七号から第二十一号までの規定中、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託」に改め、同項第二十三号中、「役員」の下に（法人税法第二十五条第十五項に規定する役員をいう。次号において同じ。）」を加え、又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該持株会等口座に保管の委託」に改め、同項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 特定口座を開設する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が株式付与信託契約（発行人等（上場株式等の発行人及び当該発行人と密接な関係を有する法人として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」を委託者とする金銭的信託契約で、当該信託契約に基づく信託の受託者は当該上場株式等の取得者をする）に改め、当該受託者が取得をした当該上場株式等は当該発行人等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるもの決議若しくは会社法第四百四十二条第三項の報酬委員会の決定又は当該発行人等の従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して当該発行人等が定めた当該上場株式等の付与に関する規則（労働基準法第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に従つて当該発行人等の役員又は従業員、これらの相続人（包括受遺者を含む。）その他財務省令で定める者に付与されることその他財務省令で定める事項が定められているものをいう。）に基づき取得した上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、当該株式付与信託契約に基づき開設された当該受託者の口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの
第二十五条の十の四第一項後段を次のように改める。

この場合において、その提出をする届出書がその者の氏名又は住所の変更に係るものであるときは、次に定めるところによる。

一 当該届出書提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第二項に規定する書類を提示しなければならないものとす。当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該届出書に記載されている変更後の氏名又は住所が当該書類に記載された氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、当該届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）を含む。）又は記録しなければならない。

第二十五条の十六第一項を削り、同条第二項中「政令で定める金額は、同項の譲渡をした資産の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる相続税額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額」に改め、同項ただし書中「各号に定める金額が、当該各号に掲げる」を「計算した金額が、当該」に、各号に定める金額は「を」計算した金額は「に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該譲渡をした資産の取得の基因となつた相続又は遺贈（法第三十九条第一項に規定する遺贈をいう。第三項において同じ。）に係る当該取得をした者の同条第一項に規定する相続税法昭和二十五年法律第七十三号）の規定による相続税額（同条第六項の規定又は第三項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とし、これらの相続税額に係る国税通則法第二条第四号に規定する附帯税に相当する税額を除く。）で、当該譲渡の日属する年分の所得税の納税義務の成立する時（その時が、法第三十九条第一項に規定する相続税申告書の提出期限内における当該相続税申告書の提出の時期である場合には、当該提出の時）において確定しているもの

二 前号に掲げる相続税額に係る同条第二項の規定による相続税額（法第三十九条第一項に規定する課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合にはこれらの規定により課税価格とみなされた金額とし、同法第十三条の規定の適用がある場合には同条の規定の適用がないものとした場合の課税価格又はみなされた金額とする。）のうち当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額の占める割合

第二十五条の十六第二項を同条第一項とし、同条第三項中「の確定相続税額」を「に掲げる相続税額」に、おいて、国税通則法」を、おいて、当該相続税額に係る相続税につき修正申告書の提出又は国税通則法」に、又は第二十六条」を、若しくは第二十六条」に、更正後」を、申告又は更正後」に改め、とし、同号口の価額の合計額は、同条に規定する納税義務の成立する時後において、相続又は遺贈により取得した土地等が次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第一号に掲げる場合にあつては同条に定める価額を加算し、第二号に掲げる場合にあつては同条に定める価額を減算したもの」を削り、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 相続又は遺贈による財産の取得をした個人の当該相続又は遺贈につき相続税法第十九条の規定の適用がある場合には、当該個人に係る法第三十九条第一項に規定する相続税法の規定による相続税額は、同法第十九条の規定により控除される贈与税の額がないものとして計算した場合のその者の同法の規定による納付すべき相続税額、法第三十九条第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」に相当する金額とする。

第二十五条の十七第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該財産につき所得税法第五十七条の四第一項に規定する株式交換又は同条第二項に規定する株式移転による譲渡があつた場合、当該株式交換により取得する同条第一項に規定する株式交換完全親法人の同項に規定する株式若しくは親法人（当該株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人をいう。）の同項に規定する株式又は当該株式移転により取得する同条第二項に規定する株式移転完全親法人の株式

第二十五条の十七第五項中（平成十五年法律第百十八号）及び（平成十五年政令第四百八十六号）を削り、介護老人保健施設」の下に、若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

五 その公益法人等が当該贈与又は遺贈により株式の取得をした場合には、当該取得により当該公益法人等の有するとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないこと。

第二十五条の十七第十二項中「第二十七項」を「第三十二項」に改め、同条第十五項中「計算し、当該」を「計算し、当該承認に係る」に、「当該遺贈」を「当該遺贈」に、「年分」を「年分」とし、当該公益法人等が当該承認を取り消された日の属する年以前に解散をした場合には当該解散の日（当該解散が合併による解散である場合には、当該合併の日の前日）の属する年分とする。」に改

め、同条第二十七項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十八項」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に、「公益法人等に課される所得税のその納付の期限」を「公益法人等に課される所得税のその納付の期限（当該公益法人等が同項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものである場合には、第十七項の規定により読み替えられた所得税法第百二十八条の規定による納付の期限）に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 法第四十条第十六項に規定する公益法人等が同項の規定による確認を求めるときは、同項に規定する受贈資産の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類に、同項に規定する確認を求めるときは、当該受贈資産であることを明らかにする書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄財務局長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十七第二十三項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十四項」に、「前項各号」を「又は同条第二十二項に規定する譲受法人の第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項第一号中「次項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24 法第四十条第十一項に規定する公益合併法人が、特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該資産が当該特定贈与等に係る同項に規定する財産であることを知つた日の翌日から二月を経過した日の前日までに、同項に規定する書類に、当該資産が当該特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類を添付して、これを当該公益合併法人の主たる事務所の所在地の所轄財務局長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

25 前項の規定は、法第四十条第十八項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合、同条第九項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合及び同条第十項に規定する譲受法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合について準用する。

第二十五条の十七第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「次項」の下に「及び第二十四項」を加え、同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものに限り、に課される所得税に係る国税通則法第十五条の規定の適用については、同条第二項第一号中「暦年の終了の時」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合には、当該合併の日の前日）」を経過する時」とする。

17 法第四十条第三項後段の規定により公益法人等（第十五項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものに限り、に課される所得税に係る所得税法第二編第五章第二節の規定の適用については、同法第百二十条第一項中「第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合には、当該合併の日の前日）」の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内（当該翌日から二月以内）に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」に、「と、同法第百二十八条中「第三期において」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合には、当該合併の日の前日）」の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」に」とする。

第二十五条の十七の次に次の一条を加える。

（国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例）
第二十五条の十七の二 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人とする。

第二十六条第二項中「建築後使用されたことのある家屋」を「地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同項に規定する家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、家屋が建築された日からその取得の日（同項に規定する取得の日をいう。）までの期間が二十年（当該家屋が耐火建築物（登記簿に記載された当該家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物（以下「建築物」という。）である場合には、二十五年）以下であることとし、同項に規定する建築後使用されたことのある家屋」に、次に掲げる要件の全てに該当する」を、「前項各号のいずれかに該当するものであること及び同条第一項に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「又は同項」を「若しくは同条第二十四項に規定する要耐震改修住宅又は同条第一項」に改め、同条第三十項中「国土交通大臣は」の下に、「第二項の規定により基準を定め」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項の次に次の一項を加える。

29 法第四十一条第二十四項に規定する政令で定める家屋は、個人がその居住の用に供する家屋その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。で、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもののうち建築後使用されたことのあるもの（同条第一項に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）とし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十六条の三第四項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。
 第二十六条の四第二十二項中「同条第二十四項及び第二十五項」を「同条第二十五項及び第二十六項」に、同条第二十四項を「同条第二十五項」に、同条第二十五項を「同条第二十六項」に改め、同条第二十三項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、第四十一条第二十四項を「第四十一条第二十五項」に改める。
 第二十六条の八中「第四十一条の八」を「第四十一条の八第一項」に、平成二十一年二月一日を「平成二十六年一月一日」に改める。
 第二十六条の十五に次の一項を加える。

3 法第四十一条の十二第七項第三号に規定する政令で定める公社債は、農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する農林債とする。
 第二十六条の十七第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、マンション建替組合」の下に「及び同法第百六十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第二十六条の二十第二十五項中「該当するもの」の下に「及び同条第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するもの」を加え、同条第二十七項中「特定振替割引債の発行者は、法第四十一条の十三の三第一項」を「特定振替割引債（法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者は、同条第一項」に改める。
 第二十六条の二十七第一項中「第三百十九条の六第一号又は第二号」を「第三百十九条の六第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号」に改める。
 第二十六条の二十七の二第一項中「第三十七條の十二第四項」を「第三十七條の十一第六項及び第三十七條の十二第七項」に改める。

第二十六条の二十八の三第八項中「特定株式」を「特定新規株式」に、平成二十年四月一日を「平成二十年四月一日（同項第三号に定める特定新規株式にあつては平成二十六年四月一日）」に改める。

第二十七条の三第一項中「及び本店又は主たる事務所の」を「その」に、当該調書等を提出すべき者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長」を「その者の同項に規定する所轄の税務署長（以下この条において「所轄の税務署長」という。）に改め、同条第二項中「前項の所轄税務署長は、同項」を「前二項の所轄の税務署長は、これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四十二条の二の第二第三項の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の名称、その所在地、当該調書等の同条第一項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の所轄の税務署長に提出しなければならない。
 第二十七条の三に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。
 第二十七条の三の二中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、マンション建替組合」の下に「及び同法第百六十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第二十七条の四第七項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第八項第七号中「及び当該法人」を「、当該法人」に改め、ある他の者」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第八号中「薬事法第二条第十五項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十六項」に、又は希少疾病用医療機器」を「希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品」に改め、同条第十三項及び第二十二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二十七項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。
 28 法第四十二条の四第十一項の規定の適用がある場合における地方税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 掲げる金額（第一号）	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十三条第一項 加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九条第二項 同法	、法人税法
第二十九条第二項 附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の五第三項を削り、同条第四項中「第四十二条の五第一項第一号」を「第四十二条の五第一項第一号八」に改め、に著しく資するもの（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法第四十二条の第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 第一号	掲げる金額)	掲げる金額(当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額)
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九条第二項	同法	附帯税の額を除く 所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の五第十二項中「第五項」を「第四項」に改める。

第二十七条の六第三項中「一式とする」を「一式」に改め、同条第九項中「第四十二条の第六第五項」を「第四十二条の第六第十二項」に改め、にそれぞれ読み替えるものを「を削り、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四十二条の第六第五項」を「第四十二条の第六第十二項」に、第六十八條の十一第一項」を「第六十八條の十一第十二項」に、同条第四項」を「同条第十一項」に、第六十八條の十一第二項」を「第六十八條の十一第七項又は第八項」に、同項の供用年度」を「同条第七項の供用年度又は同条第八項の特定供用年度」に、第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第六第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第六第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 法第四十二条の六第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

- 一 適格合併又は適格分割型分割 当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三條の三第三項に規定する帳簿価額に同令第五十四條第一項第五号イ②又はロ②に掲げる金額を加算した金額
- 二 適格分社型分割(法人税法第二十二條の十三に規定する適格分社型分割をいう。)、適格現物出資又は適格現物分配 法第四十二条の六第四項の中小企業者等における取得価額

8 法第四十二条の六第五項の規定の適用を受けた同条第一項に規定する中小企業者等の有する同条第五項の特別償却準備金の金額は、法第五十二条の三の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九條の十三第二十三項及び法人税法施行令第二十二條第一項の規定(当該中小企業者等の法第四十二条の六第五項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九條の百三十三第二十一項及び同令第百五十五條の八第一項の規定)を適用する。

第二十七條の六に次の一項を加える。

12 法第四十二条の六第十二項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 第一号	掲げる金額)	掲げる金額(当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第六第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額)
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九条第二項	同法	附帯税の額を除く 所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七條の九第一項第二号中「情報通信産業振興地域として指定された」を削り、その指定の日(沖繩振興特別措置法第二十八條第四項の変更により新たに当該情報通信産業振興地域)を「沖繩振興特別措置法第二十八條第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日(同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域(以下この号において「情報通信産業振興地域」という。))に、その新たに該当することとなつた)を、当該変更につき同条第八項の規定による提出のあつた日、沖繩振興特別措置法第二十八條第四項又は第五項の解除又は変更により当該」を「同条第八項の変更により」に、その該当しないこととなつた)を、当該変更につき同項において準用する同条第八項の規定による提出のあつた日(沖繩振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積地域として指定された)を削り、その指定の日(沖繩振興特別措置法第四十二条第四項の変更により新たに当該国際物流拠点産業集積地域)を「沖繩振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日(同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域(以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。))に、その新たに該当することとなつた)を、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日」に、沖繩振興特別措置法第四十二条第四項又は第五項の解除又は変更により当該」を「同条第八項の変更により」に、その該当しないこととなつた)を、当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日(沖繩振興特別措置法「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、その指定の日(沖繩振興特別措置法「沖繩振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日(同法)に、については、を、については、に、日)を、日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。に、に沖繩振興特別措置法を「に同法」に、期間)を、期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。に改め、同条第二項第一号中「定めるもの」を「定めるもの(以下この号及び次項において「対象施設」という。))に、当該施設に」を「当該対象施設に」に、次号、第三号イ及びロ並びに次項」を「次号イ及びロ」に、五千万円」を「千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限り。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第三 法第四十二条の九第二項第三号を削り、同条第三項を次のように改める。

法第四十二条の九第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定めるものは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。

第二十七條の九第六項中「エンジンアリング業」の下に（次項第一号において「エンジンアリング業」という。）を、「電気業」の下に（次項第一号において「電気業」という。）を加え、次項第六号を「次項第一号及び第八項第六号」に改め、同条第十項を削り、同条第九項中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 航空機整備業 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

第二十七條の九第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び同条第七号」を、「同条第七号」に改め、「不動産賃貸業」という。）の下に「及び同条第九号に掲げる航空機整備業（次項第四号において「航空機整備業」という。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一 製造の事業、機械設計業、エンジンアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器具及び備品

イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品

第二十七條の九第十二項中「それぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

13 法第四十二条の九第四項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十六条第一項 第一号</p>	<p>掲げる金額（）</p>	<p>掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）</p>
<p>第二十三条第一項</p>	<p>加算した金額</p>	<p>加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額</p>
<p>、同法</p>	<p>、法人税法</p>	

<p>第二十九条第二項</p>	<p>附帯税の額を除く</p>	<p>附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする</p>
-----------------	-----------------	---

第二十七條の十を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取付した場合は特別償却等又は法人税額の特別控除）

第二十七條の十 法第四十二条の十第一項第一号に規定する政令で定める試験研究は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

2 法第四十二条の十第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項及び次項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が二千万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が千万円以上のものとし、建物及びその附属設備並びに構築物にあつては一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が一億円以上のものとする。

3 法第四十二条の十第一項第一号イに規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基の取得価額が四千万円以上のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

4 試験研究費の額（法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

一 当該開発研究用資産につき法第四十二条の十第一項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する普通償却限度額

二 当該開発研究用資産につき法第四十二条の十第一項の規定に係る法第五十二条の二第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合 同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額

5 法第四十二条の十第七項の規定により読み替えられた法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における第二十七條の四の規定の適用については、同条第一項第一号中第六十八條の九第一項」とあるのは、「第六十八條の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八條の九第三項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」と、同条第三項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十八條の九第三項」とあるのは、「第六十八條の九第七項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」とあるのは、第四十二条の四第七項」と読み替えるものとする」とする。

法第四十二条の十第七項の規定により読み替えられた法第四十二条の四第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における第二十七條の四の規定の適用については、同条第一項第一号中第六十八條の九第一項」とあるのは、「第六十八條の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八條の九第三項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」と、同条第三項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十八條の九第三項」とあるのは、「第六十八條の九第七項」と、同項第二号中「第四十二条の四第三項」とあるのは、第四十二条の四第七項」と読み替えるものとする」とする。

6 法第四十二条の第五項の規定の適用を受ける法人（法第六十八条の第十四第五項の規定の適用を受ける法人を含む。）が、取消日（法第四十二条の第五項に規定する取消日をいう。）の前日を含む事業年度以後の各事業年度（当該取消日の前日を含む事業年度を連結事業年度に該当する場合）には、当該取消日を含む事業年度以後の各事業年度（において、当該各事業年度開始の前日一年以内に開始した各連結事業年度における同条第四項に規定する連結税額控除限度額のうち当該法人に係る法第六十八条の第十四第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同項の供用年度終了の日の翌日から当該取消日の前日までの間に終了した連結事業年度（その間に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における同条第四項に規定する控除済金額がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額（以下この項において「控除未済超過額」という。）がある場合には、法第四十二条の第三項の規定により当該各事業年度（法第六十八条の第十四第二項の規定の適用を受けた各連結事業年度（当該取消日前に開始した各連結事業年度に限る。）開始の日の翌日以後一年以内に開始する各事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除される法第四十二条の第三項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該繰越税額控除限度超過額から当該控除未済超過額を控除した金額とする。

7 法第四十二条の第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号	掲げる金額で	掲げる金額（租税特別措置法第四十二条の第十五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）で
第七十四条第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の第十五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十条第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の第十五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。
第八十三条第二項	附帯税の額を除く。）	附帯税の額を除くものとし、租税特別措置法第四十二条の第十五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。）

8 法第四十二条の第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十二條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九條第二項	、同法	、法人税法
	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第十五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の十一第二項を削り、同条第一項中、「一式とする」を、「一式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十一第一項第一号に規定する政令で定める試験研究は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

第二十七条の十一第四項中、「それぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

5 法第四十二条の十一第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第十一第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十三條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第十一第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九條第二項	、同法	、法人税法
	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第十一第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の十二の二第五項第一号を次のように改める。

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十号の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第二十七条の十二の二第五項第二号から第四号までを削り、同項第五号中、「第一号から第三号まで」を、「前号、同号を同項第二号とする。」を、「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十七条の十二の三第三項中、「一式とする」を、「一式」に改め、同条第八項中、「それぞれ読み替えるもの」を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 法第四十二条の十二の三第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第十二の三第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十三條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の第十二の三第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九條第二項	、同法	、法人税法
	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の十二の三第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の十二の四第八項第一号口中、同法第四百一十一條第一号に掲げる外国法人に該当するものを「恒久的施設を有する」とし、同法第二條第六号を「同条第六号」に改め、同条第十一項中、「から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇入れられる者」を「のうち同項第六号に規定する継続雇用者（次項から第十四項までにおいて「継続雇用者」という。）を控除した金額」を（雇用保険法第六十條の二第一項第一号に規定する一般被保険者（第十三項において「一般被保険者」という。）に該当する者に対して支給したものに限り、高齢者等の雇用の安定等に関する法律九條第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者（第十三項において「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給したものを除く。以下第十三項までにおいて「継続雇用者給与等支給額」という。）に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該継続雇用者給与等支給額が零である場合には、一円とする。

第二十七条の十二の四第十二項中、国内雇用者（当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の同項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇入れられる者を除く）を「継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限り）」に改め、合計した数（の下に）（継続雇用者給与等支給額が零である場合には、一）を加え、同条第十三項を次のように改める。

13 法第四十二條の十二の四第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）に係る給与等支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限り）に係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除く。次項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）とする。

第二十七條の十二の四第十四項から第十八項までを削り、同条第十九項中、国内雇用者（当該前事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇入れられる者を除く）を「継続雇用者（継続雇用者比較給与等支給額に係るものに限り）」に改め、同項に「（当該前事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該合計した数に当該適用年度の月数とを当該前事業年度等の月数で除して計算した数）を（継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、一）に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第十四項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中、第十項、第十三項、第十四項から第十七項まで（前項において準用する場合を含む。）及び第十九項を、及び第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等）を取得した場合は法人税額の特別控除）

第二十七條の十二の五 法第四十二條の五第一項に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本その他財務省令で定めるものを除く。）とする。

2 法第四十二條の十二の五第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四條第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下第五項まで及び第九項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度（次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号及び第四号において同じ。）において、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの）の取得に限る。以下この条において同じ。）又は製作をして国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ 法第四十二條の十二の五第一項に規定する指定期間（以下この条において「指定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する事業年度 当該初日から当該事業年度終了の日までの期間

ロ 指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日以後に終了する事業年度 当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

3 法第四十二條の十二の五第三項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基の取得価額が六十万円以上のもの

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が法第四十二條の十二の五第三項に規定する特別対象事業年度等（以下この項及び次項において「特別対象事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が特別対象事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が特別対象事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

4 法第四十二條の十二の五第三項に規定する政令で定める減価償却資産に関する特例を定めてい規定は、次に掲げる規定（特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、第三十九條の四十七第三項各号に掲げる規定）とする。

一 法第五十三條第一項各号に掲げる規定

二 法第六十一條の三第一項、法第六十四條第一項（法第六十四條の二第七項又は第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、法第六十五條の七第一項（法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）又は法第六十七條の四第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第六項第二号において「旧租税特別措置法」という。）第六十五條の七第一項（旧租税特別措置法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）の規定

5 法第四十二條の十二の五第四項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（法第四十二條の十二の五第四項に規定する被合併法人等（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の同条第四項に規定する特別対象事業年度等（以下この項及び次項において「特別対象事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

6 法第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定（被合併法人等の特例対象事業年度等が連結事業年度である場合には、第三十九条の四十七第五項各号に掲げる規定）とする。

一 法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）法第六十五条の七第九項（法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十七条の四第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

二 旧租税特別措置法第六十五条の七第九項（旧租税特別措置法第六十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定

7 法第四十二条の十二の五第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一 適格合併又は適格分割型分割 当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三條の三第三項に規定する帳簿価額に同令第百二十四條第一項第五号イ②又はロ②に掲げる金額を加算した金額

二 適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）適格現物出資又は適格現物分配 法第四十二条の十二の五第四項の法人における取得価額

8 法第四十二条の十二の五第五項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、法第五十二条の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九条の十三第三項及び法人税法施行令第二十二條第一項の規定（当該法人の法第四十二条の十二の五第五項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の百十三第三項及び同令第百五十五條の八第一項の規定）を適用する。

9 青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げるときは、このいづれにも該当する場合には、当該法人の特定事業年度（特定期間（法第四十二条の十二の五第二項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。）における同条第七項及び第八項の規定の適用については、同項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

一 指定期間内に特定生産性向上設備等（法第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等 同条第一項に規定する取得等をいう。

二 次号において同じ。をして、これを特定事業年度のうち特定期間の末日後の期間内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項の規定の適用を受けないとき、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額

三 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを特定事業年度のうち特定期間の末日以前の期間内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき法第四十二条の五第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額

第二十七條の十三第二項中（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百五條第一項において準用する場合を含む。）を、及び第三編第二章に、第四十二条の四の二第四項を、第四十二条の四の二第五項に、第四十二条の六第十項を、第四十二条の六第十九項に、第四十二条の十一第十項を、第四十二条の第十二項、第四十二条の十一第十項に、及び第四十二条の十二の四第六項を、第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項に、とする。

を、と、同法第四百四十四條中「と、とあるのは」と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、と、同法第四百四十四條の二第二項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）と、同法第四百四十四條の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節の規定」とあるのは「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項及び同項各号に掲げる規定」とするに改める。

第二十八條の二第一項及び第二項中「第四十三條の二第一項」を「第四十四條第一項」に改め、同条を第二十八條の四とする。

第二十八條の次に次の二条を加える。

第二十八條の次に 法第四十三條の二第二項に規定する政令で定めるものは、護岸、岸壁及び棧橋とする。

第二十八條の三 削除

第二十八條の五及び第二十八條の六を次のように改める。

第二十八條の五及び第二十八條の六 削除

第二十八條の八の見出しを（特定信頼性向上設備等の特別償却）に改める。

第二十八條の九第一項第三号中「国際物流拠点産業集積地域」として指定されたを削り、その指定の日沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の変更により新たに当該国際物流拠点産業集積地域を、沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第一号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に、その新たに該当することとなつたを、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつたに、沖縄振興特別措置法第四十一条第四項又は第五項の解除又は変更により当該を、同条第八項の変更により、に、その該当しないこととなつたを、当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつたに改め、同項第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第二十八條の九第一項第三号中「国際物流拠点産業集積地域」として指定されたを削り、その指定の日沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の変更により新たに当該国際物流拠点産業集積地域を、沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第一号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に、その新たに該当することとなつたを、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつたに、沖縄振興特別措置法第四十一条第四項又は第五項の解除又は変更により当該を、同条第八項の変更により、に、その該当しないこととなつたを、当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつたに改め、同項第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十五条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合、沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化特別地区の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

第二十八号の九第二項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、同項第二号中「第二号」を「第二号から第四号まで」に改め、同号口中「器具及び備品」の下に（法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）を加え、これらを一の生産等設備を構成するもの」に「五百万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第五号」に改め、同条第五項第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第六項中「エンジニアリング業」の下に（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）を「電気業」の下に（次項第二号において「電気業」という。）を加え、次項第六号」を「次項第一号及び第八項第六号」に改め、同条第十六項を削り、同条第十五項中「第二号及び第十八項」を「以下この条」に「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「が千円超」を「が千円円超え」に「五千円円超である」を「五千円円超え」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「計画基準」を「前項第一号に規定する基準」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「当該地区に係る同表の第一号の上欄に規定する指定された地区又は同表の第二号の上欄に規定する指定された地区若しくは同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいう。産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準（以下この条において「計画基準」という。）を満たすものに限り、を「次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう」に「策定した」を「策定し、又は作成した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下この条において同じ。）が定める基準を満たすもの
- 二 法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣が定める基準を満たすもの
- 三 法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する認定産業振興促進計画

第二十八号の九第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十五項第一号及び第十八項第一号」を「以下この条」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「期間」は「この下に」同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる地区にあつては、を加え、（同項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）を削り、これらの「を」当該に改め、若しくは同欄に規定する「区域」を削り、期間の下に「とし、同表の第三号の上欄に掲げる地区にあつては当該地区に係る奄美群

島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三号各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が平成二十七年三月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四号」を「第五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

- 四 航空機整備備業 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物
- 第二十八号の九第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び同条第七号」を「同条第七号」に改め、「不動産賃貸業」という。）の下に「及び同条第九号に掲げる航空機整備備業（次項第四号において「航空機整備備業」という。）を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

- 7 法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。
 - 一 製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器具及び備品
 - イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの
 - ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
 - 二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品

第二十八号の九第十七項中「及び同欄に規定する区域」を削り、「計画基準」を「第十四項第二号に規定する基準」に改め、同条第十八項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第一号中「五千円円超」を「五千円円超え」に「一億円円超である」を「一億円円超え」に改め、同条第二十一項中「計画基準」を「第十四項第一号若しくは第二号に規定する基準」に「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第三十九条の五十六第七項」を「第三十九条の五十六第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項の次に次の二項を加える。

- 19 法第四十五条第二項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、認定産業振興促進計画に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第一号に規定する計画区域内の地区とする。
- 20 法第四十五条第二項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス等のうち、同表の第三号の上欄に掲げる地区に係る認定産業振興促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。
 - 一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人にあつては二千万円とする。）以上である場合の当該一の設備
 - 二 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

第二十八條の十第一項中、「一式とする。」を、「一式」に改め、同条第二項第二号中、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第二十九條第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中、「第三項第二号」を、「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第二十九條の二第一項第一号中、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を、「同条第十四項」に改め、同項第二号中、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、「同条第十二項」を、「同条第十一項」に改め、同項第三号中、「第五条第二十六項」を、「第五条第二十五項」に改め、同条第四項中、「前項第一号」を、「同項第一号」に改める。

第二十九條の五第四項中、「又は同法」を、「同法」に改め、実施主体の下に、「又は国家戦略特別区域法第二十五條第一項の規定により都市再生特別措置法第二十一條第一項の計画の認定があつたものとみなされた国家戦略特別区域法第二十五條第一項の実施主体」を加え、同条第九項中、「建築物」の下に、「又は構築物」を加え、第三十九條の六第四項を、「第三十九條の六第四項第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中、「建築物」の下に、「又は構築物」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中、建築物が同条第三項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に、「これら」を、「建築物又は構築物が同条第三項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」に、「これらの建築物のうちいずれかの建築物」を、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる建築物又は構築物」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中、「第四十七條の二第三項第三号」を、「第四十七條の二第三項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中、「第四十七條の二第三項第三号」を、「第四十七條の二第三項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第四十七條の二第三項第三号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第五十一條第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に該当する法人が取得するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第三十條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中、「又は第六十四條第三項」を削り、若しくは第六項又は第四十四條の二第二項」を、「又は第六項」に改め、同項を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項の規定

第三十條第三項中、「第七号」を、「第八号」に、「第八号から第十四号まで」を、「第九号から第十六号まで」に改め、同項第二号中、「第九号」を、「第十号」に改め、同項第三号中、「第十号」を、「第十一号」に改め、同項第四号中、「第十一号」を、「第十二号」に改め、同項第五号中、「第十二号」を、「第十三号」に改め、同項第六号中、「第十三号」を、「第十四号」に改め、同項第七号中、「第十四号」を、「第十五号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）以下この号及び第十六号において、「平成二十六年改正法」という。）附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項の規定

第三十條第三項に次の一号を加える。

十六 平成二十六年改正法附則第一百五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項の規定

第三十條第四項中、「第七号」を、「第八号」に、「前項第八号から第十四号まで」を、「前項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十一條中、「第七号」を、「第八号」に、「前条第三項第八号から第十四号まで」を、「前条第三項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十二條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中、「又は第六十四條第三項」及び、「又は第四十四條の二（第二項に係る部分に限る。）」を削り、同項を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項の次に次の一号を加える。

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條（第二項に係る部分に限る。）の規定

第三十二條の二第三項中、「資源」の下に（同項第一号に規定する資源をいう。次項第一号口及び第六項において同じ。）を加え、同条第六項中、「又は債権」を削り、資源開発法人（同号八に規定する資源開発法人をいう。以下この条において同じ。）を、「同項第一号の資源開発法人及び資源開発投資法人」に改め、又は資源開発法人に対する債権を削り、当該資源開発法人の同項第一号に規定する資源（第九項において、「資源」という。）を、「これらの法人の資源」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項第一号中、「及び第三号」を削り、株式等又は債権を、「株式等」に、「若しくは」を、「又は」に改め、又は債権の金額を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第七項とし、同条第十一項中、「若しくは」を、「又は」に改め、又は債権の金額を削り、同項を同条第八項とし、同条第十二項から第十五項までを削り、同条第十六項を同条第九項とし、同条第十七項中、「若しくは」を、「又は」に改め、又は債権の金額を削り、同項を同条第十項とし、同条第十八項中、「又は資源特定債権」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十九項中、「第二十六項」を、「第二十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項を同条第十三項とし、同条第二十一項中、「第二十六項」を、「第二十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項を同条第十五項とし、同条第二十三項中、「又は債権の全部又は」を、「の全部又は」に、「第二十六項」を、「第二十五項」に改め、同項第一号中、「又は債権」を削り、同項第二号中、「株式等又は債権」を、「株式等」に、「若しくは」を、「又は」に改め、又は債権の金額を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中、「又は第七号」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とする。

第三十二條の三及び第三十二條の四を次のように改める。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第三十二條の三 法第五十五條の二第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度（その締結した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その締結した日を含む連結事業年度、次項において、「締結事業年度等」という。開始の時においてその有する法人税法施行令第九十九條の二第二項に規定するその他有価証券（株式及び出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上である金融商品取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家とする。

2 前項に規定するその他有価証券の帳簿価額は、締結事業年度等において当該その他有価証券につき法人税法施行令第二十一條の十一第三項又は第二十二條の八第四項の規定（締結事業年度等が連結事業年度である場合には、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額又は個別損金額を計算する場合における同令第二十一條の十一第三項又は第二十二條の八第四項の規定）の適用がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の帳簿価額とする。

3 法第五十五条の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する政令で定めるものに該当する法人の同項に規定する投資事業有限責任組合（次項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る組合員の出資の予定額として財務省令で定める金額が二億円以上であることとする。

4 法人が、法第五十五条の二第一項に規定する適用事業年度終了の時又は同条第四項に規定する適格分割等の直前の時において、同条第一項に規定する新事業開拓事業者（以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式をその組合財産とする投資事業有限責任組合の組合員の持分及び当該新事業開拓事業者の株式で当該投資事業有限責任組合の組合財産でないものの双方を有する場合において、当該投資事業有限責任組合につき同項又は法第五十五条の二第四項の規定の適用を受けるときは、これらの株式の帳簿価額は、これらの株式をそれぞれ銘柄が異なる株式として法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定により計算した金額とする。

5 法人が新事業開拓事業者の株式につき法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける事業年度の法人税法第二十一条に規定する確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 法人が新事業開拓事業者の株式につき法第五十五条の二第四項の規定の適用を受ける場合には、当該適用に係る同条第五項に規定する書類に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定事業再編投資損失準備金）

第三十二条の四 法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める目標は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第二項第三号に規定する特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として経済産業大臣が定める目標（以下この項及び第六項において「財務目標」という。）とし、法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める日は、産業競争力強化法第二十条第二項第二号に規定する特定会社（次項第一号及び第四項において「特定会社」という。）が財務目標を達成した日として経済産業大臣が定める日（次項第一号及び第六項において「財務目標達成日」という。）とする。

2 法第五十五条の三第三項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数とする。

- 一 法第五十五条の三第三項に規定する法人の積み立てた同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第五十五条の三第一項に規定する計画の認定を受けた日から当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の財務目標達成日までの期間の月数（次号において「目標到達期間の月数」という。）が四十八未満である場合 三十六
- 二 目標到達期間の月数が四十八以上六十未満である場合 四十八
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 六十

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 法第五十五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

- 一 当該特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）に係る特定会社の株式若しくは出資又は債権の一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その有しないこととなつた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額がその有しないこととなつた時の直前において有していた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額のうち占める割合

二 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の法人税法第六十一条の二第十八項に規定する出資の払戻しにより出資の一部を有しないこととなつた場合 同項に規定する割合

5 法人が法第五十五条の三第一項に規定する認定特定事業再編計画につき同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該認定特定事業再編計画につきこれらの規定の適用を受ける最初の事業年度（当該認定特定事業再編計画につき法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の規定の適用を受けた連結事業年度後の事業年度を除く。）その他財務省令で定める事業年度の法人税法第二十一条に規定する確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定により財務目標及び財務目標達成日を定めるときは、これを告示する。

第三十二条の五第三項及び第三十三条から第三十三条の三までを削る。

第三十三条の四第一項第一号中、「第四項」を、「第三項」に改め、同条第二項中、「以下この条」を「次項及び第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中、「当該特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九条第一項の規定による届出をした日から一年を経過する日までに、当該」を、「同号の」に、「第四項第一号」を、「前項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人のその移転を受けた日を含む事業年度における当該特定原子力発電施設に係る法第五十七条の四第一項に規定する積立限度額を計算する場合の同項の規定の適用については、当該適格合併の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数をもつて同項に規定する事業年度の月数とし、当該特定原子力発電施設に係る同項に規定する積立期間の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数を控除した月数をもつて同項に規定する控除した月数とする。

第三十三条の四第七項を削り、同条を第三十三条とする。

第三十三条の五第五項第二号中、「火災共済協同組合及び法第五十七条の五第一項第七号」を、「法第五十七条の五第一項第七号に規定する火災等共済組合（第八項第二号及び第十三項第二号において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第七号」に、「第十三項」を、「第十三項第二号」に改め、同条第八項第二号及び第十三項第二号中、「火災共済協同組合」を、「火災等共済組合」に改め、同条を第三十三条の二とする。

第三十三条の六第二項中、「てん補する」を、「填補する」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条の六の二第一項及び第二項中、「第六項」を、「第五項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条を第三十三条の四とする。

第三十三条の六の三第三項中、「第五項」を、「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中第三項」を、「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の七第二項、第四項及び第六項中、「控除した後」を、「控除した」に改め、同条第十五項を削り、同条を第三十三条の六とする。

第三十三条の八を第三十三条の七とする。

第三十四条第十項第一号中、「法第五十五条第二項第六号八に規定する」を、「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

- イ 当該外国法人の株式又は出資の全部を国（外国を含む。）又は地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）が有していること。
- ロ 当該外国法人が資本又は出資を有しない法人であること。
- ハ 当該外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国の法令又は当該外国法人の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより内国法人の出資につき禁止又は制限がされていること。

二 当該外国法人が資金の調達につき内国法人の出資に応じないことその他これに準ずる事情

第三十四条第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 法第五十八條第十四項に規定する貸付金又は社債で政令で定めるものは、法人が取得する同項の海外自主開発法人に対する貸付金又は当該海外自主開発法人の発行する社債（その株式又は社債が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている法人に対する貸付金及び当該法人の発行する社債並びに国内にある担保物に係る物上担保又は内国法人の保証が付されている貸付金及び社債を除く。）のうち、その償還期間（貸付金のうちその返済が賦払の方法によるものについては、その最後の賦払金の支払の期日までの期間）が十年以上であるものとし、法第五十八條第十四項に規定する政令で定める事情は、第十項第一号イから二までのいずれかに該当する事情とする。

第三十六條第二項第三号を削り、同条第三項中「第五項」を「次項」に、「次項」を「第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の」を「前項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 法第六十條第二項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第八項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において沖縄振興特別措置法第五十六條第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行つていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十條第二項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数（百二十月）から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行つていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

6 法第六十條第二項に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人の当該事業年度の所得の金額とする。

第三十六條第八項中「第六十條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を「これら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は地域に変更」を「若しくは地域又は同条第二項に規定する地区に変更」に、「当該地区」を「これらの地区」に、「当該各号の上欄に掲げる法人について」との同項に規定する指定の日を「これらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第三項の軽減対象所得金額及び全所得金額並びに前項に規定する所得の金額は、法第五十九條の二第一項及び第五項、第六十條第一項及び第二項、第六十條の二第一項及び第五項、第六十一條第一項及び第四項、第六十六條の七第三項並びに第六十六條の九の三第三項並びに法人税法第四十條、第四十一條、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項から第三項まで、第六十一條の十一第一項、第六十一條の十二第一項、第六十一條の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二條第二項、第六十二條の五第二項及び第五項並びに第六十二條の九第一項並びに法人税法施行令百二十二條第十四項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

8 法第六十條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項の内国法人の当該事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該内国法人の役員（法人税法第二十五條第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該内国法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該内国法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

11 第三十六條に次の一項を加える。
第八項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十條の規定の適用に
関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十六條の二第四項中「第五項」の下に「第六十條第二項」を加え、第四項を「第五項」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「又は第五項」に、「第六十條の二第四項」を「第六十條の二第五項」に改める。

第三十七條第二項中「第五項」の下に「第六十條第二項」を加える。

第三十七條の二第三項を削る。
第三十七條の四中「第六十一條の四第一項」を「第六十一條の四第二項」に改める。
第三十七條の五第一項中「第六十一條の四第三項第二号」を「第六十一條の四第四項第二号」に、「費用」を「飲食費」に改め、同条第二項中「第六十一條の四第三項第三号」を「第六十一條の四第四項第三号」に改め、同項第一号中「手ぬぐい」を「手拭い」に改める。

第三十八條第一項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第七十四條（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」を「第七十四條第一項又は第七十四條の六第一項若しくは第二項」に、「ついて同法第七十二條（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」の規定に基づき同法第七十一條（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」の規定による申告書を提出する場合には、同法第七十二條第一項に規定する期間を「同法第七十二條第一項に規定する期間又は同法第七十四條の四第一項若しくは第二項に規定する期間」として同法第七十二條第一項各号に掲げる事項又は同法第七十四條の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した同法第二十三條第三十号に規定する中間申告書を提出する場合には、「これら」に、「当該申告書」を「当該中間申告書」に改め、同条第五項中（同法第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第八十條の規定を同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」及び「それぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表百三十五條第二項の項の次に次のように加える。

第百四十四條の三第一項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二條第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四條の三第二項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二條第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四條の四第一項第三号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十一條第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）及び租税特別措置法第六十二條第一項の規定
第百四十四條の四第二項第二号	の規定	及び租税特別措置法第六十一條第一項の規定
第百四十四條の六第一項第三号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十一條第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）及び租税特別措置法第六十二條第一項の規定
第百四十四條の六第二項第四号	の規定	及び租税特別措置法第六十一條第一項の規定
第百四十四條の十三第一項第一号	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二條第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百四十四條の十三第一項第二号及び第二項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二條第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

第三十八條第五項の表第四百五條第二項の項を削り、同条に次の一項を加える。
 6 法第六十二條第一項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六條第一項 第一号	掲げる金額（ ）	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十二條第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十二條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十二條第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九條第二項	、同法 附帯税の額を除く	、法人税法 附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第六十二條第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第三十八條の四第一項中（連結法人）を（他の連結法人）に、他の連結法人）を、法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第百三十八條第一項第一号に規定する本店等）に、同号イ(3)を、法第六十二條の三第二項第一号イ(3)に改め、同条第三項第一号中（連結法人）を（他の連結法人）に、他の連結法人）を、法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第百三十八條第一項第一号に規定する本店等）に、同号イ(1)を、法第六十二條の三第二項第一号イ(1)に改め、同条第八項中、法人税法第百五十一條第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。第四十二項において、法人税申告書」という。）を、確定申告書等に、第六項の）を、同項の）に、金額（同項第一号イ(1)を、金額（同号イ(1)に改め、同条第十二項第一号中、独立行政法人環境再生保全機構）を削り、同項第五号中、第五十二條第三号を、第六十二條第三号に、第五十一條第一項を、第六十一條第一項に改め、同項第六号中、第七十四條第四号を、第十九條第四号に、第七十三條第一項を、第六十八條第一項に、都市再生整備推進法人）を、都市再生推進法人）に改め、同条第十五項中、要件とする）を要件とし、法第六十二條の三第四項第六号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員の有する土地等の譲渡とする）に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中、マンションの建替えの円滑化等に関する法律）を、マンションの建替え等の円滑化に関する法律）に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 法第六十二條の三第四項第九号の二に規定する良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第九條第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二條第一項第一号に規定するマンションのその住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンションとする。

第三十八條の四第二十三項第二号中、又は区域）を、若しくは区域）に改め、定められたもの）の下に、又は中心市街地の活性化に関する法律第十六條第一項に規定する認定中心市街地の区域）を加え、同号口中、都市計画法第十二條の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二條の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第

二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く）、同法）を、都市計画法）に改め、同号口(1)中、地区計画）を削り、同号口(1)(i)を削り、同号口(1)(ii)を同号口(1)(i)とし、同号口(1)(iii)を同号口(1)(ii)とし、同号口(2)中、(1)(i)から(iii)まで）を、(1)(i)又は(ii)に改め、同号八を削り、同項第四号を次のように改める。
 四 都市再生特別措置法第九十九條に規定する認定誘導事業計画の区域
 第三十八條の四第四十二項中、法人税申告書）を、法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書）に改め、同条第四十三項中（同法第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第八十條の規定を同法第百四十五條第一項において準用する場合を含む。）及び、にそれぞれ読み替えるもの）を削り、同項の表第百三十五條第二項の項の次に次のように加える。

第百四十四條の三第三項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四條の三第二項第一号	掲げる金額	掲げる金額（租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合には、当該金額を控除した金額）
第百四十四條の四第一項第三号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十二條の三第一項及び第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
第百四十四條の四第一項第四号及び第二項第二号	の規定	並びに租税特別措置法第六十二條の三第一項及び第八項の規定
第百四十四條の六第六項第三号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十二條の三第一項及び第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
第百四十四條の六第六項第四号及び第二項第二号	の規定	並びに租税特別措置法第六十二條の三第一項及び第八項の規定
第百四十四條の第十三項第一号	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百四十四條の第十三項第二号	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

第三十八條の四第四十三項の表第百四十五條第二項の項を削り、同条第四十四項中、第十九項）を、第十八項又は第十九項）に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項の次に次の一項を加える。

44 法第六十二條の三第三項又は第八項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六條第一項 第一号	掲げる金額（ ）	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
----------------	-------------	---

第二十三条第一	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九号第二	同法	法人税法
第二十九号第二	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第三十八号の五第一項第一号中(連結法人)を(当該法人)に改め、他の連結法人の下に、及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八号第一項第一号に規定する本店等を加え、同条第一項を、前条第一項に改め、同条第六項第一号中、独立行政法人環境再生保全機構を削り、同条第十項第四号中、ときを、ときに改め、同条第十六項中、「むね」を、「棟」に改め、同条第十九項中、「すべて」を、「全て」に、前条第八項に規定する法人税申告書」を、「確定申告書等」に改め、同条第二十六項中、「読み替える」を、「第六十二条の三第一項又は第八項の規定」とあるのは、「第六十三号第一項の規定」と、並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第八項の」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十三号第一項の」と読み替える」に改め、同条に次の一項を加える。

27 前条第四十四項の規定は、法第六十三号第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第四十四項中、第六十二号の三第一項又は第八項の規定」とあるのは、「第六十三号第一項の規定」と読み替えるものとする。

第三十九号の二第二項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、同項第十三号を、「同項第十六号」に改め、同条第五項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十九号の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第六十五条の三第一項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

第三十九号の五第五項中、「都市再生整備推進法人」を、「都市再生推進法人」に改め、同条第二十項第二号中、「第四十一条第一項」を、「第四十九号第一項」に改め、同条第二十八項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第三十項中、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を、「農地利用集積円滑化団体等」に改める。

第三十九号の六第二項中、「第八条第一項」を、「第五条第三項」に、農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に、「第十一条の十二」を、「第十一条の十四」に、農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、を、「一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては、に、その行う同法第四条第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」を、「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該農地中間管理機構 農業経営基盤強化促進法第七条の規定により行われる事業(同条第一号に掲げるものに限る。)
- 二 当該農地利用集積円滑化団体 農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第一号口に掲げるものに限る。)

第三十九号の七第三項から第五項までを次のように改める。

3 法第六十五条の七第一項の表の第一号の下欄の口に規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法第二十五条第四項に規定する都市開発区域とする。

4 法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第七条第一項の市街地調整区域と定められた区域とし、同欄に規定する政令で定める事務所又は事業所は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。)とする。

5 法第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域(同欄に規定する既成市街地等を除く。)とし、同表の第六号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業(その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。)に関する都市計画とし、同欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 再開発会社(都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社をいう。)が当該市街地再開発事業を施行する場合において、同法第七十三条第一項に規定する権利変換計画において定められた同項第十五号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分及び施設建築物の一部等を当該再開発会社が取得する場合におけるこれらの資産又は同法第百八条の七第一項に規定する管理処分計画において定められた同項第八号に規定する建築施設の部分を当該再開発会社取得する場合におけるこれらの資産
- 二 建物(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの(その敷地の用に供される土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)を含む。)

- イ 中高層耐火建築物(地上階数四以上の中高層の建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)以外の建物
- ロ 住宅の用に供される部分が含まれる建物(住宅の用に供される部分に限る。)

第三十九号の七第六項を削り、同条第七項中、「上欄に規定する」の下に、「政令で定める地区は、地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が定める基準に該当する地区であつて国土交通大臣が指定する地区とし、同欄に規定する」を加え、「防災再開発促進地区」を、「危険密集市街地」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 法第六十五条の七第一項の表の第十号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号口において同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号ロにおいて同じ。)
- 又は漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。次項第二号において同じ。)
- の用に供されている船舶 二十五年

- 二 前号に掲げる船舶以外の船舶 四十五年

第三十九号の七第九項第二号中、「買換資産に該当する船舶(以下この号において、「買換船舶」という。))を、「船舶でその」に、当該買換船舶の取得の日までの期間が当該買換船舶を、「取得の日までの期間(以下この号において、「船舶」という。))がその船舶」に、未満である場合の当該買換船舶を、「に満たないもの(次に掲げる船舶にあつては、それぞれ次に定めるものに限る。)」に改め、同号に次のように加える。

- イ 漁業の用に供される船舶 その船齢が十五年に満たないもの
- ロ 海洋運輸業、沿海運輸業及び漁業以外の事業の用に供される船舶 その船齢が耐用年数法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。以下であるもの

第三十九条の第七十八項を同条第四十九項とし、同条第四十七項の次に次の一項を加える。
 48 国土交通大臣は、第六項の基準を定めたとき、又は同項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

第三十九条の十一第一項本文中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十四条の八」に改め、第七十五条第七項の「(地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同項ただし書中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十四条の八」に改め、以下この項において同じ」を削り、同法第七十五条の第二項の下に、若しくは第四百四十四条の八」を加え、申告基準日」を「法人税申告基準日」に、係るものでその」を「係るもの又は地方法人税法第十九条第五項の規定によりその提出期限が延長された同条第一項の規定による申告書に係る課税事業年度(同法第七條に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。))の地方法人税に係る利子税のうち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日(その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十条第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において「地方法人税申告基準日」という。)が特例期間内に到来する課税事業年度の地方法人税に係るもので、これらの」に改め、同条第二項中「その申告基準日」を「その法人税申告基準日」に、第四百四十五条第一項」を「第四百四十四条の八」に改め、「利子税」の下に「及び特例期間内にその地方法人税申告基準日の到来する地方法人税に係る地方法人税法第十九条第五項において準用する地方法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項に規定する利子税」を加え、同項」を「これら」に、申告基準日」を「法人税申告基準日又は当該地方法人税申告基準日」に改める。

第三十九条の十二第五項中、以下この項」を削り、が法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号」を「の法人税法第四百四十一条第一号イ」に、第三百三十九条」を「第三百三十九条第一項」に、条約を」を「租税条約を」に改め、同条第九項中「の取引の対象となる資産」を「行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のもの」に、又は提供される」を「その他の方法によつて移転又は提供される」に、当該販売、譲渡、貸付け」を「当該移転」に改め、同条第十五項中「延滞税は」を「延滞税は」に、と、同条第二十一項に規定する地方法人税に係る延滞税は同条第一項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする」に改める。

第三十九条の十二の二第二項中「法人税の額及び」の下に「地方法人税の額並びに」を、当該法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加え、同項第二号中「この号」の下に「及び第四号」を加え、同項に次の二号を加える。

三 法第六十六条の四の二第二項に規定する申立てに係る更正決定(法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号及び第三項第四号において同じ。))により納付すべき地方法人税の額(次号において「更正決定に係る地方法人税の額」という。))から、当該更正決定のうち法第六十六条の四の二第二項に規定する地方法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる地方法人税の額(次号において「猶予対象以外の地方法人税の額」という。))を控除した金額

四 更正決定に係る地方法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額から、猶予対象以外の地方法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額を控除した金額

第三十九条の十二の二第二項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加え、同条第三項第四号中「五十万円」を「百万円を超え、かつ、猶予期間が三月」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 納付すべき更正決定に係る地方法人税の地方法人税法第七条に規定する課税事業年度、納期限及び金額
 五 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

第三十九条の十二の二第四項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、第三章第八節の二中同条の次に次の一条を加える。

(外国法人の内部取引に係る課税の特例)

第三十九条の十二の三 第三十九条の十二第六項及び第十六項の規定は法第六十六条の四の三第二項第一号口に規定する政令で定める通常の利益率について、第三十九条の十二第七項の規定は同号八に規定する政令で定める通常の利益率について、同条第八項の規定は同号二に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、同条第七項中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、同条第八項第一号中「国外関連取引に係る棚卸資産の法第六十六条の四第一項の法人及び当該法人に係る国外関連者」とあるのは「内部取引に係る棚卸資産の法第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的施設及び同項に規定する本店等(以下この号において「本店等」という。))と、よりこれらの者」とあるのは「より当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、国外関連取引の対価の額」とあるのは「内部取引の対価の額」とされるべき額」と、同号イ中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同号口中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、当該法人及び当該国外関連者」と、同号ハ(1)中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「内部取引」と、当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、同号ハ(2)中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、当該法人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店等」と、これらの者」とあるのは「内部取引」と、対価の額」とあるのは「対価の額」とされるべき額」と、同項第三号から第五号までの規定中「国外関連取引」とあるのは「内部取引」と、対価の額」とあるのは「対価の額」とされるべき額」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十六条の四の三第五項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

3 法第六十六条の四の三第二項第一号イ又は口の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

4 第三十九条の十二第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項並びに前条の規定は、外国法人の法第六十六条の四の三第一項に規定する本店等と恒久的施設との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十一項において法第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに法第六十六条の四の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十九条の十二第二項中「同条第二項第一号二」とあるのは「法第六十六条の四の三第二項第一号二」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」とあるのは「財産」と、連結して記載」とあるのは「記載」と、対価の額」とあるのは「対価の額」とされるべき額」と、同項第二号から第五号までの規定中「対価の額」とあるのは「対価の額」とされるべき額」と、同条第十五項中「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一項」と、同条第二十一項」とあるのは「同条第十一項において読み替えて準用する法第六十六条の四第二十一項」と、前条第四項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四の三第十一項(外国法人の内部取引に係る課税の特例)において準用する同法」と読み替えるものとする。

第三十九条の十三第二十九項中、「同号の非居住者が所得税法第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者のいずれに該当するかに応じ当該非居住者のこれらの規定に定める」を、所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる」に、法第六十六条の五第五項第九号の外国法人が法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該外国法人のこれらの規定に定める」を、「法人税法第四十一条第一号イに掲げる」に改め、同条第三十項及び第三十一項を削り、同条第三十二項を同条第三十項とする。

第三十九条の十三の二第二項中、「第六十条第一項、第六十条の二第二項及び第四項」を、「第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第二項及び第五項」に改め、(同条第十項において準用する場合を含む。)、及び(同条第九項において準用する場合を含む。))を削り、及び第六十二条の五第五項」を、「第六十二条の五第五項及び第六十二条の四第一項」に改め、同条第十六項中、「所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる」を、「同項第五号に規定する恒久的施設を有する同項第一号の二に規定する」に、法人税法第四百四十一条第一号に掲げる」を、恒久的施設を有するに改め、第十八項」の下に、「及び第二十二項」を加え、同条第十八項及び第十九項中、「当該法人」を、「当該内国法人」に改め、同条第二十項中、「法人が」を、「内国法人が」に改め、同条第二十一項中、「当該法人」を、「当該内国法人」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22 法第六十六条の五の二第九項第一号ロに規定する政令で定める金額は、法人税法第四百二十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に、当該外国法人の当該事業年度の関連者支払子等の額(同項に規定する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利率の額に限る。)(当該外国法人の当該事業年度の支払子等(法第六十六条の五の二第二項に規定する支払子等をい。))に、法人税法第四百二十二条の五第一項に規定する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利率に限る。の額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の十五第一項第四号及び第二中、「又は同条第九項」を削る。

第三十九条の十八第八項中、「第六十九条第八項」を、「第六十九条第十四項」に改め、同条第九項から第十一項までの規定中、「国外所得金額」を、「調整国外所得金額」に改める。

第三十九条の二十二第二項中、「第六十六条の十一第一項第六号」を、「第六十六条の十一第一項第五号」に、第九号まで、第十一号及び第十二号」を、「第七号まで」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを削り、同項第八号を同項第四号とし、同項第九号を同項第五号とし、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第六号とし、同項第十二号を同項第七号とし、同項第十三号を同項第八号とし、同条第三項中、「第六十六条の十一第一項第六号」を、「第六十六条の十一第一項第五号」に改め、同条第四項中、「第六十六条の十一第一項第六号」を、「第六十六条の十一第一項第五号」に、第二項第十号又は第十三号」を、「第二項第八号」に改める。

第三十九条の二十四第二項中、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に、「及び同法第六十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第三十九条の二十八の二の次に次の一条を加える。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)
第三十九条の二十八の三 法第六十七条の五の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第十四条の八第三号中、「帰属事業年度」とあるのは、「帰属事業年度×租税特別措置法第六十七条の五の三第一項(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号において同じ。))と、同令第二百五条第一項中、「提供の日」とあるのは、「提供の日(租税特別措置法第六十七条の五の三第一項(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)に規定する公共

施設等運営権の設定の場合には、その設定の日」と、おいて同項」とあるのは、「おいて法第六十三条第一項」と、同令第二百二十七条中、「引渡しの期日」とあるのは、「引渡しの期日(租税特別措置法第六十七条の五の三第一項(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日)」とする。

第三十九条の三十を次のように改める。

第三十九条の三十 削除
第三十九条の三十一第四項中、「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を削り、「第六十条第一項」の下に、「及び第二項」を加え、「に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併」を、「(適格合併)に、移転である場合における同項」を、「資産の移転に係る部分に限る。))」に改め、「に限る。))及び(当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額)を削り、第六十条の二第四項」を、「第六十条の二第五項」に改め、同条第六項第一号中、「の承継」の下に、「(外国法人にあつては、組合契約又は信託がロに掲げるものからイに掲げるものとなることを含む。))」を加え、同号に次のように加える。

イ 組合契約に係る組合事業による利益の額若しくは損失の額又は信託に係る前項第二号イに規定する信託帰属損益額が当該外国法人の恒久的施設に帰せられる場合における当該組合契約又は信託
ロ イに掲げるもの以外のもの
第三十九条の三十一第十項中、「他の者に」の下に、「対する」を、「の承継」の下に、「(外国法人にあつては、当該組合契約又は信託が第六項第一号イに掲げるものから同号ロに掲げるものとなることを含む。))」を加える。

第三十九条の三十二第一項中、「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を削り、「第六十条第一項」の下に、「及び第二項」を加え、「に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併」を、「(適格合併)に、移転である場合における同項」を、「資産の移転に係る部分に限る。))」に改め、「に限る。))及び(当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額)を削り、第六十条の二第四項」を、「第六十条の二第五項」に改め、同条第三項第一号中、「の承継」の下に、「(外国法人にあつては、有限責任事業組合契約がロに掲げるものからイに掲げるものとなることを含む。))」を加え、同号に次のように加える。

イ 有限責任事業組合契約に係る組合事業による利益の額又は損失の額が当該外国法人の恒久的施設に帰せられる場合における当該有限責任事業組合契約

ロ イに掲げるもの以外のもの
第三十九条の三十二第六項中、「他の者に」の下に、「対する」を、「の承継」の下に、「(外国法人にあつては、当該有限責任事業組合契約が第三項第一号イに掲げるものから同号ロに掲げるものとなることを含む。))」を加える。

第三十九条の三十二の三第三十三項を同条第十四項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中、「第六十七条の十五第一項第二号」を、「第六十七条の十五第一項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 法第六十七条の十五第一項第二号に規定する政令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条各号に掲げる資産とし、同項第二号に規定する帳簿価額として政令で定める金額は、同号トの事業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算)に基づく貸借対照表に計上されている法第六十七条の十五第一項第二号に規定する政令で定める資産の帳簿価額の合計額とし、同号トに規定する総額として政令で定める金額は、当該貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額とする。

第三十九条の三十三の第三項中、「第八項」を、「第七項」に改め、同条第二項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）又は「及び（以下この項において「償還差益」という。）」を削り、同条第二項に規定する発行者を、「同項に規定する発行者を」と改め、当該特定振替債等の利子等にあつてはその支払を受ける利子等と当該発行者の当該利子等の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替債等の償還差益にあつては「を削り、同条第二項中、「第八項」を、「第七項」に改め、利子又は「及び（以下この項において「償還差益」という。）」を削り、発行をする者の同条第三項」を、「発行をする者の同項」に改め、当該民間国外債の利子にあつてはその支払を受ける利子」と当該発行をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該民間国外債の償還差益にあつては「を削り、同条第三項を削り、同条第四項中、「第七項及び第八項」を、「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中、「特定利子又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の特例）

第三十九条の三十三の四 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十七条の十八第四項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

2 第三十九条の十二の第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項並びに第三十九条の十二の二の規定は、内国法人の法第六十七条の十八第一項に規定する本店等と同項に規定する国外事業所等との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十項において法第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに法第六十六条の四の二の規定を準用する場合について準用する。

この場合において、第三十九条の十二の第二項中、同条第二項第一号二とあるのは、法第六十七条の十八第二項の規定により法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号二と、同項第一号中「属する企業集団の財産」とあるのは、財産」と、連結して記載」とあるのは、「記載」と、対価の額」とあるのは、「対価の額とされるべき額」と、同項第二号から第五号までの規定中、「対価の額」とあるのは、「対価の額とされるべき額」と、同条第十五項中、同条第一項とあるのは、法第六十七条の十八第一項と、同条第二十一項とあるのは、同条第十項において読み替えて準用する法第六十六条の四第二十一項と、第三十九条の十二の二第四項中、「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法」と読み替えるものとする。

第三十九条の三十五第二項から第四項までの規定中、「第四百四十二条」を、「第四百四十二条第二項」に改め、同条第五項中、「第四百四十二条に規定する」を、「第四百四十一条第一号イに掲げる」に、「第四百四十二条第一項第十八号」を、「第四百四十二条第一項第二十号」に改める。

第三十九条の三十五の二第二十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項を削る。

第三十九条の三十五の三第六項中、「第六十八号の三の三第一項第二号八」の下に「に規定する政令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条各号に掲げる資産とし、同項第二号八に規定する帳簿価額として政令で定める金額は、同号八の事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている同号八に規定する政令で定める資産の帳簿価額の合計額とし、同号八に規定する総額として政令で定める金額は、当該貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額とし、同号二」を加え、すべて「を、全て」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項を削る。

第三十九条の三十五の四第一項に次の一号を加える。
三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号、以下この号及び第三項第三号において「平成二十六年改正法」という。）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の八の規定

第三十九条の三十五の四第二項第一号中、「第三十三号の八第三項」を、「第三十三号の七第三項」に改め、同条第三項第一号中、「法第五十五条」の下に、「第五十五条の二」を加え、第三十三号の八第三項」を、「第三十三号の七第三項」に改め、同項に次の一号を加える。
三 平成二十六年改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の八の規定

第三十九条の三十五の四に次の三項を加える。
4 法第六十八号の三の四第三項に規定する政令で定める事由は、恒久的施設を有する外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資とする。
5 法第六十八号の三の四第三項に規定する政令で定める規定は、法第六十四条の二、第六十五条の八及び第六十五条の十二の規定とする。

6 法第六十八号の三の四第四項に規定する政令で定める規定は、第三十三号の七第三項及び第三十四号第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定とする。
第三十九条の三十七第一項中、「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンシヨンの建替え」の下に「及び同法第六十六条に規定するマンシヨンの敷地売却組合」を加える。

第三十九条の三十八の二に次の一項を加える。
2 法第六十八号の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における地方税法第十五条第二項の規定の適用については、同項中、「法人税法第八十一条の十二第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八号の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）」と、同条」とあるのは、「法人税法第八十一条の十二第三項並びに租税特別措置法第六十八号の八第一項及び第六十八号の百第一項」と、同項に」とあるのは、「同表の第二号及び第三号」とする。

第三十九条の三十九第二十項及び第二十七項中、「前項第一号」を、「同項第一号」に改め、同条第三十二項中、「第六十八号の九第十七項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八号の九第十七項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第三十六項中、「同条第八項」を、「法第六十八号の九第八項」に改め、同条第三十七項中、「第六十八号の九第十八項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八号の九第十八項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第三十八項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。
39 法第六十八号の九第十一項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八号の九第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十二條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八号の九第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

第三十九条の二十九の二第一項中、「第六十八条の九の二第四項」を「第六十八条の九の二第五項」に改める。

第三十九条の四十第一項中、「とし、同号二に掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第四項に規定する財務大臣が指定するもの」を削り、同条第二項及び第三項第一号中、「第二十七条の五第五項」を「第二十七条の五第四項」に改め、同条第七項中、「第六十八条の十第十四項」の下に、「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十第十四項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第八項中、「第六十八条の十第十五項」の下に、「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十第十五項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第十項中、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

11 法第六十八条の十第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 第一号	掲げる金額（加算した金額）	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	同法	法人税法

第三十九条の四十一第一項中、「一式とする」を「一式」に改め、同条第八項中、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第二項」に改め、にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第七項中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第二項」の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十一第二項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分」に、「当該各号に定める」を、「当該各号に定める」に改め、同項第一号中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第二項」に改め、同項第二号中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第二項」に改め、同項第三号中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第二項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 中小連結親法人又はその中小連結子法人で当該特定供用年度において法第六十八条の十一第八項に規定する特定生産性向上設備等取得し、又は製作したものを、当該特定生産性向上設備等につき同項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額

三十九条の四十一第六項を同条第九項とし、同条第五項中、「第六十八条の十一第三項に規定する政令」を「第六十八条の十一第九項に規定する政令」に改め、同項第一号中（法第六十八条の十一第一項に規定する指定事業の用をいう。以下この項において同じ。）を削り、同条第二項を「法

第六十八条の十一第七項又は第八項」に改め、同号イ中、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に「いう」を「いい、同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む」に、「次項」を「次項第三号」に改め、同項第二号中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中、「第六十八条の十一第二項に規定する政令」を「第六十八条の十一第七項に規定する政令」に改め、同項第一号中、「この項及び第六項」を「この項及び第九項第一号」に、「調整前連結税額（同条第二項）を、調整前連結税額（同条第七項）に改め、同号イ中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六項」を「第九項第一号」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「この号及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 法第六十八条の十一第八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該特定供用年度（法第六十八条の十一第二項に規定する特定供用年度をいう。以下この項及び第九項第二号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用（同条第一項に規定する指定事業の用をいう。以下この項及び次項において同じ。）に供した特定機械装置等につき同条第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該特定供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十一第七項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

三 第三十九条の四十一第三項中、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第六十八条の十一第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一 適格合併又は適格分割型分割 当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三条の三第三項に規定する帳簿価額に同令第百二十四条第一項第五号イ②又はロ②に掲げる金額を加算した金額

二 適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。） 適格現物出資又は適格現物分配 法第六十八条の十一第四項の中小連結親法人又はその中小連結子法人における取得価額

4 法第六十八条の十一第五項の規定の適用を受けた中小連結親法人（同条第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその中小連結子法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この条において同じ。）の有する法第六十八条の十一第五項の特別償却準備金の金額は、法第六十八条の四十一の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九条の百三十三第二十一項及び法人税法施行令第百五十五条の八第一項の規定（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の法第六十八条の十一第五項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度に該当しない場合には、第三十九

九条の百三十三第二十三項及び同令第百三十三条第一項の規定）を適用する。

第三十九条の四十一に次の二項を加える。

12 法第六十八条の十一第二項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 第一号	掲げる金額)	掲げる金額(当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十一第二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額)
第二十二條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十一第二項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

13 法第六十八条の十一第五項の規定の適用がある場合において、同項の中小連結親法人又はその中小連結子法人の個別所得金額又は法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の十一第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

第三十九条の四十三第二項第一号中、「定めるもの」を、「定めるもの(以下この号において「対象施設」という。)に、「当該施設に」を、「当該対象施設に」に、「次号並びに第三号イ」を、「次号イ」に、「五千万円」を、「千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの

イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第三十九条の四十三第二項第三号を削り、同条第五項中、「第六十八条の十三第八項」の下に、「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十三第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第六項中、「第六十八条の十三第九項の下」の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十三第九項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第七項中、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

8 法第六十八条の十三第四項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 第一号	掲げる金額)	掲げる金額(当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十三第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額)
第二十二條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の十三第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法

第三十九条の四十四を次のように改める。

(国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)
第三十九条の四十四 法第六十八条の十四第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該供用年度(法第六十八条の十四第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第五項第一号において同じ。)の連結所得に対する調整前連結税額(同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第五項までにおいて同じ。)の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 実施連結親法人(法第六十八条の十四第一項に規定する実施連結親法人をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。)又はその実施連結子法人(同条第一項に規定する実施連結子法人をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。)で特定機械装置等(同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下第五項までにおいて同じ。)を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。)

ロ 特定機械装置等(取得し、又は製作し、若しくは建設した実施連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定機械装置等を取付し、又は製作し、若しくは建設した各実施連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

2 法第六十八条の十四第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその特定事業(法第六十八条の十四第一項に規定する特定事業をいう。次号において同じ。)の用に供した特定機械装置等につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額
イ 連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額(法第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び第五項第二号において同じ。)を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ 繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額
二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき法第六十八条の十四第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)

- 3 試験研究費の額（法第六十八條の九第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第六十八條の十四第一項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八條の九第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。
 - 一 当該開発研究用資産につき法第六十八條の十四第一項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する普通償却限度額
 - 二 当該開発研究用資産につき法第六十八條の十四第一項の規定に係る法第六十八條の四十第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合 同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額
- 4 法第六十八條の十四第七項の規定により読み替えられた法第六十八條の九第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における第三十九條の三十九の規定の適用については、同条第一項第一号中「第四十二條の四第一項」とあるのは、「第四十二條の十第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二條の四第三項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは、「法第六十八條の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八條の九第三項」と、同条第四項第一号中「第四十二條の四第一項」とあるのは、「第四十二條の十第七項の規定により読み替えて適用される法第四十二條の四第七項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは、「法第六十八條の十四第七項の規定により読み替えて適用される法第六十八條の九第七項」とする。
- 5 法第六十八條の十四第十三項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八條の十四第十三項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五條第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号のいずれにも該当する連結法人にあつては、当該各号に定める金額の合計額）とする。
 - 一 実施連結親法人又はその実施連結子法人で当該供用年度において特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものを 当該特定機械装置等につき法第六十八條の十四第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額
 - 二 連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの 当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八條の十四第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額
- 6 法第六十八條の十四第十四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八條の十四第十四項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五條第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法第四條の五第一項の規定により同法第四條の二の承認を取り消された連結親法人又は連結子法人について、法第六十八條の十四第五項の規定により当該承認の取消した日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。
- 7 法第六十八條の十四第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

8 法第六十八條の十四第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一條第一項第一号及び第二項第一号並びに第八十一條の十九第四項第一号口及び第二号	掲げる金額に	掲げる金額（租税特別措置法第六十八條の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に
第八十一條の二十第二項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八條の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十一條の三十一第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十八條の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

第十六條第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八條の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十三條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八條の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額

第三十九條の四十五第一項中「一式とする」を「一式」と改め、同条第四項中「第六十八條の十五第十一項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八條の十五第十一項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五條第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第五項中「第六十八條の十五第十二項」の下に「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八條の十五第十二項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五條第一項各号列記以外の部分」を加え、同条第六項中「それぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

7 法第六十八條の十五第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六條第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八條の十五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額）
第二十三條第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八條の十五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額

□ 当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合、次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1) 第三十九条の四十四第五項第一号に定める金額 法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（2）において「調整前連結税額超過額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2) 第三十九条の四十四第五項第二号に定める金額 調整前連結税額超過額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

十一 当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十三号に掲げる規定によるものである場合、前条第十項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ 当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合、当該規定による税額控除可能額

□ 当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合、同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の七第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の六を第三十九条の四十八とする。

第三十九条の四十五の五第十一項中、から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇入れられる者を「のうちの同項第六号に規定する継続雇用者（以下この条において「継続雇用者」という。）を控除した金額」と（雇用保険法第六十二条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（第十四項において「一般被保険者」という。）に該当する者に対して支給したものに限り、高年齢者等の雇用者等に関する法律第九條第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者（第十四項において「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給したものを除く。次項から第十四項までにおいて「継続雇用者給与等支給額」という。）に改め、同条第十二項中、「国内雇用者（当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の同項第三号に規定する支給額に係るものに限る。日々雇入れられる者を除く。」を「継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13 連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が零となる場合には、法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する計算した金額は、一円とする。

14 法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）に係る給与等支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。）に

係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除く。次項及び第十六項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）とする。

第三十九条の四十五の五第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中、「国内雇用者（当該前連結事業年度等の給与等支給額に係るものに限る。日々雇入れられる者を除く。」を「継続雇用者（継続雇用者比較給与等支給額に係るものに限る。」に改め、（当該前連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該合計した数に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度等の月数で除して計算した数）を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「連結子法人の前項に規定する合計した数の合計数」を「各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中、「第十項、第十三項、第十四項から第十七項まで（前項において準用する場合を含む。）及び第十九項」を「及び第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「政令で定める金額」の下に「及び法第六十八条の十五の五第六項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同項を同条第十八項とし、同条を第三十九条の四十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十七 法第六十八条の十五の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下第四項まで及び第九項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度（次に掲げる連結事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号及び第四号において同じ。）において、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの）の取得に限る。以下この条において同じ。）又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に（貸付けの用を除く。以下この条において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ 法第六十八条の十五の六第一項に規定する指定期間（以下この条において「指定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する連結事業年度 当該初日から当該連結事業年度終了の日までの期間

□ 指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度 当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したソフトウェア（一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

2 法第六十八條の十五の六第三項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとす。

一 機械及び装置 一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が法第六十八條の十五の六第三項に規定する特例対象連結事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウエア 一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

3 法第六十八條の十五の六第三項に規定する政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定は、次に掲げる規定（特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第二十七條の十二の五第四項各号に掲げる規定）とする。

一 法第六十八條の四十二第二項各号に掲げる規定

二 法第六十八條の六十五第一項、法第六十八條の七十一第一項、法第六十八條の七十一第八項又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。法第六十八條の七十八第一項、法第六十八條の七十九第八項において準用する場合を含む。又は法第六十八條の百二十二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第五項第二号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八條の七十八第一項（旧租税特別措置法第六十八條の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定

4 法第六十八條の十五の六第四項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとす。

一 機械及び装置 一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（法第六十八條の十五の六第四項に規定する被合併法人等（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の同条第四項に規定する特例対象連結事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三 建物、建物附属設備及び構築物 一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四 ソフトウエア 一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

5 法第六十八條の十五の六第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定（被合併法人等の特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第二十七條の十二の五第六項各号に掲げる規定）とする。

一 法第六十八條の七十七第七項（法第六十八條の七十一第九項又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八條の七十八第九項（法第六十八條の七十九第九項において準用する場合を含む。）、又は法第六十八條の百二十三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定

二 旧租税特別措置法第六十八條の七十八第九項（旧租税特別措置法第六十八條の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定

6 法第六十八條の十五の六第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一 適格合併又は適格分割型分割 当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第二百二十三條の三第三項に規定する帳簿価額に同令第五十四條第一項第五号イ②又はロ②に掲げる金額を加算した金額

二 適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配 法第六十八條の十五の六第四項の連結親法人又はその連結子法人における取得価額

7 法第六十八條の十五の六第五項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、法第六十八條の四十一の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九條の百三十三第二項及び法人税法施行令第一百五十五條の八第一項の規定（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八條の十五の六第五項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第三十九條の十三第二十三項及び同令第二十二條第一項の規定）を適用する。

8 法第六十八條の十五の六第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額とする。

一 当該供用年度（法第六十八條の十五の六第一項に規定する供用年度をいい、同条第九項の規定により同条第七項及び第八項の供用年度とみなされた同条第三項に規定する特例適用連結事業年度を含む。以下この項及び第十項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第七項に規定する調整前連結税額をいう。次号及び第十項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該連結親法人又はその連結子法人が特定生産性向上設備等（法第六十八條の十五の六第一項又は第九項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をしたものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号において同じ。）

ロ 特定生産性向上設備等の取得等をした連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定生産性向上設備等の取得等をした各連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二 調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が次の各号に掲げる
 ときのいずれにも該当する場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の特定連結事業年度特
 定期間（法第六十八條の十五の六第二項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）
 の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度をいう。以下この項において同
 じ。）における同条第七項及び第八項の規定の適用については、同項の規定により同条第七項に規
 定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

一 指定期間内に特定生産性向上設備等（法第六十八條の十五の六第一項に規定する特定生産性
 向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを特定連結事業年度のう
 ち特定期間の末日後の期間内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供
 した場合には、当該特定生産性向上設備等につき同条第一項の規定の適用を受けないとき
 その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物に
 ついては、百分の二）に相当する金額の合計額

二 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを特定連結事業年度のうち特定期
 間の末日以前の期間内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場
 合において、当該特定生産性向上設備等につき法第六十八條の十五の六第一項及び第二項の規
 定の適用を受けないとき、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分
 の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額

10 法第六十八條の十五の六第六項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の十
 八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八條の十五の六第六項
 の規定により読み替えて適用される地方税法第十五條第一項各号列記以外の部分に規定する
 政令で定める金額は、連結親法人又はその連結子法人で、当該供用年度において法第六十八條の
 十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等の取得等をしたもの又は同条第三項に規定する
 特例対象連結事業年度等の指定期間内において同条第九項に規定する特定生産性向上設備等の取
 得等をしたものこれらの特定生産性向上設備等につき同条第七項及び第八項の規定により当該
 供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

11 法第六十八條の十五の六第五項の規定の適用がある場合において、同項の連結親法人又はその
 連結子法人の法人税法第八十一條の第十八項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算
 するときは、法第六十八條の十五の六第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税
 法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

第三十九條の五十及び第三十九條の五十一を次のように改める。
 （耐震基準適合建築物等の特別償却）
 第三十九條の五十 法第六十八條の十七第二項に規定する政令で定めるものは、護岸、岸壁及び橋
 橋とする。

第三十九條の五十一 削除
 第三十九條の五十三の見出しを、（特定信頼性向上設備等の特別償却）に改める。
 第三十九條の五十三の二項中、期間は、この下に、同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる地
 区にあつては、を加え、（法第四十五條第二項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規
 定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）
 を削り、これらのを、当該に、同表の第一号を、法第四十五條第二項の表の第一号に改め、

若しくは同欄に規定する区域を削り、期間この下に、とし、法第六十八條の二十七第二項の表
 の第三号の上欄に掲げる地区にあつては当該地区に係る認定産業振興促進計画（第二十八條の九第
 十二項に規定する認定産業振興促進計画をいう。以下この項及び第四項第三号において同じ。）に記
 載された奄美群島振興開発特別措置法第十一條第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十
 七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が平成二十七年三月三十一日前である場合には
 当該計画期間とし、同日前に同法第十六條第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同
 法第十四條第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの
 期間とする。）を加え、同条第三項中、「第二十八條の九第十二項」を、「第二十八條の九第十三項」
 に、第五項第一号及び第六項第一号を、「以下この条」に改め、同条第四項中、「第二十八條の九第

十三項に規定する産業投資促進計画」を、「産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に
 応じ当該各号に定めるものをいう。）に、策定した」を、「策定し、又は作成した」に改め、同項に
 次の各号を加える。

一 法第六十八條の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る法第四十五
 條第二項の表の第一号の上欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興
 に関する計画で第二十八條の九第十四項第一号に規定する基準を満たすもの
 二 法第六十八條の二十七第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る法第四十五
 條第二項の表の第二号の上欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興
 に関する計画で第二十八條の九第十四項第二号に規定する基準を満たすもの
 三 法第六十八條の二十七第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の市町村が作成
 する認定産業振興促進計画

第三十九條の五十六第五項第一号中、「第二十八條の九第十五項」を、「第二十八條の九第十四項第一
 号」に改め、次項第一号の下に、及び第七項第一号を加え、同号イ中、「千万円超」を、「千万
 円を超え」に改め、同号ロ中、「五千万円超である」を、「五千万円を超える」に改め、同項第二号中
 「第二十八條の九第十五項」を、「第二十八條の九第十六項」に改め、次項第二号の下に、及び
 第七項第二号を加え、同条第六項第一号イ中、「五千万円超」を、「五千万円を超え」に改め、同号ロ
 中、「一億円超である」を、「一億円を超える」に改め、同条第八項中、「第二十八條の九第十九項」を
 「第二十八條の九第二十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同
 条第六項の次に次の一項を加える。

7 法第六十八條の二十七第二項の表の第三号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で
 定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。
 一 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該
 連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次に定める金額）以上
 である場合の当該一の設備

イ 資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結親法人又は当該連結親法人による連
 結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金
 の額等が五千万円を超え一億円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除
 く。）千万円

ロ 資本金の額等が一億円を超える連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係に
 ある連結子法人若しくは資本金の額等が一億円を超える連結子法人 二千万円

二 第二十八條の九第二十項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を
 構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

第三十九條の六十第一項及び第二項を削り、同条第三項中、「第六項」を、「第四項」に改め、同項
 を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中、第
 二十九條第三項第二号を、「第二十九條第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七
 項を同条第五項とする。

第三十九條の六十一第一項第一号中、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、同条第十五項を
 「同条第十四項」に改め、同項第二号中、「同条第十四項」を、「同条第十三項」に、同条第十二項
 を、「同条第十一項」に改め、同項第三号中、「第五條第二十六項」を、「第五條第二十五項」に改め、
 同条第四項中、「前項第一号」を、「同項第一号」に改める。

第三十九條の六十四第四項中、「又は同法」を、「同法」に改め、実施主体の下に「又は国家戦
 略特別区域法第二十五條第一項の規定により都市再生特別措置法第二十一條第一項の計画の認定が
 あつたものとみなされた国家戦略特別区域法第二十五條第一項の実施主体」を加え、同条第七項中
 「建築物」の下に、又は構築物を加え、第二十九條の五第八項を、「第二十九條の五第九項」に
 改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中、「建築物」の下に「又は構築物」を加え、同項を同条
 第七項とし、同条第五項中、「建築物が同条第三項各号に掲げる建築物のいずれにも」を、「建築物又
 は構築物が同条第三項各号及び法第四十七條の二第三項第四号の二以上の号に掲げる建築物又は構
 築物」に、これらの建築物のうちいずれかの建築物を、「当該一以上の号のいずれかの号に掲げ
 る建築物又は構築物」に、同条第一項を、「法第六十八條の三十五第一項」に改め、同項を同条第
 六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第六十八條の三十五第三項第三号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に該当する連結法人が取得するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第三十九條の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「又は第八十一条第三項」を削り、若しくは第六項又は第六十八條の二十一第二項「を、又は第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号) 附則第一百五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項の規定

第三十九條の六十九第三項中「第七号」を「第八号」に、「第八号」から第十四号まで「を、第九号から第十六号まで」に改め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第五号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第六号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第七号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号) 以下この号及び第十六号において「平成二十六年改正法」という。(附則第一百五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項の規定

第三十九條の六十九第三項に次の一号を加える。

十六 平成二十六年改正法附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項の規定

第三十九條の六十九第四項中「第七号」を「第八号」に、「前項第八号から第十四号まで」を「前項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十九條の七十第一項及び第二項中「第七号」を「第八号」に、「前条第三項第八号から第十四号まで」を「前条第三項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十九條の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「又は第八十一条第三項」及び「又は第六十八條の二十一(第二項に係る部分に限る。)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号) 附則第一百五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七(第二項に係る部分に限る。)の規定

第三十九條の七十二第三項中「又は債権」を削り、資源開発法人(同号八に規定する資源開発法人をいう。以下この条において同じ。))を、同項第一号の資源開発事業法人及び同項第二号の資源開発投資法人に改め、又は資源開発法人に対する債権を削り、当該資源開発法人の同号を、これらの法人の同項第六号に改め、(第六項において「資源」という。)を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第一号中「及び第三号」を削り、株式等又は債権を、株式等に、「若しくは」を、「又は」に改め、又は債権の金額を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第八項中「若しくは」を、「又は」に改め、又は債権の金

額を削り、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「若しくは」を「又は」に改め、又は債権の金額を削り、同項を同条第七項とし、同条第十一项中「又は資源特定債権」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「又は債権の全部又は」を「の全部又は」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項第一号中「又は債権」を削り、同項第二号中「株式等又は債権」を「株式等」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「又は第七号」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条の次に次の二条を加える。

(新事業開拓事業者投資損失準備金)

第三十九條の七十二の二 法第六十八條の四十三の二第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む連結事業年度(その締結した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その締結した日を含む事業年度。次項において「締結連結事業年度等」という。)開始の時にあってその有する法人税法施行令第九十九條の二第二項に規定するその他有価証券(株式及び出資に限る。)の帳簿価額が二十億円以上である金融商品取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家とする。

2 前項に規定するその他有価証券の帳簿価額は、締結連結事業年度等において当該その他有価証券につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第九十九條の二第二項又は第九十二條の八第四項の規定(締結連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同令第九十一條の十一第三項又は第九十二條の八第四項の規定)の適用がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の帳簿価額とする。

3 法第六十八條の四十三の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する政令で定めるものに該当する連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する投資事業有限責任組合(次項において「投資事業有限責任組合」という。)に係る組合員の出資の予定額として財務省令で定める金額が二億円以上であることとする。

4 連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八條の四十三の二第一項に規定する適用連結事業年度終了の時又は同条第五項に規定する適格分割等の直前の時において、同条第一項に規定する新事業開拓事業者(以下この条において「新事業開拓事業者」という。)の株式をその組合財産とする投資事業有限責任組合の組合員の持分及び当該新事業開拓事業者の株式で当該投資事業有限責任組合の組合財産でないものの双方を有する場合において、当該投資事業有限責任組合につき同項又は法第六十八條の四十三の二第五項の規定の適用を受けるときは、これらの株式の帳簿価額は、これらの株式をそれぞれ銘柄が異なる株式として法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定により計算した金額とする。

5 連結親法人又はその連結子法人が新事業開拓事業者の株式につき法第六十八條の四十三の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける連結事業年度の法人税法第二十二條に規定する連結確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 連結親法人又はその連結子法人が新事業開拓事業者の株式につき法第六十八條の四十三の二第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適用に係る同条第六項に規定する書類に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

7 法第六十八條の四十三の第二項、第二項、第五項、第八項又は第十項の規定の適用がある場合において、同条第一項、第二項若しくは第五項に規定する連結親法人若しくはその連結子法人の同条第八項に規定する合併法人又は同条第十項に規定する分割承継法人等の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八條の四十三の第二項又は第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八條の四十三の第二項、第八項又は第十項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

(特定事業再編投資損失準備金)

第三十九條の七十二の三 法第六十八條の四十三の第三項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数とする。

- 一 法第六十八條の四十三の第三項に規定する連結親法人又はその連結子法人の積み立てた同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五條の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。)に係る法第六十八條の四十三の第三項に規定する計画の認定を受けた日から当該特定事業再編投資損失準備金に係る産業競争力強化法第二條第十二項第二号に規定する特定会社(第三項において「特定会社」という。)の第三十二條の四第一項に規定する財務目標達成日までの期間の月数(次号において「目標到達期間の月数」という。)が四十八未満である場合 三十六
- 二 目標到達期間の月数が四十八以上六十未満である場合 四十八
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 六十

2 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 法第六十八條の四十三の第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

- 一 当該特定事業再編投資損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五條の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。)に係る特定会社の株式若しくは出資又は債権の一部を有しないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。) その有しないこととなつた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額がその有しないこととなつた時の直前において有していた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額のうちを占める割合
- 二 当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の第二十八項に規定する出資の払戻しにより出資の一部を有しないこととなつた場合 同項に規定する割合

4 連結親法人又はその連結子法人が法第六十八條の四十三の第三項に規定する認定特定事業再編計画につき同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該認定特定事業再編計画につきこれらの規定の適用を受ける最初の連結事業年度(当該認定特定事業再編計画につき法第五十五條の三第一項又は第二項の規定の適用を受けた事業年度後の連結事業年度を除く。)その他財務省令で定める連結事業年度の法人税法第二條第三十二号に規定する連結確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 法第六十八條の四十三の第三項から第四項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八條の四十三の第三項又は第二項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八條の四十三の第三項又は第四項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

第三十九條の八十二第一項中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第四項中「第六十八條の五十四第五項第三号」を「第六十八條の五十四第四項第三号」に、当該特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第九條第一項の規定による届出をした日から一年を経過する日までに、当該「を、同号の」に、第三十三條の四第四項第一号」を「第三十三條第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた連結親法人又はその連結子法人のその移転を受けた日を含む連結事業年度における当該特定原子力発電施設に係る法第六十八條の五十四第一項に規定する積立限度額を計算する場合の同項の規定の適用については、当該適格合併の日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数をもつて同項に規定する連結事業年度の月数とし、当該特定原子力発電施設に係る同項に規定する積立期間の月数から当該特定原子力発電施設の後初めて発電した日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数を控除した月数をもつて同項に規定する控除した月数とする。

第三十九條の八十二第五項中「又は第三項から第五項」を「から第四項」に、第六十八條の五十四第三項から第五項」を「第六十八條の五十四第二項から第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九條の八十三第五項第二号中「火災共済協同組合及び法第五十七條の五第一項第七号」を「法第六十八條の五十五第一項第六号に規定する火災等共済組合(第八項第二号及び第十三項第二号口において「火災等共済組合」という。)及び同条第一項第六号」に、第十三項第二号中「に改め、同条第八項第二号及び第十三項第二号口中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第十四項第三号口中「第三十三條の五第十四項第一号」を「第三十三條の二十四項第一号」に改め、同項第四号中「第三十三條の五第十四項第二号」を「第三十三條の二十四項第二号」に改める。

第三十九條の八十四の二第六項中「指定会社」の下に、「同条第九項に規定する合併法人又は同条第十一項に規定する分割承継法人」を加える。

第三十九條の八十四の三第三項中「第三十三條の六の三第三項」を「第三十三條の五第三項」に改め、同条第四項中「指定会社」の下に、「同条第八項に規定する合併法人又は同条第十項に規定する分割承継法人」を加える。

第三十九條の八十五第二項中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第三項中「第三十三條の七第一項」を「第三十三條の六第一項」に改め、同条第四項中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第五項中「第三十三條の七第四項」を「第三十三條の六第四項」に改め、同条第六項中「第三十三條の七第六項」を「第三十三條の六第六項」に、控除した後の」を「控除した」に改め、同条第七項、第十一項及び第十二項中「第三十三條の七第六項」を「第三十三條の六第六項」に改め、同条第十三項中「第三十三條の七第十項」を「第三十三條の六第十項」に改める。

第三十九條の八十八第九項第一号中「法第六十八條の四十三第二項第六号八」に規定する「を、次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

- イ 当該外国法人の株式又は出資の全部を国(外国を含む)又は地方公共団体(外国の地方公共団体を含む)が有していること。
- ロ 当該外国法人が資本又は出資を有しない法人であること。
- ハ 当該外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国の法令又は当該外国法人の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより内国法人の出資につき禁止又は制限がされていること。
- ニ 当該外国法人が資金の調達につき内国法人の出資に応じないことその他これに準ずる事情

第三十九条の八十八第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17 法第六十八條の六十一第三項に規定する貸付金又は社債で政令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人が取得する同項の海外自主開発法人に対する貸付金又は当該海外自主開発法人の発行する社債(その株式又は社債が金融商品取引法第二条第六項に規定する金融商品取引所に上場されている法人に対する貸付金及び当該法人の発行する社債並びに国内にある担保物に係る物上担保又は内国法人の保証が付されている貸付金及び社債を除く。)のうち、その償還期間(貸付金のうちその返済が賦払の方法によるものについては、その最後の賦払金の支払の期日までの期間)が十年以上であるものとし、法第六十八條の六十一第三項に規定する政令で定める事情は、第九項第一号イからニまでのいずれかに該当する事情とする。

第三十九條の九十第二項第三号を削り、同条第三項中(次項及び第八項において、軽減対象連結所得金額)という。を削り、同条第四項を次のように改める。

4 法第六十八條の六十三第二項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区(以下この項及び第九項において、経済金融活性化特別地区)という。)内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行つていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十八條の六十三第二項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数(百二十月)から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行つていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。を経過する日までの期間とする。

第三十九條の九十第十一項中、第八項を、第十項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六十八條の六十三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を「これらの規定」に「当該」を「これら」を、「第八項」を、「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「又はは地域に変更」を、「若しくはは地域又は同条第二項に規定する地区に変更」に、「当該地区」を「これらの地区」に、「当該各号の上欄に掲げる連結親法人」についての同項に規定する指定の日を「これらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項及び第八項を削り、同条第六項中、第三項の規定を適用する。を、第三項に規定する連結所得の金額又は第六項に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額を計算する。に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 法第六十八條の六十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員(当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。))と第三十六條第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。))の数の当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

10 法第六十八條の六十三第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第六十八條の六十三第一項の規定の適用を受ける場合 当該特定事業に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額にイに掲げる金額を乗じてこれを口に掲げる金額で除して計算した金額

イ 当該連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の個別所得金額

ロ 当該特定事業を行う当該連結親法人及びその各連結子法人のイに掲げる金額の合計額

二 法第六十八條の六十三第二項の規定の適用を受ける場合 当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額に前項に規定する割合を乗じて計算した金額

第三十九條の九十第五項中、「の軽減対象連結所得金額又は」を、「に規定する連結所得の金額、第五項に規定する個別所得金額並びに」に、「軽減対象連結欠損金額若しくは」を、「特定事業軽減対象連結欠損金額、軽減対象連結欠損金額及び」に改め、第六十八條の六十三第一項の下に「及び第二項、第六十八條の六十三の第二項及び第五項、第六十八條の六十三の第三項第一項及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 法第六十八條の六十三第二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する連結親法人に該当する同項の連結親法人又はその各連結子法人(以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。))の当該連結事業年度の個別所得金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。第十項第一号イにおいて同じ。))とする。

6 各特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額(各特定事業ごとに、法第六十八條の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結親法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に当該連結事業年度において連結欠損金額を生ずることとなるときのその連結欠損金額に相当する金額をいう。第一号において同じ。若しくはは認定連結親法人若しくはその各認定連結子法人に係る軽減対象連結欠損金額(認定連結親法人又はその各認定連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額から同項に規定する個別所得金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。))がある場合又は各特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額の合計額と認定連結親法人及びその各認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額の合計額とを合計した金額(以下この項において「全軽減対象連結所得金額」という。))が当該連結事業年度の連結所得の金額(第一号において「全連結所得金額」という。))を超える場合には、次の各号に掲げる金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該特定事業(当該特定事業により生じた連結所得の金額を計算する場合に、連結欠損金額が生ずることとなる特定事業(以下この号において「欠損発生特定事業」という。))を除く。第十項第一号において同じ。に係る法第六十八條の六十三第一項に規定する政令で定める金額

二 当該全軽減対象連結所得金額から欠損発生特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額及び軽減対象連結欠損金額の合計額を控除した金額(当該金額が全連結所得金額を超える場合には、当該全連結所得金額に相当する金額。次号において「調整軽減対象連結所得金額」という。))に当該特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額

二 当該認定連結親法人又はその認定連結子法人(軽減対象連結欠損金額に係る認定連結親法人又は認定連結子法人を除く。第十項第二号において同じ。))に係る法第六十八條の六十三第二項に規定する政令で定める金額 当該調整軽減対象連結所得金額に当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額

14 第九項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十八條の六十三の規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九條の九十の二第四項中「全連結所得金額又は」を、「全連結所得金額及び」に、「第六十八條の六十三の二第一項及び第四項」を、「第六十八條の六十三第一項及び第二項、第六十八條の六十三の二第一項及び第五項、第六十八條の六十三の三第一項及び第四項」に改め、同条第六項中「第六十八條の六十三の二第四項」を、「第六十八條の六十三の二第五項」に改め、同条第七項及び第八項中「又は第四項」を、「又は第五項」に改める。

第三十九條の九十の三第二項中「全連結所得金額又は」を、「全連結所得金額及び」に改め、第五項、第六項の下に、「第六十八條の六十三第一項及び第二項、第六十八條の六十三の二第一項及び第五項」を加える。

第三十九條の九十一第三項中「これらの規定」を、「同条第一項から第三項まで」に、「又はその連結子法人」を、「若しくはその連結子法人又は同条第七項に規定する合併法人」に改める。

第三十九条の九十三中「第六十八条の第六十六第一項」を「第六十八条の第六十六第一項」に、「(同項)を(同条第一項)に改める。
 第三十九条の九十四第一項中「第六十八条の第六十六第三項第二号」を「第六十八条の第六十六第四項第二号」に、「同号に規定する飲食その他これに類する行為のために要する費用」を「同項に規定する飲食費」に、「費用に」を「飲食費に」に改め、同条第二項中「第六十八条の第六十六第三項第三号」を「第六十八条の第六十六第四項第三号」に改める。
 第三十九条の九十五中「第六十八条の第六十六第一項」を「第六十八条の第六十六第一項及び第二項の」に、「当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において支出する交際費等(法第六十八条の第六十六第一項に規定する交際費等をいう。以下この条において同じ。)(額(法第六十八条の第六十六第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日における当該連結親法人の同項に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以下である場合において、同項第一号に掲げる場合に該当するときは零とし、同項第二号に掲げる場合に該当するときは同号)を「法第六十八条の第六十六第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」に改め、「とす」を削り、同条第二項と「同条に第一項として次の一項を加える」。

法第六十八条の第六十六第一項の規定の適用がある場合(同条第二項の規定の適用がある場合を除く)において、同条第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において支出する交際費等(法第六十八条の第六十六第一項に規定する交際費等をいう。次項において同じ。)(額のうち法第六十八条の第六十六第一項に規定する接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれないものとする。
 第三十九条の九十六第一項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第八十一条の十二」を「第八十一条の二十二第二項」を、「ついで同法第八十一条の二十の規定に基づき同法第八十一条の十九の規定による申告書」を、「係る同法第八十一条の二十第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した同法第二十一条の二に規定する連結中間申告書」に、「同法第八十一条の二十第一項に規定する」を「当該」に、「当該申告書」を「当該連結中間申告書」に改め、同条第五項中「それぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の二項を加える。
 7 法第六十八条の第六十七第一項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項 第一号	掲げる金額)	掲げる金額(当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額)
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の第六十七第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九条第二項	同法	同法
	同法	法人税法

8 法第六十八条の第六十七第一項の規定の適用がある場合には、当該連結親法人又はその各連結子法人に係る地方税法第十五条第一項に規定する加算調整額は、法第六十八条の第六十七第一項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額に第六項第一号に掲げる金額のうち同項第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額と地方税法第十五条第一項第一号に掲げる金額との合計額とする。

合を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額に第六項第一号に掲げる金額のうち同項第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額と地方税法第十五条第一項第一号に掲げる金額との合計額とする。
 第三十九条の九十七第七項中「法人税法第五十一条第一項に規定する法人税申告書(修正申告書を除く。第九十七項において「法人税申告書」という。))」を「連結確定申告書等」に、「第五項の」を「同項の」に、「金額(同項第一号イ(1))」を「金額(同号イ(1))」に改め、同条第十七項中「法人税申告書」を「法人税法第二十一条第二号に規定する連結確定申告書」に改め、同条第十八項中「それぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第八十一条の十八第一項の項中「当該土地の譲渡等に係る」を「これらの規定の適用がある同条第二項第一号に規定する土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する」に改め、「計算した金額」の下に「の合計額」を加え、同条に次の一項を加える。
 19 法第六十八条の第六十八第一項又は第八項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項 第一号に掲げる金額	(同法)	(法人税法)
第十六条第一項 第一号	掲げる金額)	掲げる金額(当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額)
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十八条の第六十七第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九条第二項	同法	同法
	同法	法人税法

第三十九条の九十八第十項第二号中「とき」を「とき」に改め、同条第十九項中「すべて」を「全て」に、「前条第七項に規定する法人税申告書」を「連結確定申告書等」に改め、同条第二十六項中「当該土地の譲渡等」とあるのは「当該短期所有に係る土地の譲渡等」を「これら」とあるのは「同項」と、「土地の譲渡等」とあるのは「短期所有に係る土地の譲渡等」に改め、同条に次の一項を加える。
 27 前条第十九項の規定は、法第六十八条の第六十九第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第十九項中「並びに租税特別措置法第六十八条の第六十八第一項及び第八項」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の第六十九第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、「土地の譲渡等」とあるのは「短期所有に係る土地の譲渡等」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「第六十八条の第六十八第一項又は第八項の規定」とあるのは「第六十八条の第六十九第一項の規定」と読み替えるものとする。

第三十九条の百第三項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十九条の百六第二項を次のように改める。

2 法第六十八條の七十八第一項の表の第一号の下欄の規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法第二條第四項に規定する都市開発区域とする。

第三十九條の百六第四項第一号中、第一号の下欄に規定する市街化区域又は同号の上欄に規定する既成市街地等を、「第二号の上欄に規定する」に、「土地等であり」を、「土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）であり」に、「同表の第二号」を、「同号」に改める。

第三十九條の百十一第一項中、「第七十五條第七項」の下に、「（地方税法第十九條第五項において準用する場合を含む。）を加え、同項ただし書中、「申告基準日」を、「法人税申告基準日」に、「係るものでその」を、「係るもの又は地方税法第十九條第五項の規定によりその提出期限が延長された同条第一項の規定による申告書に係る課税事業年度（同法第七條に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の地方税法に係る利子税のうち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通則法第十九條第二項に規定する政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日。次項において、「地方税法申告基準日」という。）が特定期間内に到来する課税事業年度の地方税法に係るもので、これらに、「及び特定期間内にその地方税法申告基準日の到来する地方税法に係る地方税法第十九條第五項において準用する法人税法第八十一條の二十四第三項において準用する同法第七十五條第七項に規定する利子税」を加え、同項を、「これら」に、「申告基準日」を、「法人税申告基準日又は当該地方税法申告基準日」に改める。

第三十九條の百十二第八項中、「の取引の対象となる資産」を、「で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のもの」に、「又は提供される」を、「その他の方法によつて移転又は提供される」に、「当該販売、譲渡、貸付け」を、「当該移転」に改め、同条第十三項第一号中、「第三百二十九條」を、「第三百二十九條第一項」に、「条約を」を、「租税条約を」に改め、同条第十四項中、「延滞税は、」を、「延滞税は、」に、「とす」を、「とし、同条第二十二項に規定する地方税法に係る延滞税は同条第一項の規定を適用した場合に納付すべき地方税法の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方税法の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする」に改める。

第三十九條の百十二の二第一項中、「法人税の額及び」の下に、「地方税法の額並びに」を、「当該法人税の額」の下に、「及び地方税法の額」を加え、同項第二号中、「この号」の下に、「及び第四号」を加え、同項に次の二号を加える。

三 法第六十八條の八十八の二第二項に規定する申立てに係る更正決定（法第六十八條の八十八第十八項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号及び第三項第四号において同じ。）により納付すべき地方税法の額（次号において、「更正決定に係る地方税法の額」という。）から、当該更正決定のうち法第六十八條の八十八の二第二項に規定する地方税法の額に係る部分が多かつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる地方税法の額（次号において、猶予対象以外の地方税法の額」という。）を控除した金額

四 更正決定に係る地方税法の額を基礎として課することとされる加算税の額から、猶予対象以外の地方税法の額を基礎として課することとされる加算税の額を控除した金額

第三十九條の百十二の二第二項第三号中、「法人税の額」の下に、「及び地方税法の額」を加え、同条第三項第四号中、「五十万円」を、「百万円を超え、かつ、猶予期間が三月」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 納付すべき更正決定に係る地方税法の地方税法第七條に規定する課税事業年度、納期限及び金額

五 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

第三十九條の百十二の二第四項中、「法人税」の下に、「及び地方税法」を加える。
第三十九條の百十三の二第一項中、「第六十八條の六十三第一項、第六十八條の六十三の二第一項及び第四項」を、「第六十八條の六十三第一項及び第二項、第六十八條の六十三の二第一項及び第五項」に改め、同条第十六項中、「所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる」を、「同項第五号に規定する恒久的施設を有する同項第一号の二に規定する」に、「法人税法第四百一十一條第一号に掲げる」を、「恒久的施設を有する」に改める。

第三十九條の百十五第一項第四号八及び二中、「又は同条第九項」を削る。
第三十九條の百十八第九項から第十一項までの規定中、「連結国外所得金額」を、「調整連結国外所得金額」に改める。

第三十九條の百二十四の三を第三十九條の百二十四の四とし、第三十九條の百二十四の二の次に次の一条を加える。
（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第三十九條の百二十四の三 法第六十八條の百二十四の四第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第十四條の八第三号中「帰属事業年度」とあるのは、帰属事業年度×租税特別措置法第六十八條の百二十四の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号において同じ。）と、同令第二百五條第一項中「提供の日」とあるのは、「提供の日（租税特別措置法第六十八條の百二十四の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合に、その設定の日）」と、同令第二十七條中「引渡しの期日」とあるのは、「引渡しの期日（租税特別措置法第六十八條の百二十四の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

第三十九條の百二十五第二項及び第三十九條の百二十六第一項中、「第六十八條の六十三第一項」の下に、「及び第二項」を加え、第六十八條の六十三の二第四項を、「第六十八條の六十三の二第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（連結法人の連結国外所得金額の特例）

第三十九條の百二十六の二 国税通則法施行令第三十條の三の規定は、法第六十八條の百七の二第四項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

2 第三十九條の百十二第十項、第十一項、第十三項及び第十四項並びに第三十九條の百十二の二の規定は、連結法人の法第六十八條の百七の二第一項に規定する本店等と同項に規定する国外事業所等との間の同項に規定する内部取引につき、同条第十項において法第六十八條の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに法第六十八條の八十八の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十九條の百十二第十項中、「同条第二項第一号」とあるのは、「法第六十八條の百七の二第二項の規定により法第六十六條の四の第三項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号」と、同項第一号中、「属する企業集団の財産」とあるのは、「財産」と、連結して記載」とあるのは、「記載」と、「対価の額」とあるのは、「対価の額」とされるべき額」と、同項第二号から第五号までの規定中、「の対価の額」とあるのは、「対価の額」とされるべき額」と、同条第十四項中、「同条第一項」とあるのは、「法第六十八條の百七の二第一項」と、同条第二十二項と、第三十九條の百十二の二第四項中、「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法第六十八條の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法」と読み替えるものとする。

第三十九条の百二十七に次の一項を加える。

5 法第六十八条の百八十一項の規定の適用がある場合における地方税法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「法人税法第八十一条の十二第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八十一項」と、同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた法人税法第八十一条の十二」とする。

第三十九条の百二十九及び第三十九条の百三十を削る。
第四十条の第二項第一号中「入所していた」を「入所をしていた」に改め、同項第二号中「入居していた」を「入居をしていた」に改め、同条第三項中「被相続人等」の下に「(被相続人と前項各号の入居又は入所の直前において生計を一にし、かつ、同条第一項の建物に引き続き居住している当該被相続人の親族を含む)」を加える。

第四十条の三第一号の三中「に掲げる介護老人保健施設」を「又は第三号に掲げる施設」に改め、同条第四号中「学校を」を「学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を」に、「同法」を「学校教育法」に改める。

第四十条の四第三項に次の一号を加える。

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

第四十条の四の第二項中「第二項第二号イ②」を「第二項」に、「第三項第三号」を「第四項第二号」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七十条の二第七項」を「第七十条の二第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 法第七十条の二第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分)が専ら当該居住の用に供されるものに限る。で相続税法の施行地にあるものうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの(同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第四十条の四の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

第四十条の四の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造にに応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年(当該住宅用家屋が耐火建築物(登記簿に記載された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物)をいう。以下であることとする。

第四十条の四の三第六項第二号中「第七条第六項」を「第二条第六項」に改める。

第四十条の五第五十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項」を「第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項」を「第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中第

十項」を「第十二項」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第七十条の三第七項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 法第七十条の三第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分)が専ら当該居住の用に供されるものに限る。で相続税法の施行地にあるものうち、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもので建築後使用されたことのあるもの(同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第四十条の五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「床面積」を「家屋の床面積」に「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

第四十条の五第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十条の三第三項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造にに応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年(当該住宅用家屋が耐火建築物(登記簿に記載された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物)をいう。以下であることとする。

第四十条の五に次の一項を加える。
15 国土交通大臣は、第二項の規定により基準を定め、第四項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、又は同項第四号の規定により基準を定めるときは、これを告示する。

第四十条の六第六十四項中「第四十五項第四号」を「第五十一項第四号」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十三項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、「同条第三十八項第二号」を「同条第三十九項第二号」に、「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十二項を同条第六十八項とし、同条第六十一項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十項中「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項第三号中「第七十条の四第三十三項」を「第七十条の四第三十四項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十九項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第二十八項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十八項中「第七十条の四第一十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第六十四項とし、「同条第五十七項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「第四十六項及び第五十四項」を「第五十二項及び第六十項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十六項中「第七十条の四第十七項から第二十二項まで」を「第七十条の四第十八項から第二十一項まで」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「について第二十一項」を「について第二十二項」

に、第二十一項を、第二十二項に、又は第二十一項を、又は第二十二項に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十五項中、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十一項」に、(第二十一項)を(第二十二項)に、及び第二十一項を、及び第二十二項に、農業経営基盤強化促進法第八条第一項を、農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に、農地保有合理化法人を、農地中間管理機構に、同法第十一条の十二を、農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十四項中、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項ただし書中、「第四十六項各号」を「第五十二項各号」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十三項中、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「第五十八項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十二項中、「第七十条の四第二十三項」を「第七十条の四第二十四項」に、同条第二十一項を、同条第二十二項に、同条第二十二項第二号を、同条第二十三項第二号に、「第四十七項」を「第五十三項」に、「第四十八項」を「第五十四項」に、「第四十九項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十一項中、「第四十八項」を「第五十四項」に、「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第七十項中、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第四十九項中、「第七十条の四第二十二項第三号」を「第七十条の四第二十三項第三号」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十八項中、「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十七項中、「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に、「第五十七項」を「第六十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十六項中、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「第六十項」に改め、同項第一号中、「農業経営基盤強化促進法第七条第一項の都道府県知事の承認を受けた法第七十条の四の二第一項第一号に規定する農地保有合理化事業を行う法人」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一〇号)第八条第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同項第二号中、「第十一条の九第一項」を、「第十一条の十一第一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十五項中、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十四項中、「第七十条の四第四十七項」を「第七十条の四第四十八項」に、「(第七十七項)を(第七十八項)」に、及び第七十七項を「及び第七十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十三項中、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十二項中、「第七十条の四第四十七項」を「第七十条の四第四十八項」に、「同条第四十七項」を「同条第四十八項」に、「第十四項」を「第十六項」に、「同条第十七項第二号」を「同条第十八項第二号」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十一項を同条第四十七項とし、同条第三十九項を同条第四十五項とし、同条第三十八項中、「第七十条の四第四十七項」を「第七十条の四第四十八項」に、「第四十一項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十七項中、「第七十条の四第四十九項」を「第七十条の四第二十項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十六項中、「第七十条の四第四十八項」を「第七十条の四第四十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十五項中、「第二十八項」を「第三十項」に、「第三十三項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十四項中、「第七十条の四第七十七項」を「第七十条の四第四十八項」に、「こと」を「こと」に改め、同項第四号中、「第七十条の四第四十七項」を「第七十条の四第四十八項」に、「こと」を「こと」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項中、「第七十条の四第四十七項」を「第七十条の四第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中、「第七十条の四第四十六項第二号八」を「第七十条の四第四十七項第二号八」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第

三十七項とし、同条第三十項中、「第七十条の四第十六項の税務署長」を「第七十条の四第十七項の税務署長」に、「第三十二項」を「第三十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第四号及び第五号中、「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中、「同項に規定する」を、「同号の」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の四項を加える。

32 法第七十条の四第十六項の税務署長の承認を受けようとする受贈者は、同項に規定する譲渡等に係る農地等について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を、当該譲渡等があつた日から一月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等に係る農地等の明細、当該農地等の贈与者からの贈与の時ににおける価額及び当該譲渡等の対価の額

三 法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等に係る農地等に代わるものとして同項の受贈者の農業の用に供する見込みである同項に規定する代替農地等の明細及び当該譲渡等の時ににおける価額並びに当該代替農地等を当該受贈者の農業の用に供する予定年月日

四 その他参考となるべき事項

33 第三十項の規定は、前項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

34 法第七十条の四第十六項第二号に規定する政令で定める部分は、同号に規定する譲渡等に係る農地等のうち、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等の時ににおける代替農地等価額(同項に規定する代替農地等)で当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに同項第三号の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした部分に相当する価額をいう。次項第二号において同じ。)を控除した額が当該譲渡等の対価の額のうちに占める割合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与者からの贈与の時ににおける価額に乘じて計算した金額に相当する部分とする。

35 法第七十条の四第四項に規定する譲渡等に係る農地等につき、同条第十五項及び第十六項の承認を併せて受けている場合における同条第十五項第二号及び第十六項第二号の規定により譲渡等をされたものとみなされる部分は、第三十一項及び前項の規定にかかわらず、当該譲渡等の対価の額から次に掲げる額の合計額を控除した額が当該譲渡等の対価の額のうちに占める割合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与者からの贈与の時ににおける価額に乘じて計算した金額に相当する部分とする。

一 当該譲渡等の対価で当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに法第七十条の四第十四項第三号の農地又は採草放牧地の取得に充てられた額

二 当該譲渡等の時ににおける代替農地等価額

第四十條の六第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十七項第三号中、「又は採草放牧地」を、若しくは採草放牧地又は同項に規定する収用交換等による譲渡があつた日から一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある同条第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する土地」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十八項から第二十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項中、「第七十条の四第四十七項から第二十項まで」を「第七十条の四第四十八項から第二十一項まで」に、「第三十三項」を「第三十九項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第二号中、「第十三項各号」を「第十五項各号」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十二項中、「第二十八項」を「第二十九項」に、「又は第十六項第三号」を「第十六項第三号又は第十七項第三号」に、「又は第十六項の」を「から第十七項までの規定による」に、「第二十七項第二号、第二十九項及び第三十二項」を「以下この条」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項第四号中、「第四条第二項に規定する農地保有合理化事業(同項第一号に掲げる事業に限る。)」を「第七条第一号に規定する農地売買等事業」に、「同条第三項」を「同法第四条第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法第七十条の四第一項第一号に規定する政令で定める者は農業委員会とし、当該農業委員会はその旨その他の財務省令で定める事項を当該農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。ただし、同項ただし書に規定する正当の事由があるときは、この限りでない。

十 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定
 第四十条の六第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中、「前項第二号」を、「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十条の四第一項に規定する利用意向調査に係るものうち政令で定めるものは、当該利用意向調査に係る農地で農地法第三十六条第一項各号に該当するとき(同項ただし書に規定する正当の事由があるときを除く)における当該農地とする。

第四十条の六の二第八項中、「第七十条の四第二十六項」を、「第七十条の四第二十七項」に、前条第五十八項を、「前条第六十四項」に改め、同条第十項中、「同条第二十六項」を、「同条第二十七項」に改め、同条第十二項中、「第七十条の四第十七項から第二十項まで」を、「第七十条の四第十八項から第二十一項まで」に、同条第十七項を、「同条第十八項」に、第七十条の四第十七項に、「第七十条の四第十八項」に改める。

第四十条の七第一項第二号中、「同条第三十三項」を、「同条第三十四項」に改め、同条第二項第二号中、「第四十条の六第十六項第二号」を、「第四十条の六第十八項第二号」に改め、同条第六十八項を同条第七十五項とし、同条第六十七項を同条第七十四項とし、同条第六十六項中、「第三十八項第二号」を、「第三十九項第二号」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第六十五項中、「第十八項」を、「第二十項」に、第三十八項第二号を、「第三十九項第二号」に改め、同項第二号中、「第七項」を、「第八項」に改め、同項第三号中、「第十六項」を、「第十八項」に、第四十条の六第七十一項を、第四十条の六第十三項に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第六十四項中、「第七十条の六第三十九項第五号」を、「第七十条の六第四十項第五号」に、「第六十項」を、「第六十七項」に、「第十七項」を、「第十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十三項中、「第七十条の六第三十九項」を、「第七十条の六第四十項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十二項中、「第七十条の六第三十九項」を、「第七十条の六第四十項」に、又は第二十一項まで「に、第十七項」を、「第十九項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十一項中、「第七十条の六第三十八項第四号」を、「第七十条の六第三十九項第四号」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十項中、「第七十条の六第三十八項第三号」を、「第七十条の六第三十九項第三号」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第五十九項中、「同条第三十八項各号」を、「同条第三十九項各号」に、「第三十四項」を、「第三十五項」に、同条第三十五項を、「同条第三十六項」に改め、同項第三号及び第四号中、「第七十条の六第三十八項」を、「第七十条の六第三十九項」に改め、同項第五号中、「第七十条の六第三十八項第三号」を、「第七十条の六第三十九項第三号」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十八項中、「第七十条の六第三十二項」を、「第七十条の六第三十三項」に、同条第三十一項を、「同条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十七項中、「第七十条の六第三十一項」を、「第七十条の六第三十二項」に改め、同項第四号中、「第十七項」を、「第十七項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十六項中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項」を、「第七十条の四第二十三項」に、同条第二十一項を、「同条第二十二項」に、「第五十七項」を、「第五十七項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十五項中、「第七十条の六第二十一項から第二十六項まで」を、「第七十条の六第二十二項から第二十七項まで」に、同条第二十七項を、「同条第二十八項」に、同条第二十一項を、「同条第二十二項」に、「第二十七項」を、「第二十八項」に、及び第二十八項を、「第二十八項」に、農業経営基盤強化促進法第八條第一項を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に、同法第十一條の十二を、「農業経営基盤強化促進法第十一條の十四」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十三項中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第五十七項」を、「第六十四項」に、同条第二十七項を、「同条第二十八項」に、「第五十六項」を、「第六十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十二項中、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に、「につき同条第二十二項」を、「につき同条第二十三項」に改め、同項第一号中、「同条第二十七項」を、「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十二項」を、「同条第二十三項」に、「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十三項の」に、「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十二項第三号」を、「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」に、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十三項第三号」に改め、同号イ中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を、「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同号ロ中、「第七十条の四第二十二項」を、「第七十条の四第二十三項」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を、「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十一項中、「第四十条の六第四十七項から第五十二項まで」を、「第四十条の六第五十三項から第五十八項まで」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第二十二項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第二十三項」に、「第二十三項」を、「第二十四項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十項中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に改め、同項第一号中、「農業経営基盤強化促進法第七條第一項の都道府県知事の承認を受けた法第七十条の六の二第一項第一号に規定する農地保有合理化事業を行う法人」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第八條第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二條第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同項第二号中、「第十一條の九第一項」を、「第十一條の十一第一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十九項中、「第四十条の六第四十五項」を、「第四十条の六第五十一項」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十八項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十条の六第二十二項」に、「(第二十一項)を、「(第二十二項)に、及び第二十一項」を、「及び第二十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十七項中、「第十九項」を、「第二十項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十六項を同条第五十三項とし、同条第四十五項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十条の六第二十二項」に、「第七十項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十二項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十二項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中、「第七十条の六第二十四項」を、「第七十条の六第二十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中、「第七十項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中、「第七十条の六第二十三項」を、「第七十項」に改め、同

「第七十条の四第二十二項」に、「により第二十七項」を、「により第二十八項」に、「第二十七項」を、「第二十八項」に、「又は第二十七項」を、「又は第二十八項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十四項中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「(第二十七項)を、「(第二十八項)に、及び第二十七項」を、「及び第二十八項」に、「第二十七項」を、「第二十八項」に、「農業経営基盤強化促進法第八條第一項を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に、同法第十一條の十二を、「農業経営基盤強化促進法第十一條の十四」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十三項中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第五十七項」を、「第六十四項」に、同条第二十七項を、「同条第二十八項」に、「第五十六項」を、「第六十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十二項中、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に、「につき同条第二十二項」を、「につき同条第二十三項」に改め、同項第一号中、「同条第二十七項」を、「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十二項」を、「同条第二十三項」に、「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十三項の」に、「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十二項第三号」を、「第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の四第二十三項」に、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十三項第三号」に改め、同号イ中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を、「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同号ロ中、「第七十条の四第二十二項」を、「第七十条の四第二十三項」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を、「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十一項中、「第四十条の六第四十七項から第五十二項まで」を、「第四十条の六第五十三項から第五十八項まで」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第二十二項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第二十三項」に、「第二十三項」を、「第二十四項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十項中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に改め、同項第一号中、「農業経営基盤強化促進法第七條第一項の都道府県知事の承認を受けた法第七十条の六の二第一項第一号に規定する農地保有合理化事業を行う法人」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第八條第一項の都道府県知事の認可を受けた同法第二條第三項に規定する農地中間管理事業を行う同条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同項第二号中、「第十一條の九第一項」を、「第十一條の十一第一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十九項中、「第四十条の六第四十五項」を、「第四十条の六第五十一項」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第四十八項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十条の六第二十二項」に、「(第二十一項)を、「(第二十二項)に、及び第二十一項」を、「及び第二十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十七項中、「第十九項」を、「第二十項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十六項を同条第五十三項とし、同条第四十五項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十条の六第二十二項」に、「第七十項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十二項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十二項中、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中、「第七十条の六第二十四項」を、「第七十条の六第二十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中、「第七十項」を、「第七十項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中、「第七十条の六第二十三項」を、「第七十項」に改め、同

項」に、同条第二十二項を、同条第二十三項に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十九項中「第七十条の六第二十二項」を「第七十条の六第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十八項中「第二十九項」を「第三十一項」に、第三十六項を「第四十三項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十七項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に、同条第四十七項を「第七十条の六第二十七項」に、同条第四十八項に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十六項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十五項中「第四十条の六第三十二項」を「第四十条の六第三十八項」に、第七十条の六第二十二項を「第七十条の六第二十一項」に、第七十条の六第二十一項を「第四十条の六第三十二項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十四項中「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十二項中「第七十条の六第二十二項の税務署長」を「第七十条の六第二十一項の税務署長」に、同条第二十一項を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第四項及び第五項中「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十一項中「第四十条の六第二十九項」を「第四十条の六第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の五項を加える。

34 法第七十条の六第二十二項の税務署長の承認を受けようとする農業相続人は、同項に規定する譲渡等に係る特例農地等について同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した申請書を、当該譲渡等があつた日から一月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 法第七十条の六第二十二項に規定する譲渡等に係る特例農地等の明細、当該特例農地等の被相続人からの相続又は遺贈による取得の際における農業投資価格控除後の価額及びその計算の明細並びに当該譲渡等の対価の額

三 法第七十条の六第二十二項に規定する譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして同項の農業相続人の農業の用に供する見込みである同項に規定する代替特例農地等の明細及び当該譲渡等の時における価額並びに当該代替特例農地等を当該農業相続人の農業の用に供する予定年月日

四 その他参考となるべき事項

35 第三十一項の規定は、前項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

36 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける特例農地等が法第七十条の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得したものとなされたものである場合において、当該取得したものとみなされる基因となつた法第七十条の四第一項に規定する贈与者の死亡の日前一年以内に行われた当該特例農地等に係る同条第十六項に規定する譲渡等につき同項に規定する税務署長の承認を受けているときは、当該特例農地等の当該譲渡等に係る法第七十条の六の規定の適用については、当該譲渡等は同条第七項に規定する譲渡等とみなし、当該承認は同条第二十項の規定による税務署長の承認とみなす。

37 第四十条の六第三十四項の規定は、法第七十条の六第二十二項の二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十条の六第三十四項中「同項」とあるのは、「法第七十条の六第二十二項第二号」と、農地等のうち」とあるのは、「同条第二十一項に規定する特例農地等のうち」と、代替農地等価額（同項）とあるのは、「代替特例農地等価額（同条第二十項）」と、代替農地等」とあるのは、「代替特例農地等」と、農地等の贈与者からの贈与」とあるのは、「当該特例農地等の被相続人からの相続又は遺贈による取得」と読み替へるものとする。

38 第四十条の六第三十五項の規定は、法第七十条の六第二十七項に規定する譲渡等に係る特例農地等につき同条第十九項において準用する法第七十条の四第十五項及び法第七十条の六第二十二項の承認を併せて受けている場合における同条第十九項において準用する法第七十条の四第十五項第二号及び法第七十条の六第二十二項第二号の規定により譲渡等を受けたものとみなされる部分について準用する。この場合において、第四十条の六第三十五項中「第三十一項及び前項」とあるのは、「第四十条の七第三十三項において準用する第三十一項及び同条第三十七項において準用する前項」と、農地等の贈与者からの贈与」とあるのは、「法第七十条の六第一項に規定する特例農地等」とあるのは、「第七十条の六第九項において準用する法第七十条の四第十五項第三号」と、同項第二号中「代替農地等価額」とあるのは、「第四十条の七第三十七項において準用する前項に規定する代替特例農地等価額」と読み替へるものとする。

第四十条の七第三十三項中「取得した」と、同条第二十八項第三号中「又は採草放牧地」を「若しくは採草放牧地又は同項に規定する収用交換等による譲渡があつた日から一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある法第七十条の四第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する土地」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項から第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「第二十一項の」を「第二十二項の」に改め、同項第二号中「第四十条の六第三十三項各号」を「第四十条の六第三十五項各号」に、同条第十四項を「同条第十六項」に改め、同項第五号中「第三十六項」を「第四十三項」に、第七十条の六第二十一項を「第七十条の六第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「又は同条第二十項」を「同条第二十項第二号の規定により同条第二十項の二項の規定の適用を受ける特例農地等」とみなされたもの又は同条第二十一項」に、第七十条の四第十六項第三号を「第七十条の四第十七項第三号」に、「又は第二十項の」を「から第二十一項までの規定による」に、第二十八項第二号、第三十二項第二号、第六十項、第六十一項第二号及び第六十三項を「以下この条」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第四十条の六第六十一項」を「第四十条の六第六十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を削り、同条第十三項中「以下」を「次項を除き、以下」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前農地等猶予税額（同項に規定する納税猶予分の相続税額で前項の規定により計算されたものをいう。）との合計額が猶予可能税額（同条第二十二項第二号に定める金額（当該農業相続人が相続税法第十八条から第二十条の二まで、第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第七十条の規定により計算した金額であるものとしてこれらの規定を適用して計算した金額）をいう。）を超えるときにおける特例農地等に係る法第七十条の六第一項に規定する納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前農地等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

一 法第七十条の六の四第一項 調整前山林猶予税額（同条第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の四第五項から第九項までの規定により計算されたものをいう。）

二 法第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項 調整前株式等猶予税額（法第七十条の七の二第二項第五号又は第七十条の七の四第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の二第十三項から第十九項まで（第四十条の八の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものをいう。）

三 法第七十条の七の八第一項 調整前持分猶予税額（同条第二項に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の八の七第四項から第九項までの規定により計算されたものをいう。）

第四十条の七第十二項を同条第十四項とし、同条第九項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第四十条の六第九項第一号」を「第四十条の六第十一項第一号」に、第四項第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）を「第七号第一号に規定する農地売買等事業」に、同条第三項を「同法第四條第三項」に改め、同項ただし書中「第四十条の六第九項第二号」を「第四十条の六第十一項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 法第七十条の六第一項第一号に規定する政令で定める者は農業委員会とし、当該農業委員会は同項の規定の適用を受ける農地が農地法第三十六条第一項各号に該当する場合には、遅滞なく、その旨その他の財務省令で定める事項を当該農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。ただし、同項ただし書に規定する正当の事由があるときは、この限りでない。

第四十条の七第六項の表中、「第三十八項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第一号中、「第四十条の六第六十一項第二号」を「第四十条の六第六十七項第二号」に改め、同項第二号中、「第六十五項第二号」を「第七十二項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第七十条の六第一項に規定する利用意向調査に係るものうち政令で定めるものは、当該利用意向調査に係る農地法第三十六条第一項各号に該当するとき（同項ただし書に規定する正当の事由があるときを除く。）における当該農地とする。

第四十条の七の二第三項中、「同条第三十一項」を「同条第三十二項」に改め、同条第七項中、「第七十条の六第二十一項から第二十六項まで」を「第七十条の六第二十二項から第二十七項まで」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「第七十条の六第二十一項」を「第七十条の六第二十二項」に改める。

第四十条の七の四第七項中、「第九項を除き、」を削り、同条第九項を次のように改める。

9 法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）との合計額が猶予可能税額（当該林業経営相続人が法第七十条の六の四第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該林業経営相続人が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項に規定する特例山林（以下この条において「特例山林」という。）に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前山林猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

一 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）

二 法第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項 調整前株式会社等猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前株式会社等猶予税額をいう。）

三 法第七十条の七の八第一項 調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）

第四十条の八の二第二十項を次のように改める。

20 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前株式会社等猶予税額（納税猶予分の相続税額で第十三項から前項までの規定により計算されたものをいう。）との合計額が猶予可能税額（当該経営承継相続人等が同条第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該経営承継相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項に規定する特例非上場株式会社等に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前株式会社等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

一 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）

二 法第七十条の六の四第一項 調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）

三 法第七十条の七の八第一項 調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）

第四十条の八の三の次に次の五項を加える。
（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第四十条の八の四 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第四十条の八の八までにおいて「持分」という。）を担保として提供する場合においては、当該受贈者が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2 税務署長は、前項の規定により認定医療法人の持分が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該受贈者に返還しなければならない。

3 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分（既に当該受贈者が同条第七項本文又は法第七十条の七の八第七項において準用する法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分に限る。）を担保として提供する場合における同条第十項第二号の規定の適用については、同号中「担保権」とあるのは、「担保権、同条第七項本文又は同法第七十条の七の八第七項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）において準用する同法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係るものを除く。」とする。

4 法第七十条の七の五第一項に規定する納税猶予分の贈与税額（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する経済的利益（以下第四十条の八の六までにおいて「経済的利益」という。）に係る同項に規定する贈与者以下この条において「贈与者」という。）又は当該経済的利益に係る認定医療法人が二以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算においては、当該経済的利益に係る受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。

6 前項の場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額
二 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの経済的利益の価額が前項の規定によりみなされたその年分の贈与税の課税価格に占める割合

7 第五項の場合において、法第七十条の七の五第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定は、同条第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごと適用するものとする。

- 8 法第七十条の七の第五項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 合併により医療法人を設立する場合において、法第七十条の七の第五項の規定の適用を受ける受贈者が当該合併により消滅する認定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。
 - 二 合併後存続する医療法人が当該合併により良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十条の二に規定する新医療法人となる場合において、法第七十条の七の第五項の規定の適用を受ける受贈者が当該合併により消滅する認定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。
- 9 法第七十条の七の第五項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、納税猶予分の贈与税額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。
 - 一 法第七十条の七の第五項第六号に規定する基金(次条第二号及び第四十条の八の八第二項第二号において「基金」という。)として拠出した金額から自己所有持分相当額(当該拠出した直前において受贈者が有していた法第七十条の七の第五項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額に「一から納税猶予割合を控除した割合を乗じて計算した価額をいう。)を控除した残額
 - 二 前号の拠出した直前において受贈者が有していた同号の持分の価額に納税猶予割合を乗じて計算した金額
- 10 前項の「納税猶予割合」とは、法第七十条の七の第五項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額が当該経済的利益の価額と当該贈与者による放棄の直前において受贈者が有していた同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。
 - 一 届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 法第七十条の七の第五項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨
 - 三 免除を受ける贈与税の額(法第七十条の七の第五項第二号に掲げる場合にあつては、当該免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細)
 - 四 その他参考となるべき事項
- 11 法第七十条の七の第五項の規定の適用を受ける受贈者が同条第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書に、同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定めるものを添付して、これを、同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた日後遅滞なく、同項の規定の適用に係る贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
 - 一 法第七十条の七の第五項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨
 - 二 法第七十条の七の第五項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨
 - 三 免除を受ける贈与税の額(法第七十条の七の第五項第二号に掲げる場合にあつては、当該免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細)
 - 四 その他参考となるべき事項
- 12 法第七十条の七の第五項第三号の規定により同項の相続人が承継する納付の義務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合に応じ承継するものとする。
 - 一 法第七十条の七の第五項各号のいずれかに掲げる場合又は同条第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときにおいて、当該該当することとなつたときまでに同条第十三項の受贈者が有していた同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分が共同相続人又は包括受遺者によつて分割されている場合、当該共同相続人又は包括受遺者が相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得した当該認定医療法人の持分の価額が当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額のうちに占める割合
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合、国税通則法第五条第二項に規定する相続分
- 13 法第七十条の七の第五項第三号の規定により納付の義務を承継した同項の相続人については、同条第一項の受贈者とみなして同条(第二項から第四項まで及び第八項を除く。)及びこの条の規定を適用する。
 - 一 法第七十条の七の第五項の規定の適用に係る贈与者が同項の規定の適用に係る当該贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から三年以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に係る経済的利益の価額については、相続税法第十九条第一項の規定は、適用しない。

- 40 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)
 - 一 法第七十条の七の第六項第二号に規定する贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項に規定する贈与税の課税価格による経済的利益の価額を同項に規定する受贈者(以下この条において「受贈者」という。)に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定(法第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。)を適用して計算した金額とする。この場合においては、前条第四項から第六項までの規定を準用する。
 - 2 法第七十条の七の第六項第二号に規定する持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
 - 一 法第七十条の七の第六項第一号の規定の適用を受ける受贈者が有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人(以下この条において「認定医療法人」という。)の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄をした場合、前項の規定により計算した金額
 - 二 法第七十条の七の第六項第一号の規定の適用に係る認定医療法人が法第七十条の七の第五項第六号に規定する基金拠出型医療法人(以下この号及び第四十条の八の八第二項第二号において「基金拠出型医療法人」という。)への移行をする場合において、法第七十条の七の第六項第一号の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき、前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合(当該割合が一を超える場合には、一とする。)を乗じて計算した金額
 - イ 当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前に占める金額
 - ロ 当該放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に(1)に掲げる価額が(2)に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額
 - (1) 法第七十条の七の第六項第一号の規定の適用に係る同項の贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額
 - (2) ①の放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額
- 3 法第七十条の七の第六項第一号の規定の適用に係る同項に規定する贈与者が同項の規定の適用に係る当該贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から三年以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に係る経済的利益の価額については、相続税法第十九条第一項の規定は、適用しない。
 - 一 同項の贈与者による放棄があつた日の属する年中において、同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産については、同項の「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の七」とし、(1)により」とあるのは、「)又は同法第二十一条の十三の規定及び同法第二十一条の八の規定により」とする。(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)
 - 二 法第七十条の七の第六項第二号の規定の適用に係る者である場合における同項の規定の適用については、同項の「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の七」とし、(1)により」とあるのは、「)又は同法第二十一条の十三の規定及び同法第二十一条の八の規定により」とする。(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)
- 4 法第七十条の七の第六項第一号の規定の適用を受ける者である場合における同項の贈与者による放棄があつた日の属する年中において、同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産については、同項の「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の七」とし、(1)により」とあるのは、「)又は同法第二十一条の十三の規定及び同法第二十一条の八の規定により」とする。(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)

法第七十条の七の第五項
 認定医療法人(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「平成二十六年改正医療法施行日」という。)から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)

第七十条の七の八第二項に規定する経過措置(医療法人(第四項において「経過措置医療法人」という。))

<p>当該持分の全部又は一部の放棄をした</p>	<p>死亡した</p>
<p>当該認定医療法人</p>	<p>当該経過措置医療法人</p>
<p>放棄があつた</p>	<p>贈与者の死亡の</p>
<p>放棄により</p>	<p>贈与者の死亡により</p>
<p>ついでに</p>	<p>ついでに、当該経過措置医療法人が当該贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下第七十条の七の九までにおいて、平成二十六年改正医療法施行日)という)から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)であつ、かつ</p>
<p>同法第三十三条</p>	<p>相続税法第三十三条</p>
<p>法第七十条の七の第四項</p>	<p>法第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人</p>
<p>同日の認定医療法人</p>	<p>同日の経過措置医療法人</p>
<p>法第七十条の七の第六項</p>	<p>第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人</p>
<p>当該持分の全部又は一部の放棄をした</p>	<p>死亡した</p>
<p>、当該認定医療法人</p>	<p>、当該経過措置医療法人</p>
<p>において、</p>	<p>において、当該経過措置医療法人が当該贈与者の死亡による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人(平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)であつ、かつ、</p>
<p>当該放棄</p>	<p>当該贈与者の死亡</p>
<p>法第七十条の七の第六項</p>	<p>の死亡の</p>
<p>、当該</p>	<p>同項の</p>

2 前二条の規定は、法第七十条の七の七第二項の規定により同項の経済的利益について法第七十条の七の五又は第七十条の七の六の規定を適用する場合について準用する。

3 法第七十条の七の七第二項後段の規定により法第七十条の七の五第一項又は第七十条の七の六第一項に規定する受贈者とみなされる法第七十条の七の七第一項の他の個人は、同条第二項の規定により法第七十条の七の五又は第七十条の七の六の規定の適用を選択する旨をこれらの規定の適用に係る法第七十条の七の五第一項に規定する贈与税の申告書に記載しなければならない。

(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)

第四十条の八の七 法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人等(以下この条において「相続人等」という。)が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人(以下この条において「認定医療法人」という。)の持分を担保として提供する場合に、当該相続人等が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2 税務署長は、前項の規定により認定医療法人の持分が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている相続人等が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該相続人等に返還しなければならない。

3 法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分(既に当該相続人等が法第七十条の七の五第七項本文又は法第七十条の七の八第七項において準用する法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分に限る。)を担保として提供する場合における法第七十条の七の八第十項第一号において準用する法第七十条の七の五第十項第二号の規定の適用については、同号中「担保権」とあるのは、「担保権(同条第七項本文又は同法第七十条の七の八第七項(医療法人の持分)についての相続税の納税猶予及び免除)において準用する同法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係るものを除く。）」とする。

4 法第七十条の七の八第二項に規定する相続人等の相続税の額は、同条第一項の規定の適用に係る持分の価額(相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、控除未済債務額があるときは、当該持分の価額から当該控除未済債務額を控除した残額。第二号において「特定価額」という。)を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで並びに第二十一条及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額(当該相続人等が同法第十九条の二から第二十条の二まで又は第二十一条の十五の規定の適用を受ける者である場合において、当該相続人等に係る法第七十条の七の八第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額)とする。

一 相続税法第十九条から第十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額

二 特定価額を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額

5 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。

一 相続税法第十三条の規定により控除すべき相続人等の負担に属する部分の金額

二 前号の相続人等が法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈(当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。))により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る当該被相続人からの贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得した財産の価額から法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分の価額を控除した残額

6 法第七十条の七の八第二項に規定する納税猶予分の相続税額(以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。)に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人が二以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算においては、当該持分に係る相続人等が同項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈（贈与をしした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次項第二号及び第九項において同じ。）により取得をした全ての認定医療法人の持分の価額の合計額（相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、第五項に規定する控除未済債務額があるときは、当該持分の価額の合計額から当該控除未済債務額を控除した残額）を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなす。

8 前項の場合において、法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人の異なるものこと納税猶予分の相続税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

9 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の相続税額
二 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人の異なるものこと納税猶予分の相続税額は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。

10 法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前持分納税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前持分納税額をいう。）との合計額が納税可能税額（当該相続人等が法第七十条の七の八第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けられないものとした場合における当該相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分に係る納税猶予分の相続税額は、当該納税可能税額に当該調整前持分納税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

一 法第七十条の六の四第一項 調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）
二 法第七十条の六の四第二項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）
三 法第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項 調整前株式会社等猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前株式会社等猶予税額をいう。）

11 第七項の場合において、法第七十条の七の八第五項から第七項まで、第九項及び第十一項において準用する法第七十条の七の五第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人の異なるものことに適用するものとする。

12 第四十条の八の四第八項の規定は、法第七十条の七の八第五項において法第七十条の七の五第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第八項中第七十条の七の五第五項第六号と、第七十条の七の八第五項において準用する法第七十条の七の五第五項第六号と、第七十条の七の五第五項と、読み替えるものとする。

13 第四十条の八の四第九項及び第十項の規定は、法第七十条の七の八第六項において法第七十条の七の五第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第九項中、第七十条の七の五第六項に規定する政令とあるのは、第七十条の七の八第六項にお

いて準用する法第七十条の七の五第六項に規定する政令と、納税猶予分の贈与税額とあるのは、納税猶予分の相続税額と、受贈者とあるのは、相続人等と、第七十条の七の五第五項とあるのは、第七十条の七の八第一項と、贈与者による放棄により受けた経済的利益とあるのは、当該持分と、被相続人から相続又は遺贈により取得した持分と、当該経済的利益とあるのは、当該持分と、贈与者による放棄のとき、相続又は遺贈のとき、受贈者とあるのは、相続人等と読み替えるものとする。

14 法第七十条の七の八第十項第一号において準用する法第七十条の七の五第十項第一号から第六号までの規定の適用については、同項第一号中「第一項」とあるのは、第七十条の七の八第一項と、贈与税」とあるのは「相続税」と、贈与税」とあるのは「相続税」と、納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、同項第二号中「第一項の規定」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定」と、受贈者が第七項本文」とあるのは「相続人等が同条第七項において準用する第七項本文」と、同項第三号中「第七項ただし書」とあるのは「第七十条の七の八第七項において準用する第七項ただし書」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、受けた贈与税」とあるのは「受けた相続税」と、第七十条の七の五第五項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）とあるのは「第七十条の七の八第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）」と、同項第五号中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、第五項、第六項又は前項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項、同条第六項において準用する第六項又は同条第九項において準用する前項」と、同項第六号中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、受けた贈与税」とあるのは「受けた相続税」と、第七十条の七の五第五項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）とあるのは「第七十条の七の八第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）」と、同項に規定する経済的利益に係る同項」とあるのは「同項」と、受贈者とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。

15 第四十条の八の四第十一項の規定は、法第七十条の七の八第十一項において法第七十条の七の五第十一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第十一項中、第七十条の七の五第十一項とあるのは、第七十条の七の八第一項と、受贈者が同条第十一項とあるのは、相続人等が同条第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項と、贈与税」とあるのは「相続税」と、第七十条の七の五第十一項とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項」と、第七十条の七の五第十一項とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項」と、同条第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と読み替えるものとする。

16 第四十条の八の四第十二項及び第十三項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の五第十三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第十二項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、第七十条の七の五第十三項とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、同条第十二項各号」とあるのは「法第七十条の七の八第十二項において準用する法第七十条の七の五第十二項各号」と、同条第十三項」とあるのは「法第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、受贈者とあるのは「相続人等」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と読み替えるものとする。

(医療法人の持分についての相続税の税額控除)
 第四十条の八の八 法第七十条の七の九第二項に規定する相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第四項から第十項までの規定により計算した法第七十条の七の八第二項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額とする。

2 法第七十条の七の九第二項に規定する放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
 一 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等(以下この条において「相続人等」という。)が有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人(以下この条において「認定医療法人」という。)の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合、前項の規定により計算した金額

二 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき、前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額が口に掲げる金額に占める割合(当該割合が一を超える場合には、一とする。)を乗じて計算した金額
 イ 当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前における金額
 口 当該放棄の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に(1)に掲げる価額が(2)に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額

(1) 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る同項の被相続人からの相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)(2)及び次項において同じ。)により取得した持分の価額
 (2) (1)の相続又は遺贈の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額

3 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で同項の放棄相当相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項(同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第五項又は第五十二条第一項(同法第五十三条第四項第二号口において準用する場合を含む。)(の規定を適用する。

第四十条の九第一項中、「又は第七十条の七の二第一項」を、「第七十条の七の二第一項に改め、第七十条の七の四第一項」の下に、「又は第七十条の七の八第一項」を加え、「又は第七十条の七の二第二項第五号」を、「第七十条の七の二第二項第五号に改め、第七十条の七の四第二項第四号」の下に、「又は第七十条の七の八第二項」を加え、同条第三項中、「第七十条の八の二第六項」を、「第七十条の八の二第七項」に、「以下この条を、第二号及び次項」に、「とし、同項」を、「とし、同条第七項」に改め、同条第四項中、「及び住所」を、「及び住所」に改める。

第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中、「又は第七十条の七の二第一項」を、「第七十条の七の二第一項」に改め、第七十条の七の四第一項「又は第七十条の七の八第一項」を加え、「又は第七十条の七の二第二項第五号」を、「第七十条の七の二第二項第五号」に改め、「第七十条の七の四第二項第四号」の下に、「又は第七十条の七の八第二項」を加える。

第四十二条の二の二を第四十二条の二の三とし、第四十二条の二の次に次の一条を加える。
 (登記の税率が軽減される特定の増改築等がされた住宅用家屋の範囲等)

第四十二条の二の二 法第四十二条の三第一項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、第四十二条第一項に規定する家屋(同条第二項の規定により当該家屋に該当することとされた家屋を含む。)(のうち新築された日から起算して十年を経過したものとす

2 法第七十四条の三第二項に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。

一 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替
 二 一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分に独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替(前号に掲げる工事に該当するものを除く。)
 イ その区分所有する部分の床(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部(以下この号において「主要構造部」という。))である床及び最下階の床をいう。(この号又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替)

ロ その区分所有する部分の間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。)(の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。))
 ハ その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)

三 家屋(前号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。)(のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(前二号に掲げる工事に該当するものを除く。))
 四 家屋について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替(前三号に掲げる工事に該当するものを除く。)

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)
 六 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

七 家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)(に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているもの限り、前各号に掲げる工事に該当するものを除く。))
 3 法第七十四条の三第二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七十四条の三第二項に規定する工事に要した費用の総額が同項に規定する住宅用家屋の同条第一項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円)以上であること。
 二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 イ 前項第一号から第六号までに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円を超えること。

ロ 前項第四号から第七号までに掲げる工事に要した費用の額がそれぞれ五十万円を超えらること。

4 国土交通大臣は、第二項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号の規定により基準を定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、又は同項第七号の規定により保証保険契約を定めるときは、これを告示する。

第四十二条の三第一項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に、「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第二項中「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に、「第七十六条」を「第七十六条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第三項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同項第一号中「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改める。

第四十二条の四の次に次の一条を加える。
(登記の税率の軽減を受ける区域の範囲等)

第四十二条の四の二 法第七十七条の二に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八條第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域とする。

2 法第七十七条の二に規定する政令で定める土地は、農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地又は同項第二号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地とする。

第四十二条の六第一項中(平成二十五年法律第九十八号)を削る。
第四十二条の四の次に次の一条を加える。
(登記の免税を受ける建設線の範囲)

第四十二条の五 法第八十四条に規定する建設線のうち政令で定めるものは、同条に規定する建設線のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により同項の建設線を定めるときは、これを告示する。
第四十四条の二を削る。

第四十六条第二項中「規定する物品」の下に(同項に規定する消耗品を除く。)を加える。

第五十条の二第二項中「この条において「石油調製品等」とを、この条及び次条第七項において「石油調製品等」とし、(同項)を(法第九十条の六の二第一項)に、「この条において同じ」を、「この条及び次条第三項において同じ」に、「この条において「国産石油等残留物」とを、「この条並びに次条第二項及び第七項において「国産石油等残留物」とに改め、同条の次に次の一条を加える。
(非製品ガスに係る石油石炭税の還付の申請等)

第五十条の二の二 非製品ガス(法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガスをいう。以下この条において同じ。)の製造場につき同項の承認を受けようとする石油精製業者(同項に規定する石油精製業者をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 当該非製品ガスの製造場の所在地及び名称
三 当該非製品ガスの製造に使用する原料の種類
四 当該非製品ガスの数量の計測方法及び計測場所
五 その他参考となるべき事項

2 法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガスの原料として政令で定めるものは、国産石油等残留物とする。
3 法第九十条の六の三第一項に規定するその製造に伴い非製品ガスが副次的に製造される政令で定めるものは、関税率表別表第二五〇三・〇〇号に掲げる硫黄、同表第二七〇七・一〇号に掲げるベンゾール、同表第二七〇七・二〇号に掲げるトルオール、同表第二七〇七・三〇号に掲げるキシロール、同表第二七一一・一四号に掲げるプロピレン、石油アスファルト等、同表第二八〇四・一〇号に掲げる水素、同表第二九〇一・一〇号に掲げる飽和のもの、同表第二九〇一・一二号に掲げるプロペン、同表第二九〇一・二三号に掲げるブテン及びその異性体又は同表第二九〇五・一四号に掲げるその他のブタノールとする。

4 法第九十条の六の三第一項の規定により同項の石油石炭税額に相当する金額の還付を受けようとする石油精製業者は、同項に規定する承認を受けた製造場において非製品ガスを製造した後一年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該製造場(財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所)の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 当該非製品ガスを製造した製造場の所在地及び名称
三 製造した当該非製品ガスの数量
四 還付を受けようとする金額
五 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申請書には、同項第四号に掲げる金額の計算の基礎を記載した書類を添付しなければならない。
6 法第九十条の六の三第一項に規定する石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、非製品ガスの数量に、一キロリットルにつき法第九十条の三の二第一号に規定する税率に相当する金額を乗じて得た金額とする。
7 法第九十条の六の三第一項に規定する政令で定める場合は、石油精製業者が、当該非製品ガスの製造に使用された石油調製品等又は国産石油等残留物の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合とする。

8 法第九十条の六の三第三項の命令をする場合には、その内容を記載した書類を交付するものとする。
9 石油精製業者でその製造場につき法第九十条の六の三第一項の規定による承認を受けたものは、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 非製品ガスの製造に使用された原料の種類、種類ごとの数量及び密度並びに使用の年月日
二 製造した非製品ガスの数量、重量及び製造の年月日
三 移出した非製品ガスの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称
四 第四項、第六項及び前項に規定する非製品ガスの数量は、当該非製品ガスの重量(温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの立方メートルで表した容量にその一立方メートル当たりのキログラムで表した重量を乗じて得たものをいう。)を温度十五度の下における当該非製品ガスの製造に使用された原料の一キロリットル当たりのキログラムで表した重量で除して得た数量とする。

第五十条の三第一号中「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島(以下この条において「沖縄島等」という。))を「沖縄島の区域内」に改め、同条第二号中「沖縄島等」を「沖縄島の区域内」に改め、同条第三号中「沖縄島等」を「沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島」に改める。
第五十条の四第一項第四号中「いずれかとの間の路線(第一号)を「いずれかとの間の路線(同号)に改める。

第五十一条の二第二項中「及び第九十条の十一の三第一項」を「並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「法第九十条の十一の三第一項」の下に「及び第二項」を加える。
第五十四条の二第九項中「第十五条第四項から第六項まで」を「第十五条」に改め、「第五章」の下に「、第五十三条」を加え、同項の表第十五条第一項第一号の項中「第十五条第一項第一号」を「第十五条の二第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条の二第二項	国税	特別還付金
第十五条の二第六項	国税の年度 税目	特別還付金の年分

第十五条の二第六項	特別還付金の年分
-----------	----------

第五十五条第一項中、「第三十九条の七第七項」を、「第三十九条の七第六項」に改め、同条第二項中、「第四十条の六第三項、第五項、第十三項、第十六項第二号、第三十八項及び第四十五項第四号（第四十条の七第四十九項）を、「第四十条の六第四項、第五項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四号（第四十条の七第五十六項）に、「第四項、第十八項第二号及び第四十三項」を、「第五項、第九項、第二十項第二号及び第五十項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年法律第十号））

第二条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第三項中、「附則第二十九條第二項」を、「附則第二十七條第三項及び第二十九條第二項」に改める。

附則第二十七條第三項を次のように改める。

3 改正法附則第四十八條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七條の十三の三の規定の適用がある場合における平成二十五年新令第二十五條の十二第二項の規定の適用については、同項第一号中「適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号））附則第四十八條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の旧租税特別措置法（以下この項において、「旧効力措置法」という。）第三十七條の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額、以下この項において同じ。」と、年分の同項」とあるのは、「年分の適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（旧効力措置法第三十七條の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額、以下この項において同じ。）と、控除する」とあるのは、「控除する。この場合において、当該適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年法律第十号）附則第十八條第四項第一号に規定する公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額に対応する部分の金額があるときは、当該控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額は、まず当該公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額に対応する部分の金額から控除するものとする。」とする。

第三条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中、「から第六項まで、第十条の二の三第三項及び第四項」の下に、「第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條」を、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條」に、「第四項」と、「第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」とあるのは、第十条の五第一項」を、「第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の五第一項」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第二項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第四百十九号）」を、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百十五号）」第一條の規定」に、「平成二十五年新令」を、「平成二十六年新令」に、「第五条の六の四まで」を、「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を、「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第四項」を、「第五条の六の四第二項及び第五項の六の五第四項」に改め、同条第三項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十号）」を、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百十九号）」に改める。

附則第三条中、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條」を、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條」に、「平成二十五年新令」を、「平成二十六年新令」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

2 改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における地方税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六條第一項 掲げる金額（第一号）	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号））附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十三條第一項 加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
第二十九條第二項 附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に旧効力措置法第四十二条の五第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

附則第九条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條」を、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第四百十四号）」を、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百十五号）第一條の規定」に改める。

第三十二條の二第十二項から第十四項まで	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百十五号）第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において、「旧令」という。）第三十二條の二第十二項から第十四項まで
---------------------	---

附則第十一条の表法第六十八條の四十五第一項の項の次に次のように加える。	
第三十一條の二第十四項	旧令第三十一條の二第十四項

附則第十五條の表第七項第一号の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八條」を、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條」に改め、同条に次の一項を加える。

2 改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の十第五項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

中、「同条第二十九項」を、「同条第二十八項中、「第一項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十
 七条の七第一項」と、「第四項」とあるのは、「第四項第二号若しくは第十号又は平成二十五年旧租税法
 第七十條の七第四項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十号から第十七号まで」と、「同項
 各号」とあるのは、「これらの号」と、「第五項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七第
 五項」と、「第六項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七第六項」と、「第七項」とあ
 るのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七第七項」と、「第八項」とあるのは、「平成二十五年
 旧租税法第七十條の七第十二項」と、「第九項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七
 第十三項」と、「第十項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七第十四項」と、「第十
 七項第三号」と、「同条第二十九項」に改め、「と、前項の表の第三号から第九号まで」とあるのは
 「平成二十五年旧租税法第七十條の七第十三項の表の第三号から第八号まで」を削り、「同条第十
 八項中、「第一項」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の第二項」と、「第三項」とある
 のは、「第三項第二号若しくは第十号又は平成二十二年旧法第七十條の七の第二十三項」と、
 「第十七項第二号」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の第二十七項第二号」と、「第十
 七項第三号」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の第二十七項第三号」と、「同条第二十九
 項」に改め、「と、前項の表の第三号から第九号まで」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の
 第二十三項の表の第三号から第八号まで」を削り、「同条第二十九項中、「同条第二十九項」を、「同条第二
 十八項中、「第一項」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の第二項」と、「第三項」とある
 のは、「第三項第二号若しくは第十号又は平成二十三年旧法第七十條の七の第二十三項第一号、第三号
 から第九号まで若しくは第十一号から第十七号まで」と、「同項各号」とあるのは、「これらの号」と、
 「第四項」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の第二十四項」と、「第五項」とあるのは、「平
 成二十三年旧法第七十條の七の第二十五項」と、「第十二項」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條
 の七の第二十二項」と、「第十三項」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の第二十三項」と、
 「第十七項第二号」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の第二十七項第二号」と、「第十七
 項第三号」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の第二十七項第三号」と、「同条第二十九項
 」に改め、「と、前項の表の第三号から第九号まで」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の
 第二十三項の表の第三号から第八号まで」を削り、「同条第二十九項中、「同条第二十九項」を、「同条第二
 十八項中、「第一項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の第二項」と、「第三項」と
 あるのは、「第三項第二号若しくは第十号又は平成二十五年旧租税法第七十條の七の第二十三項第一号、
 第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十七号まで」と、「同項各号」とあるのは、「これらの
 号」と、「第四項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の第二十四項」と、「第五項」とあ
 るのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の第二十五項」と、「第十二項」とあるのは、「平成二十
 五年旧租税法第七十條の七の第二十二項」と、「第十三項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七
 十條の七の第二十三項」と、「第十四項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の第二
 十七項第二号」と、「第十七項第三号」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の第二十
 七項第三号」と、「同条第二十九項」に改め、「と、前項の表の第三号から第九号まで」とあるのは「平
 成二十五年旧租税法第七十條の七の第二十三項の表の第三号から第八号まで」を削り、「同条第十
 五項中、「対する」を、「対する新租税法第七十條の七の第四項第二号イ中、「前項の規定の適用に係る特
 例相続非上場株式等」とあるのは、「新租税法第七十條の七の第四項第四号イ中、「前項の規定の適用に係る特
 例相続非上場株式等」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）
 附則第二百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条
 の規定による改正前の租税特別措置法（イ及びロにおいて、「平成二十二年旧法」といふ）」第七十條

の七の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する特例相続非上場株式等（イ及びロにおいて、「特
 例相続非上場株式等」といふ。）」と、「認定相続承継会社又は」とあるのは、「平成二十二年旧法第七
 十條の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社又は」と、「特別関係会社」とあるのは、同
 号八に規定する特別関係会社」と、には、「前項」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の
 七の四第一項」と、「第七十條の七の第一項」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の第一項」
 と、「前項の経営相続承継受贈者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法
 律第五号）附則第八十六条第十二項の規定により第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされ
 た同項第一号に掲げる経営相続承継受贈者（ロにおいて、「経営相続承継受贈者」といふ。）」と、同
 号ロ中、「前項」とあるのは、「平成二十二年旧法第七十條の七の四第一項」とに改め、「同項第二号
 中、「ついで」を、「ついで」は、「新租税法第七十條の七の四第二項第四号イ中、「前項の規定の適用に
 係る特例相続非上場株式等」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整
 備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八條
 第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七十條の規定による改正
 前の租税特別措置法（イ及びロにおいて、「平成二十三年旧法」といふ）」第七十條の七の四第一項の
 規定の適用に係る同項に規定する特例相続非上場株式等（イ及びロにおいて、「特例相続非上場株式
 等」といふ。）」と、「認定相続承継会社又は」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の四第二
 項第一号に規定する認定相続承継会社又は」と、「特別関係会社」とあるのは、「同号八に規定する
 特別関係会社」と、には、「前項」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の四第一項」
 と、「第七十條の七の第一項」とあるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の第一項」と、「前項の経営相
 続承継受贈者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第
 八十六条第十二項の規定により第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた同項第二号に掲
 げる経営相続承継受贈者（ロにおいて、「経営相続承継受贈者」といふ。）」と、同号ロ中、「前項」と
 あるのは、「平成二十三年旧法第七十條の七の四第一項」とに改め、「同項第三号中、「ついで」を
 ついで、新租税法第七十條の七の四第二項第四号イ中、「前項の規定の適用に係る特例相続非上
 場株式等」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）イにおいて
 「改正法」といふ。）」附則第八十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法
 附則第一条第五号八に掲げる規定による改正前の租税特別措置法（イ及びロにおいて、「平成二十
 五年旧租税法」といふ。）」第七十條の七の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する特例相続非上場
 株式等（イ及びロにおいて、「特例相続非上場株式等」といふ。）」と、「認定相続承継会社又は」とあ
 るのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社又は」と
 と、「特別関係会社」とあるのは、「同号八に規定する特別関係会社」と、には、「前項」とあるのは
 「平成二十五年旧租税法第七十條の七の四第一項」と、「第七十條の七の第一項」とあるのは、
 「平成二十五年旧租税法第七十條の七の第一項」と、「前項の経営相続承継受贈者」とあるのは、「改正
 法附則第八十六条第十二項の規定により第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた同項第
 三号に掲げる経営相続承継受贈者（ロにおいて、「経営相続承継受贈者」といふ。）」と、同号ロ中「前
 項」とあるのは、「平成二十五年旧租税法第七十條の七の四第一項」とに改める。

附則
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
 各号に定める日から施行する。
 一 次に掲げる規定 平成二十六年十月一日
 二 第一条中租税特別措置法施行令第二十七條の四に一項を加える改正規定、同令第二十七條の
 五第一項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第十一項を同条第十條の
 一とする部分を除く。）、同令第二十七條の六に一項を加える改正規定、同令第二十七條の九に一
 項を加える改正規定、同令第二十七條の十の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、同令
 第二十七條の十一に一項を加える改正規定、同令第二十七條の十二の改正規定、同令第三

十八条に一項を加える改正規定、同令第三十八条の四第四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項の次に一項を加える改正規定、同令第三十八条の五に一項を加える改正規定、同令第三十九条の十一第一項本文の改正規定、第百四十五条第一項を「第百四十四条の八」に改める部分を除く。)、同項ただし書の改正規定、第百四十五条第二項を「第百四十四条の八」に改め、以下この項において同じ」を削り、同法第七十五条第二項の「の下に、若しくは第百四十四条の八」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定、第百四十五条第一項を「第百四十四条の八」に改める部分を除く。)、同令第三十九条の十二第五項の改正規定、同令第三十九条の十二の第二項の改正規定、同条第二項第三号の改正規定、同条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に二号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同令第三十九条の三十八の二に一項を加える改正規定、同令第三十九条の三十九の改正規定、同令第三十九条の四十第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第三十九条の四十一に二項を加える改正規定(第十二項に係る部分に限る。)、同令第三十九条の四十三第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第三十九条の四十四の改正規定(同条第八項に係る部分に限る。)、同令第三十九条の四十五の改正規定、同令第三十九条の四十五の第二十四項の改正規定、同令第三十九条の四十五の第三項の改正規定、同令第三十九条の四十五の四の改正規定、同令第三十九条の四十五の六第三項の改正規定、第八十一条の十八」の下に、及び地方税法第十五条を加える部分に限る。)、同令第三十九条の四十五の五第二十三項の改正規定、同条第十八項とする部分を除く。)、同令第三十九条の九十六に二項を加える改正規定、同令第三十九条の九十七に一項を加える改正規定、同令第三十九条の九十八に一項を加える改正規定、同令第三十九条の百一の改正規定、同令第三十九条の百一十二第四項の改正規定、同令第三十九条の百一十二の第二項の改正規定、同条第二項第三号の改正規定、同条第四項を同項第六号とし、同項第三号の次に二号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同令第三十九条の百二十七に一項を加える改正規定及び同令第四十六条第二項の改正規定並びに附則第三十九条(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百四十四号)附則第四十六号の表第四項第一号の項から第五項の項までの改正規定(同表第五項の項に係る部分に限る。))及び同令附則第二十二号の表第十八項の項の改正規定に限る。))の規定

口 第三条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百八十三号)附則第八条に一項を加える改正規定及び同令附則第十五条に一項を加える改正規定

八 第四条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第百五号)附則第十二条の改正規定及び同令附則第十九条の改正規定

二 第一条中租税特別措置法施行令第六十六条の六の改正規定、同令第六十六条の七第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の改正規定(同条第十項に係る部分を除く。)、同令第二十五条の十三の第二三項の改正規定、同令第二十五条の十三の第三項の改正規定、同令第二十五条の十三の四(見出しを含む。))の改正規定、同令第二十五条の十三の六の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定及び同令第二十五条の十六の改正規定並びに附則第十一条第一項及び第五項から第八項まで、第十三条並びに第十五条の規定 平成二十七年一月一日

三 第一条中租税特別措置法施行令第二条の七第三項の改正規定、同令第二条の八第二号の改正規定、同令第二条の十三第一号の改正規定、同令第二条の二十一の次に一項を加える改正規定、同令第二条の二十四第三項の改正規定、同令第二条の二十五の改正規定、同令第二条の二十六の改正規定、同令第二条の三十一の改正規定、同令第二条の三十二第一項の改正規定、同令第二条の三十四の改正規定、同令第三十九条の十二の第二三項第四号の改正規定(同号を同項第六号とする部分を除く。)、同令第三十九条の百一十二の第二三項第四号の改正規定(同号を同項第六号とする部分を除く。))及び同令第五十四条の二第九項の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十七年四月一日

四 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の二十七第一項の改正規定及び附則第十七条の規定 平成二十七年十月一日

五 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第一条の四第三項第一号の改正規定、同令第二十五条の九の第二十項の改正規定、同令第二十五条の十四の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十六条の十五に一項を加える改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十六条の二十の改正規定及び同令第二十六条の二十七の第二項の改正規定並びに附則第十四条の規定

口 第二条の規定

六 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定、第三十三条の八を「第三十三号の七」に改める部分及び、第四十条の十一の二を「第四十条の十一」に、「第四十四条の二」を「第四十四条」に改める部分を除く。)、同令第二十七条の四第七項の改正規定、同条第八項第七号の改正規定、同令第二十七条の十二の四第八項第一号口の改正規定、同令第二十七条の十三第二項の改正規定、第四十二条の四の第二四項を「第四十二条の四の第二五項」に、「第四十二条の六第十項」を「第四十二条の六第十九項」に、「第四十二条の十一第十項」を「第四十二条の十一第十二項、第四十二条の十一第十一項」に、及び第四十二条の十二の四第六項を「第四十二条の十二の四第六項及び第四十二条の十二の五第十五項」に改める部分を除く。)、同令第三十八号第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同令第三十八号の四第一項の改正規定、同条第三項第一号の改正規定、同条第四十三項の改正規定、同令第三十八号の五第一項第一号の改正規定、同条第二十六項の改正規定、同令第三十九号の十一第一項本文の改正規定、第百四十五条第一項を「第百四十四条の八」に改める部分に限る。)、同項ただし書の改正規定、第百四十五条第一項を「第百四十四条の八」に改め、以下この項において同じ」を削り、同法第七十五条第二項の下に、若しくは第百四十四条の八」を加える部分に限る。)、同条第二項の改正規定、第百四十五条第一項を「第百四十四条の八」に改める部分に限る。)、同令第三十九条の十二第五項の改正規定、同令第三章第八節の二中第三十九条の十二の二の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の十三の改正規定、同令第三十九条の十三の第二項の改正規定、第六十条第一項、第六十条の第二項及び第四項を「第六十条第一項及び第二項、第六十条の第二項及び第五項」に改める部分を除く。)、同条第十六項の改正規定、同条第十八項及び第十九項の改正規定、同条第二十項の改正規定、同条第二十一項の改正規定、同条第二十二項の改正規定、同令第三十九条の三十五第一項第四号八及び二の改正規定、同令第三十九条の三十八の改正規定、同令第三十九条の三十九の改正規定、同令第三十九号の三十一第六項第一号の改正規定、同条第十項の改正規定、同令第三十九号の三十二第三項第一号の改正規定、同条第六項の改正規定、同令第三十九号の三十三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九号の三十五の改正規定、同令第三十九号の三十五の二の改正規定、同令第三十九号の三十五の三の改正規定(同条第六項に係る部分を除く。)、同令第三十九号の三十五の四に三項を加える改正規定、同令第三十九号の百一十三第三項第一号の改正規定、同令第三十九号の百一十三の第二十六項の改正規定、同令第三十九号の百一十五第一項第四号八及び二の改正規定、同令第三十九号の百一十八第九項から第十一項までの改正規定、同令第三十九号の百二十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第三十九号の百二十九及び第三十九号の百三十を削る改正規定並びに附則第二十二号の規定 平成二十八年四月一日

七 第一条中租税特別措置法施行令第二条の改正規定、同令第二条の五第二項の改正規定、同令第二条の二十七の改正規定、同令第四条の二第二項第二号の改正規定、同令第二十五条の八第三項第一号の改正規定、同令第二十五条の十の二第二十五項第六号の改正規定、株式無償割当て又は「株式無償割当て」により取得する」を「又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する」に改める部分に限る。)、同項第十二号口の改正規定、同令第二十五条の十の五第三項第二号の改正規定、又は新株予約権無償

割当て」を、新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て」に改める部分に限る。)、同令第二十五条の十一の二第五項の改正規定、同令第二十五条の十三第十項第二号の改正規定(「又は記録」を「若しくは記録を」とし、又は当該非課税口座に保管の委託」に改める部分を除く。)、及び同項第九号の改正規定(「又は記録」を「若しくは記録を」とし、又は当該非課税口座に保管の委託」に改める部分を除く。)(並びに附則第三条の規定、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日)

八 第一条中租税特別措置法施行令第五号の第三十二項第八号の改正規定、同令第六条の四第二項第二号の改正規定、同令第二十七条の四第八項第八号の改正規定及び同令第二十八号の十第二項第二号の改正規定(薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日)

九 第一条中租税特別措置法施行令第七号の二の改正規定(同令第五項に係る部分を除く。)、同令第二十条の二第二項第五号の改正規定、同令第二十二号の八第八項第二号の改正規定、同令第二十九号の五の改正規定(同令第四項に係る部分を除く。)、同令第三十八号の四第十二項第五号の改正規定、同令第三十九号の五第二十項第二号の改正規定及び同令第三十九号の六十四の改正規定(同令第四項に係る部分を除く。)(中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日)

十 第一条中租税特別措置法施行令第二十号の二第二項第六号の改正規定、同令第十四項第四号の改正規定、同令第二十二号の八第十四項の改正規定、同令第二十五号の四第二項の改正規定、同令第三十八号の四第十二項第六号の改正規定、同令第二十三項第四号の改正規定及び同令第三十九号の五第十五項の改正規定並びに附則第八号第一項、第三項及び第十一項の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日

十一 第一条中租税特別措置法施行令第二十号の二第九項の改正規定、同令第十項の改正規定、同令第二十二号の六の改正規定、同令第二十六項の改正規定、同令第二十二号の三第七項の改正規定、同令第二十二号の六の改正規定、同令第二十八号の四第十五項の改正規定、同令第十六項を削り、同令第十七項を同令第十六項とし、同令第十八項を同令第十七項とする改正規定、同令第十九項の改正規定、同項を同令第十八項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同令第四十四項の改正規定(同項を同令第四十五項とする部分を除く。)、同令第三十九号の二の改正規定、同令第三十九号の五第二十八項の改正規定、同令第三十九号の二十四第二項の改正規定、同令第三十九号の三十七第一項の改正規定、同令第三十九号の百第三項の改正規定及び同令第四十二号の三の改正規定(マニシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日)

十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十八号の次に二条を加える改正規定並びに同令第三十九号の五及び第三十九号の五十一の改正規定、港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十三 第一条中租税特別措置法施行令第四十条の三第四号の改正規定、同令第四十条の四第三項に一号を加える改正規定及び同令第四十条の四の三第六項第二号の改正規定並びに附則第三十五号第二項の規定、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日

十四 第一条中租税特別措置法施行令第四十条の七第十四項を同令第十五項とし、同項の次に一項を加える改正規定(第三号に係る部分に限る。)、同令第四十条の七の四の改正規定、同令第四十条の八の二第二十項の改正規定、同令第四十条の八の三の次に五条を加える改正規定、同令第四十条の九第二項の改正規定、同令第三十五号の改正規定並びに同令第四十項までの規定、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)
第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下、新令」という。)(第二章の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。)

第三条 新令第二条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)以下、改正法」という。)(第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下、新法」という。)(第三条の二に規定する支払の確定した日が附則第一条第七号に定める日以後である新法第三条の二に規定する配当等について適用し、改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下、旧法」という。)(第三条の二に規定する支払の確定した日が同号に定める日以前である同令に規定する配当等については、なお従前の例による。)

(育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書等に関する経過措置)
第四条 新令第二条の七第三項、第二条の八(第二号に係る部分に限る。)(第二号の十三(第一号に係る部分に限る。)(第二号の二十一の二、第二号の二十四第三項並びに第二号の二十五第四項及び第六項(第一号に係る部分に限る。)(これらの規定を新令第二条の三十一において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。)(並びに第二号の三十二第一項の規定は、新令第二条の二十一の二第一項に規定する個人が平成二十七年四月一日以後に同項に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書若しくは育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書又は同令第三項に規定する育児休業等期間変更申告書を提出する場合について適用する。)(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第五条 旧法第八条第一項に規定する金融機関がこの政令の施行の日(以下、施行日」という。)(前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下、旧令」という。)(第三条の三第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。)

第六条 改正法附則第五十三号第三項の規定により旧法第十二号第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区を新法第十二号第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして同項の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第六号の三第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七号)による改正後の沖縄振興特別措置法(平成二十四年法律第十四号)以下、新沖縄振興特別措置法」という。)(第四十一号第五項の規定による同令第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

2 新令第六号の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第十二号第一項に規定する工業用機械等については、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十二号第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧令第六号の三第十五項に規定する奄美群島内の市町村の長が策定した同令第十二項に規定する産業投資促進計画で施行日前にその計画期間が開始したもの(以下この項において、旧産業投資促進計画」という。))については、施行日から平成二十六年六月三十日(その日までに、当該市町村が作成した奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十一条第一項に規定する産業振興促進計画につき同令第八項の認定を受けた場合には、その認定を受けた日の前日)までの間は、当該計画期間を新令第六号の三第十二項に規定する計画期間と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村が作成した同令第三十六項第三号に定める認定産業振興促進計画と、当該旧産業投資促進計画に係る旧令第六号の三第十六項の規定により同項の関係大臣が指定した地区を新令第六号の三第十八項に規定する地区と、当該指定した地区に係る旧産業投資促進計画に記載された事業を同令第十九項に規定する認定産業振興促進計画に記載された事業と、それぞれみなして、同令第十二項(新法第十二号第三項の表の第三号に係る部分に限る。)(第十三項(第三号に係る部分に限る。)(第十八項及び第十九項の規定を適用する。))

4 改正法附則第五十三條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十二條（第三項の表の第二号（同号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に基づく旧法第六條の第三十一項、第三十二項及び第十五項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第七條 個人が施行日前に支出した旧法第十八條の四第三項第三号及び第五号から第八号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第八條 新法第二十條の第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一條第十号に定める日以後に行う新法第三十一條の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十一條の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第二十條の第二十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十一條の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡及び新法第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十一條の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡及び旧法第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

3 新法第二十條の第二十四項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一條第十号に定める日以後に行う新法第三十一條の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡及び新法第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十一條の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡及び旧法第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

4 新法第二十二條の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三條の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が新たに行う同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法附則第二條第一項に規定する旧基盤強化法第四條第二項第一号に掲げる事業に限る。）のために、個人が旧農地保有合理化法人に対して行う新法第三十四條の三第一項に規定する土地等の譲渡については、旧法第二十二條の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「農業経営基盤強化促進法第八條第一項に規定する農地保有合理化法人又は同法第十一條の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には）」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三條に規定する旧農地保有合理化法人」と、同法第四條第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」とあるのは、「同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法附則第二條第一項に規定する旧基盤強化法第四條第二項第一号に掲げる事業に限る。）とする。」とする。

6 新法第二十五條第十一項及び第十五項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七條第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

7 改正法附則第五十九條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七條から第三十七條の四まで（旧法第三十七條第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧法第二十五條第一項から第五項まで、第十二項、第十五項及び第十九項から第二十一項まで、第二十五條の二並びに第二十五條の三の規定は、なおその効力を有する。

8 改正法附則第五十九條第十二項の規定の適用がある場合における新法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定と同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八條の五第二号	又は	若しくは	又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第五十九條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第三十七條の三の規定
第二十四條の四第一項及び第二十五條の四第十四項	又は	の規定又は旧効力措置法第三十七條の四の規定	の規定
第二十五條の六第一項第二号	又は	若しくは	又は旧効力措置法第三十七條の四の規定
第二十五條の六第二項第二号	又は	若しくは	又は旧効力措置法第三十七條の四の規定
第二十五條の六第二項第二号	又は	若しくは	又は旧効力措置法第三十七條の規定

9 個人の譲渡をした改正法附則第五十九條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第三十七條第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産が、新法第三十七條第一項の表の各号の上欄又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十二條第一項の表の各号の上欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第三十七條第一項、新法第三十七條第一項又は震災特例法第十二條第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算については、その譲渡をした資産の全部又は一部は、当該個人の選択により、旧効力措置法第三十七條第一項の表の第八号、新法第三十七條第一項の表の各号又は震災特例法第十二條第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第三十七條第一項、新法第三十七條第一項又は震災特例法第十二條第一項の規定を適用する。

10 個人の取得をした旧効力措置法第三十七條第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産が、新法第三十七條第一項の表の各号の下欄又は震災特例法第十二條第一項の表の各号の下欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第三十七條第一項、新法第三十七條第一項又は震災特例法第十二條第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算については、その取得をした資産の全部又は一部は、当該個人の選択により、旧効力措置法第三十七條第一項の表の第八号、新法第三十七條第一項の表の各号又は震災特例法第十二條第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第三十七條第一項、新法第三十七條第一項又は震災特例法第十二條第一項の規定を適用する。

11 新法第二十五條の四第二項の規定は、個人が附則第一條第十号に定める日以後に行う新法第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

6 新法第二十五條第十一項及び第十五項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七條第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置)
 第九条 新令第二十五条の十の第二十五項(第二十四号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する株式付与信託契約に基づき取得する同号に規定する上場株式等について適用する。
 (特定口座異動届出書に関する経過措置)
 第十条 新令第二十五条の十の四第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項の規定により届出書を提出する場合について適用する。
 (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置等)
 第十一条 新令第二十五条の十三第三十三項(同条第二十項の申請書に係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年一月一日以後に提出する同条第二十項の申請書について適用する。

2 改正法附則第六十一条第四項の承認を受けようとする同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、その名称及び所在地、同項に規定する提供事項を提供しようとする事務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間に、同項に規定する所轄事務署長に提出しなければならない。
 3 前項の所轄事務署長は、同項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間に旧令第二十五条の十三第二十項の申請書又は第二項の申請書の提出があった場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。
 5 平成二十七年一月一日前に旧法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座を廃止した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該非課税口座に係る新法第三十七条の十四第五項第五号に規定する非課税口座廃止通知書(以下この条において「非課税口座廃止通知書」という。)の交付を受けようとするもの(その旨その他財務省令で定める事項を記載した申請書(以下この条において「非課税口座廃止通知書交付申請書」という。))を、同日から平成二十九年九月三十日までの間に、一回に限り、当該非課税口座が開設されていた同項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長(以下この条において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。)に提出することができる。

6 新法第三十七条の十四第十九項の規定は、非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。この場合において、同項中「非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四十五号)附則第十一條第五項に規定する非課税口座廃止通知書交付申請書(以下この項において「非課税口座廃止通知書交付申請書」という。)の提出を受けた金融商品取引業者等」と、当該非課税口座廃止届出書とあるのは、「当該非課税口座廃止通知書交付申請書」とし、非課税口座廃止届出書とあるのは、「非課税口座廃止通知書交付申請書」と、営業所の長は、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときに限り」とあるのは、「営業所の長は」と読み替えるものとする。

7 新法第三十七条の十四第二十三項に規定する所轄事務署長の承認を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、前項において準用する同条第十九項の規定にかかわらず、同項に規定する方法により、同項に規定する廃止届出事項を同条第二十三項に規定する財務省令で定める事務署長に提供することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。
 8 第五項の規定により金融商品取引業者等の営業所の長が非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた場合における新令第二十五条の十三の六の規定の適用については、同条第四項中「第十九項」とあるのは「第十九項(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四十五号)附則第六項)において準用する場合を含む。」と、同条第五項中「その他」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四十五号)附則第十一條第五項に規定する非課税口座廃止通知書交付申請書その他」とする。

(非課税口座異動届出書等に関する経過措置)
 第十二条 新令第二十五条の十三の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する非課税口座異動届出書の同項に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十三の二第一項に規定する非課税口座異動届出書を提出した場合については、なお従前の例による。
 (出国届出書等に関する経過措置)
 第十三条 平成二十七年一月一日前に提出した旧令第二十五条の十三の四第一項に規定する非課税口座廃止届出書については、なお従前の例による。
 2 新令第二十五条の十三の四第二項の規定は、平成二十七年一月一日以後に同条第一項に規定する出国をする場合について適用し、同日前に旧令第二十五条の十三の四第三項に規定する出国をした場合については、なお従前の例による。
 (貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)
 第十四条 新令第二十五条の十四の三の規定は、個人が平成二十八年一月一日以後に行う新法第三十条の十五第一項に規定する貸付信託の受益権等の譲渡について適用する。
 (相続財産に係る譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)
 第十五条 新令第二十五条の十六第二項の規定は、個人が平成二十七年一月一日以後に開始する相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)による新法第三十九条第一項に規定する財産の取得をする場合における同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が同日前に開始した相続又は遺贈による旧法第三十九条第一項に規定する財産の取得をした場合における同項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。
 (公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)
 第十六条 新令第二十五条の十七第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、新法第四十条第一項後段に規定する公益法人等が施行日以後に行う同号に規定する株式交換又は株式移転による譲渡について適用する。
 2 新令第二十五条の十七第五項の規定は、施行日以後にされる新法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた旧法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。
 3 新令第二十五条の十七第六項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる新法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用する。
 4 新令第二十五条の十七第七項から第十七項まで及び第三十項の規定は、同条第十五項に規定する公益法人等が施行日以後に解散をする場合について適用し、旧令第二十五条の十七第十五項に規定する公益法人等が施行日前に解散をした場合については、なお従前の例による。
 (公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)
 第十七条 新令第二十六条の二十七第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三百十九條の十二第二項の規定は、平成二十七年十月一日以後に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三條の六に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二百三條の六に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
 (支払調書等の提出の特例に関する経過措置)
 第十八条 新令第二十七条の三第四項(同条第一項の申請書に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。
 (沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
 第十九条 改正法附則第八十条第二項の規定により旧法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とする場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十七条の九第一項第二号の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

2 改正法附則第八十条第三項の規定により旧法第四十二条の表の第四号の第一欄に掲げる地区を新法第四十二条の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして同条の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十七条の九第一項第四号の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

3 新令第二十七条の九第二項及び第三項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

(法人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置)

第二十條 改正法附則第八十四条第四項の規定により旧法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区を新法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして同項の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令第二十八条の九第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

2 新令第二十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧令第二十八条の九第十六項に規定する奄美群島内の市町村の長が策定した同条第十三項に規定する産業投資促進計画で施行日前にその計画期間が開始したもの(以下この項において「旧産業投資促進計画」という。)については、施行日から平成二十六年六月三十日(その日までに、当該市町村が作成した奄美群島振興特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興促進計画につき同条第八項の認定を受けた場合には、その認定を受けた日の前日)までの間は、当該計画期間を新令第二十八条の九第十二項に規定する計画期間と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村が作成した同条第十四項第三号に定める認定産業振興促進計画と、当該旧産業投資促進計画に係る旧令第二十八条の九第十七項の規定により同項の關係大臣が指定した地区を新令第二十八条の九第十九項に規定する地区と、当該指定した地区に係る旧産業投資促進計画に記載された事業を同条第二十項に規定する認定産業振興促進計画に記載された事業と、それぞれみなして、同条第十二項(新法第四十五条第二項の表の第三号に係る部分に限る。)、第十四項(第三号に係る部分に限る。)、第十九項及び第二十項の規定を適用する。

4 改正法附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十五条(第二項の表の第二号(同号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第六十八条の二十七第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第一百五十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項」と、第三十九条の五十六第七項」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四百五十五号)附則第三十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の五十六第七項」とする。

(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置)

第二十一條 改正法附則第八十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十条(第一項の表の第三号に係る部分に限る。))の規定に基づく旧令第三十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第三号中「沖縄振興特別措置法施行令」とあるのは、「沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四百五十五号)による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」とする。

2 改正法附則第八十六条第五項の規定の適用がある場合における新令第三十九条の十三の第二項、第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二百二十二条第十四項」とあるのは、「第二百二十二条第十四項並びに所得税法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第八十六条第五項(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置)の規定とされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十条第一項」とする。

3 改正法附則第八十六条第五項の規定の適用がある場合における法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十三条第二項及び第七十七条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「規定を適用しないで」とあるのは、「規定及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第八十六条第五項(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十条第一項(沖縄の認定法人の所得の特別控除)の規定を適用しない」とする。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 外国法人の平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において旧法第六十二条第一項の規定の適用がある場合における改正法附則第三十三条第二項の規定の適用については、同項の表第一項第一号の項中「加算した金額」とあるのは、「加算した金額とし、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十三條 新令第三十九条の六第二項の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧法第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二十二号)附則第三条の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。)が新たに同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法附則第二条第一項に規定する旧農地保有合理化法人)として掲げる事業に限り、)のために、法人が旧農地保有合理化法人に対して行う新法第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡については、旧令第三十九条の六第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法第八十一条に規定する農地保有合理化法人又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積団体化体(当該農地保有合理化法人又は農地利用集積団体化体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、)とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二十二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人」と、同法第四十二条第一号又は第三項第一号口に掲げる農地売買等事業」とあるのは、「同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法附則第二条第一項に規定する旧農地保有合理化事業)とあるのは、同条に規定する旧農地保有合理化事業」とする。

3 新令第三十九条の七第五項及び第九項の規定は、法人が施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日以前に旧法第六十五条の七第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日以前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日以前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで（旧法第六十五条の七第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九条の七第一項、第七項、第十項、第十四項から第二十一項まで、第二十三項、第二十四項、第二十八項、第二十九項及び第三十一項から第四十七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五項	とき（第三十九条の百六十九項前段	とき（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六十九項前段
第十八項	第三十九条の百六十二項前段	旧効力連結措置法施行令第三十九条の百六十二項前段
第二十三項	第六十八条の七十八第八項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第八項
第二十四項	法第六十八条の七十八第八項	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第八項
第三十四項第二号及び第四号	法第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
第三十七項	法第六十八条の七十八第一項に規定する	旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項に規定する
第三十八項	法第六十八条の七十九第八項 又は第六十八条の七十九第五項 法第六十八条の七十九第五項	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項 又は旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項 旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項
第四十三項	法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産	旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産

5 改正法附則第九十条第八項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四項	第六十八条の七十九第五項 、法第六十八条の七十九第八項 法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産	旧効力連結措置法第六十八条の七十九第五項 、旧効力連結措置法第六十八条の七十九第八項 旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産
第三十九條の九 第一項第二号	又は の規定	若しくは 又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の九の規定
第三十九條の九 第二項第二号	又は の規定	若しくは 又は旧効力措置法第六十五条の七第一項（旧効力措置法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）の規定
第三十九條の二 第十八第二号	（又は の規定	（若しくは 又は旧効力措置法第六十五條の七第九項（旧効力措置法第六十五條の八第八項において準用する場合を含む。）の規定
第三十九條の二 第十八第三号	（又は の規定	（若しくは 又は旧効力措置法第六十五條の八第八項において準用する場合を含む。）の規定

6 改正法附則第九十条第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百二十二條の十四第三項	特例等）の規定	特例等）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項（法人の資産の譲渡等の場合の譲渡の特例）に関する経過措置の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
第二百二十三條の八第九項第四号	同法	租税特別措置法
第二百二十三條の八第九項第四号	第十一項又は（に規定する	第十一項若しくは（又は旧効力措置法第六十五条の八第十項若しくは第十一項（特定の資産の譲渡に伴い特別勸定を設けた場合の課税の特例）に規定する

第二百二十三条の八
第十一項第二号

又は 特例等)の規定	若しくは 特例等)又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(特定の資産の買換えの場合の課税の特例等)の規定
同法	租税特別措置法

7 法人の譲渡をした改正法附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産が、新法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄又は震災特例法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、その譲渡をした資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第八号、新法第六十五条の七第一項の表の各号又は震災特例法第十九条第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定を適用する。

8 法人の取得をした旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産が、新法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄又は震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、その取得をした資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第八号、新法第六十五条の七第一項の表の各号又は震災特例法第十九条第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定を適用する。

9 前二項の規定は、旧効力措置法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算、新法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算又は震災特例法第二十条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び旧効力措置法第六十五条の八第七項において準用する旧効力措置法第六十五条の七第一項若しくは旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する旧効力措置法第六十五条の七第九項、新法第六十五条の八第七項において準用する新法第六十五条の七第七項若しくは新法第六十五条の八第八項において準用する新法第六十五条の七第九項又は震災特例法第二十条第七項において準用する震災特例法第十九条第一項若しくは震災特例法第二十条第八項において準用する震災特例法第十九条第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算について準用する。

(国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)
第二十四条 新令第三十九条の十二第九項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)
第二十五条 法人が施行日前に支出した旧令第三十九条の二十二第二項第三号、第五号から第七号まで及び第十号に掲げる業務に係る基金に充てるための負担金については、なお従前の例による。

(中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第二十六条 施行日から平成二十六年九月三十日までの間における新令第三十九条の四十一第九項及び第十項の規定の適用については、同条第九項中「金額及び法第六十八条の十一第二十項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」とあるのは「金額」と、同条第十項中「金額及び法第六十八条の十一第二十一項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法」とあるのは「金額は、同法」とする。
(連結法人が沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
第二十七条 改正法附則第九十条第二項の規定により旧法第四十二条の九第一項の表の第二号の上欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一項の表の第二号の上欄に掲げる地区とみなして新法第六十八条の十三の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令第三十九条の四十三第一項(新令第二十七条の九第一項第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖繩振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

2 改正法附則第九十条第三項の規定により旧法第四十二条の九第一項の表の第四号の上欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一項の表の第四号の上欄に掲げる地区とみなして新法第六十八条の十三の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令第三十九条の四十三第一項(新令第二十七条の九第一項第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖繩振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

3 新令第三十九条の四十三第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。
(連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第二十八条 施行日から平成二十六年九月三十日までの間における新令第三十九条の四十四第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「金額及び法第六十八条の十四第十三項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」とあるのは「金額」と、同条第六項中「金額及び法第六十八条の十四第十四項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法」とあるのは「金額は、同法」とする。

(連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
第二十九条 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が改正法附則第九十条第二項の規定により読み替えて適用される新法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人及びその各連結子法人に係る新令第三十九条の四十六第八項の規定の適用については、当該連結親法人又はその連結子法人のうち次の各号に掲げる連結法人に該当するもの(以下この条において「特例連結法人等」という。)に係る同項第一号に掲げる金額には当該各号に定める金額を含むものとし、同項第二号に掲げる金額には各特例連結法人等の当該各号に定める金額の合計額を含むものとする。

一 改正法附則第九十条第二項の規定により読み替えて適用される新法第六十八条の十五の五第一項に規定する経過雇用者給与等支給増加額の計算の基礎となつた連結親法人又はその連結子法人 当該連結親法人又はその連結子法人の改正法附則第九十条第二項に規定する対象経過年度である同項に規定する経過年度を新法第六十八条の十五の五第二項第三号に規定する適用年度とみなした場合に同項に規定する雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額を控除した金額

二 改正法附則第百二十二条第四項に規定する特例連結法人 同項各号に掲げる事業年度である当該特例連結法人の同項に規定する特例対象事業年度の期間を改正法附則第八十二条第二項に規定する経過年度として当該特例連結法人の改正法附則第百二十二条第二項に規定する特例連結事業年度の期間に相当する事業年度について改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する新法第四十二条の十二の四の規定を適用した場合の同条第一項に規定する経過雇用者給与等支給増加額

(連結法人が生産性向上設備等を取付した場合の特例償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第三十条 施行日から平成二十六年九月三十日までの間における新令第三十九条の四十七第七項の規定の適用については、同項中「金額及び法第六十八條の十五の六第十六項の規定により読み替えて適用される地方税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」とあるのは、「金額」とする。

(連結法人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置)
第三十一条 改正法附則第百十五條第四項の規定により旧法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区を新法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして新法第六十八條の二十七第一項の規定を適用する場合は、新令第二十八條の九第一項第三号の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖繩振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

2 新令第三十九條の五十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧令第二十八條の九第六項に規定する奄美群島内の市町村の長が策定した同条第十三項に規定する産業投資促進計画で施行日前にその計画期間を開始したもの(以下この項において、「旧産業投資促進計画」という。)については、施行日から平成二十六年六月三十日(その日までに、当該市町村が作成した奄美群島振興開発特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興促進計画につき同条第八項の認定を受けた場合には、その認定を受けた日の前日)までの間は、当該計画期間を新令第三十九條の五十六第二項に規定する計画期間と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村が作成した同条第四項第三号に定める認定産業振興促進計画と、それぞれみなして、同条第二項(新法第六十八條の二十七第二項の表の第三号に係る部分に限る。)及び第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

4 改正法附則第百十五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の二十七(第二項の表の第二号(旧法第四十五條第二項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定に基づく旧令第三十九條の五十六第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中、「法第四十五條第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において、「旧効力措置法」という。)(第四十五條第一項」と、同条第三項中、「第二十八條の九第十二項」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則第二十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下この条において、「旧

効力措置法施行令」という。)(第二十八條の九第十二項」と、同条第四項中、「第二十八條の九第十三項」とあるのは、「旧効力措置法施行令第二十八條の九第十三項」と、同条第六項第二号中、「第二十八條の九第十八項」とあるのは、「旧効力措置法施行令第二十八條の九第十八項」と、同条第八項中、「法第四十五條第二項」とあるのは、「旧効力措置法第四十五條第二項」と、第二十八條の九第十九項」とあるのは、「旧効力措置法施行令第二十八條の九第十九項」とする。
(沖繩の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置)
第三十二条 改正法附則第百十七條第四項の規定の適用を受ける同項に規定する旧認定法人の施行日以後に終了する連結事業年度における新令第三十九條の九十の規定の適用については、同条第十項第一号中、「百分の四十」とあるのは、「百分の三十五」とする。

2 改正法附則第百十七條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の六十三(第一項の表の第三号に係る部分に限る。))の規定に基づく旧令第三十九條の九十一項から第三項まで及び第五項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第三号中、「沖繩振興特別措置法施行令」とあるのは、「沖繩振興特別措置法施行令」と、改正する政令(平成二十六年政令第百三十六号)による改正前の沖繩振興特別措置法施行令」と、同条第五項中、「の規定を」とあるのは、「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第二十六條の三第一項の規定を」と、同条第八項中、「軽減対象連結所得金額の百分の四十に相当する金額(同条第一項」とあるのは、「軽減対象連結所得金額(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則第三十二條第三項の規定により読み替えて適用される同令第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九條の九十六項の規定の適用がある場合には、同項第一号に定める金額。以下この項において同じ。))の百分の四十に相当する金額(法第六十八條の六十三第一項」とする。
3 改正法附則第百十七條第五項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定の中欄の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

前項の	第三十九條の九 第十第六項	特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額)	特定事業所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第百十七條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力措置法」という。)(第六十八條の六十三第一項の表の第三号の中欄に掲げる地区内で行う同項の下欄に掲げる事業(以下この項において「旧特定事業」という。))を含む対象連結欠損金額)
連結所得の金額の合計額	連結法人に該当する同項	連結法人(旧効力措置法第六十八條の六十三第一項の表の第三号の上欄に掲げる連結法人を含む。)	連結法人(旧効力措置法第六十八條の六十三第一項の表の第三号の上欄に掲げる連結法人を含む。)
連結所得の金額(旧特定事業にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(第一号において「旧効力措置法施行令」という。)(第三十九條の九十三項に規定する軽減対象連結所得金額)の合計額	前項並びに同条第三項の	連結所得の金額(旧特定事業にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(第一号において「旧効力措置法施行令」という。)(第三十九條の九十三項に規定する軽減対象連結所得金額)の合計額	連結所得の金額(旧特定事業にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(第一号において「旧効力措置法施行令」という。)(第三十九條の九十三項に規定する軽減対象連結所得金額)の合計額

第三十九條の九 第十號	第六十八條の六十三第一項	第六十八條の六十三第一項又は旧効力措置法第六十八條の六十三第一項
第三十九條の九 第十號	規定する連結所得の金額	規定する連結所得の金額又は旧効力措置法施行令第三十九條の九第十號第三項に規定する軽減対象連結所得金額
第三十九條の九 第十號	第六十二條の九第一項	第六十二條の九第一項並びに旧効力措置法第六十八條の六十三第一項
第三十九條の九 第十號	の規定を適用せず	並びに旧効力措置法第六十八條の六十三第一項の規定を適用せず
第三十九條の九 第十號	第五項の規定	第五項並びに旧効力措置法第六十八條の六十三第一項の規定
第三十九條の九 第十號	同法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損金額	法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別帰属損金額

4

改正法附則第一百七十五條の十三の第二項の規定の適用については、これらの規定中「規定を適用しない」とあるのは、「規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第一百七十五條の十三の第二項の規定の適用については、これらの規定中「規定を適用しない」とあるのは、「規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第一百七十五條の十三の第二項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の六十三第一項（沖繩の認定法人の連結所得の特別控除）」の規定を適用しない」とする。

第三十三條 改正法附則第二百二十二條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の七十八から第六十八條の八十八まで（旧法第六十八條の七十八第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧令第三十九條の百六第一項、第四項、第八項から第十五項まで、第十七項、第十八項、第二十二項、第二十三項及び第二十五項から第四十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九項	とき（第三十九條の七第十項前段）	とき（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百十五号）附則第二十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧効力単体措置法施行令」という。）第三十九條の七第十項前段）
第十二項	連結事業年度（第三十九條の七第十項前段）	連結事業年度（旧効力単体措置法施行令第三十九條の七第十項前段）
第十七項	第六十五條の七第八項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十條第八項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五條の七第八項

2

改正法附則第二百二十二條第八項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八項	法第六十五條の七第八項	旧効力単体措置法第六十五條の七第八項
第二十八項第一号及び第四号	法第六十五條の八第四項	旧効力単体措置法第六十五條の八第四項
第三十一項	法第六十五條の七第一項に規定する	旧効力単体措置法第六十五條の七第一項に規定する
第三十二項	法第六十五條の八第七項	旧効力単体措置法第六十五條の八第七項
第三十六項	法第六十五條の八第四項	旧効力単体措置法第六十五條の八第四項
第三十七項	法第六十五條の八第七項	旧効力単体措置法第六十五條の八第七項
第三十九條の百八第一項第二号	又は	若しくは
第三十九條の百八第二項第二号	又は	若しくは
第三十九條の百二十四第一項第二号	又は	若しくは
第三十九條の百二十四第一項第三号	又は	若しくは

3 改正法附則第二百二十二条第八項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第百五十五条の四 まで又は 特例等)の規定</p>	<p>まで若しくは 特例等)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第百二十二条第八項(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力措置法」という。)第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(特定の資産の買換えの場合の課税の特例等)の規定</p>
<p>同法 第十二項又は 益金算入)に規定する</p>	<p>第十二項若しくは 第十二項若しくは旧効力措置法第六十八條の七十九第十一項若しくは第十二項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)に規定する</p>
<p>同法 若しくは第六十八條の七十八</p>	<p>若しくは第六十八條の七十八 若しくは第六十八條の七十八</p>
<p>同法 租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法 租税特別措置法</p>

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の譲渡をした改正法附則第二百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八條の七十八第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産が、新法第六十八條の七十八第一項の表の各号の上欄又は震災特別法第二十七條第一項の表の各号の上欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項、新法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項又は震災特別法第二十七條第一項若しくは第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、その譲渡をした資産の全部又は一部は、当該連結親法人又はその連結子法人の選択により、旧効力措置法第六十八條の七十八第一項の表の第八号、新法第六十八條の七十八第一項の表の各号又は震災特別法第二十七條第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項、新法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項又は震災特別法第二十七條第一項若しくは第八項の規定を適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の取得をした旧効力措置法第六十八條の七十八第一項の表の第八号の下欄に掲げる資産が、新法第六十八條の七十八第一項の表の各号の下欄又は震災特別法第二十七條第一項の表の各号の下欄に掲げる資産にも該当する場合における旧効力措置法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項、新法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項又は震災特別法第二十七條第一項若しくは第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、その取得をした資産の全部又は一部は、当該連結親法人又はその連結子法人の選択により、旧効力措置法第六十八條の七十八第一項の表の第八号、新法第六十八條の七十八第一項の表の各号のうち、その該当する号のいずれかの号の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項、新法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項又は震災特別法第二十七條第一項若しくは第八項の規定を適用する。

6 前二項の規定は、旧効力措置法第六十八條の七十九第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額の計算、新法第六十八條の七十九第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び旧効力措置法第六十八條の七十九第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び旧効力措置法第六十八條の七十九第一項の特別勘定の金額の計算が、旧効力措置法第六十八條の七十八第一項若しくは旧効力措置法第六十八條の七十九第九項において準用する旧効力措置法第六十八條の七十八第九項、新法第六十八條の七十九第九項において準用する新法第六十八條の七十八第九項又は震災特別法第二十八條第六十八條の七十九第九項において準用する新法第六十八條の七十八第九項又は震災特別法第二十八條第六十八條の七十九第九項において準用する新法第六十八條の七十八第九項若しくは震災特別法第二十八條第九項において準用する震災特別法第二十七條第八項の規定により損金の額に算入される金額の計算について準用する。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十四條 新令第三十九條の百二十二第八項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第三十五條 新令第四十條の三第三号の三の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新令第四十條の三第四号及び第四十條の四第三項第十二号の規定は、附則第一条第十三号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3 改正法附則第二百二十八條第四項の規定の適用がある場合における同項第一号から第九号までに掲げる受贈者(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十六條第四項の規定の適用を受けた者を除く。)に対する新法第七十條の四第十項第三号の規定の適用については、同号中「場合(当該貸付特別適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）」とあるのは、「場合」とする。

4 改正法附則第二百二十八條第八項の規定の適用がある場合における同項第一号から第六号までに掲げる農業相続人(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十六條第八項の規定の適用を受けた者を除く。)に対する新法第七十條の六第十二項第三号の規定の適用については、同号中「場合(当該貸付特別適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）」とあるのは、「場合」とする。

5 施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新令第四十條の七の規定の適用については、同条第十六項第一号中「第九項」とあるのは「第八項」と、同項第二号中「第四十條の八の二第十三項」とあるのは「第四十條の八の二第十四項」とする。

6 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例により同法に規定する旧農地保有合理化法人が新たに同法に規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は同法附則第四条第一項の規定により同項各号に掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業の実施についてなお従前の例によることとされる場合には、旧令第四十條の六第九項(第四号に係る部分に限る。)、第四十六項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五十五項並びに第四十條の七第八項、第五十項(第一号に係る部分に限る。)、及び第五十四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中、農業経営基盤強化促進法とあるのは、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二号)第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

7 改正法附則第二百二十八条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の四の二第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第七十条の六の二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第四十条の六の二第一項及び第四十条の七の二第一項の規定は、なおその効力を有する。

8 附則第一条第十四号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新令第四十条の八の二の規定の適用については、同条第二十項中「第十三項」とあるのは、「第十四項」とする。

9 附則第一条第十四号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新令第四十条の八の五の規定の適用については、同条第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」とあるのは、「第七十条の二の三」とする。

10 新令第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

11 改正法附則第二百二十八条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の十二第三項の規定に基づく旧令第四十条の十一の二の規定は、なおその効力を有する。

(非製品ガスに係る石油石炭税の還付の申請等に関する経過措置)

第三十六条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新令第五十条の二の二第六項の規定の適用については、同項中「法第九十条の三の二第一号」とあるのは、「相続特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第三項第一号」とする。

(相続特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正)

第三十七条 相続特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改める。

第二条第二号中「第四十二条の六(第五項)」を「第四十二条の六(第十二項)」に改め、第四項を除く。)の下に、「第四十二条の十(第五項を除く。)」を、「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の五」を加え、同条第三号中「第五十五条の五」を「第五十五条の二(第二項、第七項及び第九項を除く。)、第五十五条の三(第三項から第六項までを除く。)、第五十五条の五」に、「及び第九項」を、「及び第十項」に改め、同条第七号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十三号中「第六十八条の十一(第五項)」を「第六十八条の十一(第十二項)」に改め、「第四項を除く。)」の下に、「第六十八条の十四(第五項を除く。)」を、「第六十八条の十五の五」の下に、「第六十八条の十五の六」を加え、「第六十八条の二十」を「第六十八条の十九」に改め、同条第十四号中「第六十八条の四十四」を「第六十八条の四十三の二(第二項、第八項及び第十項を除く。)、第六十八

条の四十三の三(第三項及び第四項を除く。)、第六十八條の四十四」に、「第六十八條の五十四(第三項から第五項)」を「第六十八條の五十四(第二項から第四項)」に改め、同条第十八号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二十三号及び第二十四号中「第五項を除く」を「第三項に係る部分に限る」に改め、同条第二十五号を次のように改める。

二十五 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規定による改正前の相続特別措置法第四十四条及び第六十八條の二十の規定

(相続特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三十八条 相続特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第三項の表第十八項の項中「法第六十八条の四十五第一項」を「旧効力措置法第六十八條の四十五第一項」に改める。

八條の四十五第一項	第三十二條の二十四項から第十六項まで	相続特別措置法施行令等の一部を(平成二十六年政令第四百四十五号)による改正前の相続特別措置法の項において「旧令」という。第十二項から第十四項まで
	法第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五
	第三十二條の二十六項	旧令第三十二條の二十四項
	資源特定債権(以下この項	資源特定債権(第一号及び第二号

改正する政令第一條(以下この項)	第三十二條の二十四項から第十六項まで	相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四百四十五号)第一條の規定による改正前の相続特別措置法施行令(以下この項において「旧令」という)第三十二條の二十四項から第十四項まで
第一項		に改める。

(相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第三十九条 相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項の表法第六十八條の四十五第一項の項の前に次のように加える。

第三十二條の二十四項から第十六項まで	相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四百四十五号)第一條の規定による改正前の相続特別措置法施行令(以下この項において「旧令」という)第三十二條の二十四項から第十四項まで
--------------------	---

附則第二十三条第一項の表法第六十八條の四十五第一項の項の次に次のように加える。	
第三十二條の二十六項	旧令第三十二條の二十四項
資源特定債権(以下この項	資源特定債権(第一号及び第二号

(相続特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四十条 相続特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條の表第四項の項中「以下この項において「平成二十五年改正法」という。」を削り、「平成二十五年改正法第八條の規定による改正前」を「同法第八條の規定による改正前」に、「平成二十五年改正法第八條の規定による改正後」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十條の規定による改正後」に、「相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十五年政令第四百四十四号)」を「相続特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第四百四十五号)第一條の規定」に改め、同表第四項第一号の項から第五項の項までを次のように改める。

第一号の項から第五項の項までを次のように改める。

又は法	「第六十八條の九第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた法」とする	又は「と、	「第六十八條の九第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた法」とする	及び法	あるのは「法	(法	第六十八條の九の二第二項第三号の規定により読み替えられた法	前条第七項第三号イ中「	法第六十八條の九第十一項第三号	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	又は法
又は旧租税特別措置法	「第六十八條の九第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法」とする	又は旧租税特別措置法施行令第三十九條の三十九項」とする	「第六十八條の九第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法」とする	及び旧租税特別措置法	あるのは「旧租税特別措置法	(旧租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧租税特別措置法」という。)第六十八條の九の二第二項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法	新租税特別措置法施行令第三十九條の三十九項第三号イ中「法	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項第三号イ中「法	又は旧租税特別措置法	

又は法	「第六十八條の九の二第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第七項」とする	又は「と、	「第六十八條の九の二第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第七項」とする	同項の	あるのは、	同項の	法第六十八條の九の二第七項	法第六十八條の九第十一項	前条第三十八項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	又は「と、
又は旧租税特別措置法	「第六十八條の九の二第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第七項」とする	又は「と、	「第六十八條の九の二第七項」とあるのは「第六十八條の九の二第七項」とする	同項の	あるのは、	同項の	法第六十八條の九の二第七項	法第六十八條の九第十一項	前条第三十八項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項	又は「と、

附則第二十二條の表第五項第三号の項の次に次のように加える。

第十七項
法第六十八條の九の二第十三項

附則第二十二條の表第十八項の項を次のように改める。

第十八項
法第六十八條の九の二第七項

(地方自治法施行令の一部改正)

第四十一条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の項第一号中、第三十九条の七第七項を、第三十九条の七第六項に改め、同項第二号中、第四十条の六第三項、第五項、第十三項、第十六項第二号、第三十八項及び第四十五項第四号(第四十条の七第四十九項)を、第四十条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第十八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四号(第四十条の七第五十六項)に、第四項、第十八項第二号及び第四十三項を、第五項、第九項、第二十項第二号及び第五十項に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第四十二条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第九十条の六の二第一項」の下に、「第九十条の六の三第一項」を加える。

附則第十六項中(昭和五十九年法律第七十二号)を削り、たばこ税法第三条を、同法第三条に改める。

附則第十七項中(昭和三十二年法律第二十六号)を削り、千分の九百五十五を、千分の九百五十七に、千分の四十五を、千分の四十三に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令の一部改正)

第四十三条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令(平成十九年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

財務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 安倍 晋三